

## 3.2 社会的状況等

### 3.2.1 人口及び産業

#### (1) 人口

平成29年における仙台市全体の人口が1,060,545人、世帯数が505,653戸、人口密度が1,348.8人/km<sup>2</sup>であった。このうち、青葉区の人口が292,649人、世帯数が150,268戸、人口密度が968.3人/km<sup>2</sup>、泉区の人口が214,890人、世帯数が94,079戸、人口密度が1,465.7人/km<sup>2</sup>であった。

平成25年から平成29年の人口・世帯数の推移は、仙台市及び青葉区では、人口・世帯数ともに増加傾向、泉区では人口が減少傾向、世帯数が増加傾向であった。

平成29年の仙台市の人口・世帯数・人口密度を表3.2-1、平成25年～平成29年の人口・世帯数の推移を表3.2-2に示す。

表 3.2-1 仙台市の人口・世帯数・人口密度（平成29年12月末現在）

市区	面積 [km <sup>2</sup> ]	人口[人]			世帯数 [戸]	人口密度 [人/km <sup>2</sup> ]
		総数	男	女		
仙台市	786.30	1,060,545	514,424	546,121	505,653	1,348.8
青葉区	302.24	292,649	140,483	152,166	150,268	968.3
泉区	146.61	214,890	104,171	110,719	94,079	1,465.7

出典：「平成29年住民基本台帳に基づく宮城県の人口移動調査年報」（宮城県、平成30年2月）

表 3.2-2 仙台市の人口・世帯数の推移

市区	年次 <sup>※1</sup>	人口[人]	世帯数[戸]
仙台市	平成25年	1,049,578	484,364
	平成26年	1,053,509	490,085
	平成27年	1,056,503	495,783
	平成28年	1,058,517	500,534
	平成29年	1,060,545	505,653
青葉区	平成25年	290,144	145,866
	平成26年	291,285	147,207
	平成27年	292,262	148,575
	平成28年	292,335	149,247
	平成29年	292,649	150,268
泉区	平成25年	217,463	90,971
	平成26年	217,139	91,671
	平成27年	216,565	92,548
	平成28年	215,626	93,302
	平成29年	214,890	94,079

※1) 各年12月末時点の数値を示す。

出典：「平成25年～平成29年住民基本台帳に基づく宮城県の人口移動調査年報」（宮城県、平成25年～平成29年）

自然動態は、平成 29 年では仙台市で出生 8,729 人、死亡 8,825 人で 96 人の減少、このうち青葉区は出生 2,249 人、死亡 2,473 人で 224 人の減少、泉区は出生 1,480 人、死亡 1,707 人で 227 人の減少となっている。自然動態増減（自然増加数）は、仙台市では平成 25 年から平成 28 年は増加しているものの、増加数は少なくなっており、平成 29 年には減少に転じている。青葉区は平成 25 年から 26 年は増加しているものの、平成 27 年以降は減少、泉区は平成 27 年まで増加しているものの、平成 28 年以降は減少している。

社会動態は、平成 29 年では仙台市で転入 69,356 人、転出 67,232 人で 2,124 人の増加、このうち青葉区は転入 21,311 人、転出 20,773 人で 538 人の増加、泉区は転入 10,610 人、転出 11,119 人で 509 人の減少となっている。仙台市及び青葉区は平成 25 年から平成 29 年で増加している。泉区は平成 25 年で増加しているものの、平成 26 年以降は減少している。

自然動態と社会動態を合わせた人口動態（増加数）をみると、仙台市及び青葉区は人数に変動があるものの増加傾向、泉区は平成 26 年以降減少傾向となっている。

仙台市の人口動態の推移を表 3.2-3 に示す。

表 3.2-3 仙台市の人口動態の推移

市区	年次※1	自然動態[人]			社会動態[人]			人口増減 [人]
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
仙台市	平成 25 年	9,741	8,114	1,627	70,567	65,302	5,265	6,892
	平成 26 年	9,306	8,244	1,062	69,874	67,005	2,869	3,931
	平成 27 年	9,247	8,550	697	72,235	69,938	2,297	2,994
	平成 28 年	9,012	8,628	384	68,858	67,228	1,630	2,014
	平成 29 年	8,729	8,825	-96	69,356	67,232	2,124	2,028
青葉区	平成 25 年	2,471	2,378	93	22,416	20,060	2,356	2,449
	平成 26 年	2,467	2,381	86	21,981	20,926	1,055	1,141
	平成 27 年	2,296	2,530	-234	22,503	21,292	1,211	977
	平成 28 年	2,259	2,463	-204	20,992	20,715	277	73
	平成 29 年	2,249	2,473	-224	21,311	20,773	538	314
泉区	平成 25 年	1,769	1,474	295	12,474	11,648	826	1,121
	平成 26 年	1,712	1,476	236	11,141	11,701	-560	-324
	平成 27 年	1,646	1,581	65	11,294	11,933	-639	-574
	平成 28 年	1,570	1,665	-95	10,644	11,488	-844	-939
	平成 29 年	1,480	1,707	-227	10,610	11,119	-509	-736

※1) 各年 12 月末時点の数値を示す。

出典：「平成 25 年～平成 29 年住民基本台帳に基づく宮城県の人口移動調査年報」（宮城県、平成 25 年～平成 29 年）

## (2) 産業

仙台市全体における平成 27 年の全就業者数は 479,339 人であり、第一次産業が 3,717 人 (0.8%)、第二次産業が 77,038 人 (16.1%)、第三次産業が 386,007 人 (80.5%)、このほか分類不能が 12,577 人 (2.6%) であった。

仙台市全体における産業分類別就業者数の割合は、いずれの調査年次においても第三次産業の割合が最も高く、次いで第二次産業の割合が高かった。

平成 22 年から平成 27 年の就業者数の増加率は、第一次産業が 7.2% の減少、第二次産業が 14.7% の増加、第三次産業が 3.5% の増加であった。また、産業分類別の就業者数は、複合サービス事業 (61.1%)、漁業 (42.4%)、不動産業、物品賃貸業 (21.6%) 等で増加し、最も減少率が大きかった産業分類は、分類不能の産業を除き、農業、林業 (-7.9%) であった。

仙台市の産業分類別就業者数及び構成比を表 3.2-4 に示す。

表 3.2-4 仙台市の産業分類別就業者数及び構成比

仙台市	産業分類 (大分類)	平成 22 年		平成 27 年		増加率 <sup>※1</sup> [%]
		就業者数 [人]	構成比 [%]	就業者数 [人]	構成比 [%]	
第一次産業	農業、林業	3,946	0.9	3,633	0.8	-7.9
	漁業	59	0.0	84	0.0	42.4
	小計	4,005	0.9	3,717	0.8	-7.2
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	61	0.0	67	0.0	9.8
	建設業	37,336	8.1	44,748	9.3	19.9
	製造業	29,765	6.5	32,223	6.7	8.3
	小計	67,162	14.6	77,038	16.1	14.7
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	3,967	0.9	4,481	0.9	13.0
	情報通信業	16,695	3.6	17,762	3.7	6.4
	運輸業、郵便業	26,850	5.8	26,926	5.6	0.3
	卸売業、小売業	97,709	21.3	94,156	19.6	-3.6
	金融業、保険業	14,705	3.2	14,619	3.0	-0.6
	不動産業、物品賃貸業	12,562	2.7	15,279	3.2	21.6
	学術研究、専門・技術サービス業	18,408	4.0	19,950	4.2	8.4
	宿泊業、飲食サービス業	32,172	7.0	31,015	6.5	-3.6
	生活関連サービス業、娯楽業	17,473	3.8	17,216	3.6	-1.5
	教育、学習支援業	28,914	6.3	29,961	6.3	3.6
	医療、福祉	49,176	10.7	57,503	12.0	16.9
	複合サービス事業	1,939	0.4	3,123	0.7	61.1
	サービス業 (他に分類されないもの)	34,555	7.5	34,403	7.2	-0.4
	公務 (他に分類されるものを除く)	17,816	3.9	19,613	4.1	10.1
	小計	372,941	81.2	386,007	80.5	3.5
分類不能の産業		15,372	3.3	12,577	2.6	-18.2
総数		459,480	100.0	479,339	100.0	4.3

※1) 増加率 = (平成 27 年就業者数 - 平成 22 年就業者数) / 平成 22 年就業者数 × 100

出典：「平成 22 年国勢調査 (宮城県)」 「平成 27 年国勢調査 (宮城県)」 (総務省統計局 HP、平成 30 年 6 月閲覧)

青葉区における平成 27 年の全就業者数は 133,659 人であり、第一次産業が 613 人 (0.5%)、第二次産業が 18,225 人 (13.6%)、第三次産業が 110,277 人 (82.5%)、このほか分類不能が 4,544 人 (3.4%) であった。

青葉区における産業分類別就業者数の割合は、いずれの調査年次においても第三次産業の割合が最も高く、次いで第二次産業の割合が高かった。

平成 22 年から平成 27 年の就業者数の増加率は、第一次産業が 2.2% の増加、第二次産業が 23.4% の増加、第三次産業が 6.9% の増加であった。また、産業分類別の就業者数は、複合サービス事業 (78.5%)、漁業 (44.4%)、製造業 (25.2%) 等で増加し、最も減少率が大きかった産業分類は、分類不能の産業を除き、卸売業、小売業 (-1.6%) であった。

青葉区の産業分類別就業者数及び構成比を表 3.2-5 に示す。

表 3.2-5 青葉区の産業分類別就業者数及び構成比

青葉区	産業分類 (大分類)	平成 22 年		平成 27 年		増加率*1 [%]
		就業者数 [人]	構成比 [%]	就業者数 [人]	構成比 [%]	
第一次産業	農業、林業	591	0.5	600	0.4	1.5
	漁業	9	0.0	13	0.0	44.4
	小計	600	0.5	613	0.5	2.2
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	14	0.0	17	0.0	21.4
	建設業	8,683	7.1	10,607	7.9	22.2
	製造業	6,073	4.9	7,601	5.7	25.2
	小計	14,770	12.0	18,225	13.6	23.4
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1,429	1.2	1,627	1.2	13.9
	情報通信業	4,848	3.9	5,210	3.9	7.5
	運輸業、郵便業	4,495	3.7	4,676	3.5	4.0
	卸売業、小売業	22,259	18.1	21,895	16.4	-1.6
	金融業、保険業	4,610	3.8	4,825	3.6	4.7
	不動産業、物品賃貸業	3,896	3.2	4,582	3.4	17.6
	学術研究、専門・技術サービス業	5,909	4.8	6,697	5.0	13.3
	宿泊業、飲食サービス業	10,720	8.7	10,609	7.9	-1.0
	生活関連サービス業、娯楽業	4,880	4.0	4,904	3.7	0.5
	教育、学習支援業	10,182	8.3	10,776	8.1	5.8
	医療、福祉	15,624	12.7	18,483	13.8	18.3
	複合サービス事業	419	0.3	748	0.6	78.5
	サービス業 (他に分類されないもの)	9,015	7.3	9,404	7.0	4.3
	公務 (他に分類されるものを除く)	4,837	3.9	5,841	4.4	20.8
	小計	103,123	83.9	110,277	82.5	6.9
分類不能の産業		4,349	3.5	4,544	3.4	4.5
総数		122,842	100.0	133,659	100.0	8.8

※1) 増加率 = (平成 27 年就業者数 - 平成 22 年就業者数) / 平成 22 年就業者数 × 100

出典: 「平成 22 年国勢調査 (宮城県)」「平成 27 年国勢調査 (宮城県)」(総務省統計局 HP、平成 30 年 6 月閲覧)

泉区における平成27年の全就業者数は97,040人であり、第一次産業が741人(0.8%)、第二次産業が16,527人(17.0%)、第三次産業が77,665人(80.0%)、このほか分類不能が2,107人(2.2%)であった。

泉区における産業分類別就業者数の割合は、いずれの調査年次においても第三次産業の割合が最も高く、次いで第二次産業の割合が高かった。

平成22年から平成27年の就業者数の増加率は、第一次産業が3.1%の増加、第二次産業が14.5%の増加、第三次産業が2.4%の増加であった。また、産業分類別の就業者数は、複合サービス事業(78.1%)、漁業(55.6%)、不動産業、物品賃貸業(24.2%)等で増加し、最も減少率が大きかった産業分類は、分類不能の産業を除き、サービス業(他に分類されないもの)(-3.5%)であった。

泉区の産業分類別就業者数及び構成比を表3.2-6に示す。

表 3.2-6 泉区の産業分類別就業者数及び構成比

泉区	産業分類(大分類)	平成22年		平成27年		増加率 <sup>※1</sup> [%]
		就業者数 [人]	構成比 [%]	就業者数 [人]	構成比 [%]	
第一次産業	農業、林業	710	0.8	727	0.7	2.4
	漁業	9	0.0	14	0.0	55.6
	小計	719	0.8	741	0.8	3.1
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	13	0.0	14	0.0	7.7
	建設業	8,146	8.6	9,564	9.9	17.4
	製造業	6,271	6.7	6,949	7.2	10.8
	小計	14,430	15.3	16,527	17.0	14.5
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	850	0.9	858	0.9	0.9
	情報通信業	3,615	3.8	3,730	3.8	3.2
	運輸業、郵便業	4,666	5.0	4,799	4.9	2.9
	卸売業、小売業	20,408	21.7	19,787	20.4	-3.0
	金融業、保険業	3,294	3.5	3,191	3.3	-3.1
	不動産業、物品賃貸業	2,379	2.5	2,955	3.0	24.2
	学術研究、専門・技術サービス業	3,994	4.2	4,187	4.3	4.8
	宿泊業、飲食サービス業	5,226	5.5	5,119	5.3	-2.0
	生活関連サービス業、娯楽業	3,682	3.9	3,567	3.7	-3.1
	教育、学習支援業	6,574	7.0	6,710	6.9	2.1
	医療、福祉	10,315	11.0	11,869	12.2	15.1
	複合サービス事業	361	0.4	643	0.7	78.1
	サービス業(他に分類されないもの)	6,988	7.4	6,742	6.9	-3.5
	公務(他に分類されるものを除く)	3,524	3.7	3,508	3.6	-0.5
	小計	75,876	80.6	77,665	80.0	2.4
分類不能の産業		3,151	3.3	2,107	2.2	-33.1
	総数	94,176	100.0	97,040	100.0	3.0

※1) 増加率 = (平成27年就業者数 - 平成22年就業者数) / 平成22年就業者数 × 100

出典: 「平成22年国勢調査(宮城県)」「平成27年国勢調査(宮城県)」(総務省統計局HP、平成30年6月閲覧)

### 3.2.2 土地利用

#### (1) 土地利用状況

仙台市における平成 28 年の地目別面積は、森林の面積（45,325ha）が最も多く、次いで宅地の面積（12,994ha）が多かった。平成 24 年から平成 28 年の地目別面積の推移は、農地、水面・河川・水路、道路、宅地の面積が増加し、森林、原野が減少した。

対象事業実施区域及びその周囲における土地利用種は、森林が大部分を占め、河川沿いに田が分布し、その他農用地や荒地が点在している。

仙台市の地目別面積の推移を表 3.2-7 に、対象事業対象事業実施区域及びその周辺の土地利用の状況を図 3.2-1 に示す。

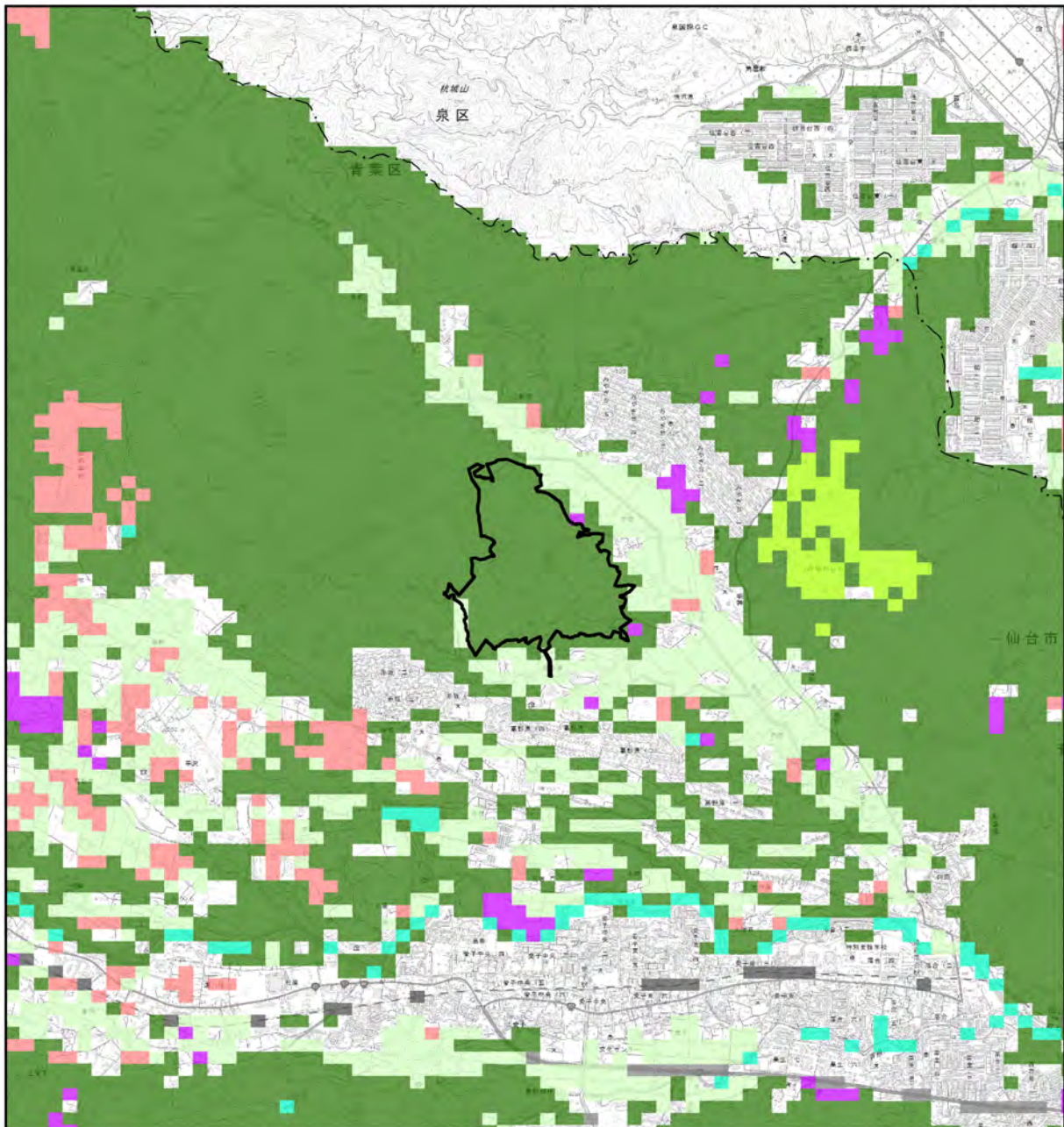
表 3.2-7 仙台市の地目別面積の推移

市	年次	地目別面積[m <sup>2</sup> ] <sup>※1</sup>							
		計	農地	森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
仙台市	平成 24 年	78,585	4,810	45,387	3	2,497	4,963	12,724	8,201
	平成 25 年	78,585	5,830	45,367	3	2,590	4,998	12,846	6,951
	平成 26 年	78,630	6,230	45,347	3	2,608	5,098	12,909	6,435
	平成 27 年	78,630	6,060	45,333	3	2,602	5,077	12,959	6,596
	平成 28 年	78,630	6,050	45,325	1	2,606	5,524	12,994	6,130

※1) 各年 4 月 1 日現在の数値を示す。

出典：「平成 25 年～平成 29 年版宮城県統計年鑑（宮城県、平成 25 年～平成 29 年）」





凡例

- |          |        |         |
|----------|--------|---------|
| 対象事業実施区域 | 土地利用種  | 鉄道      |
| 市区町境界線   | 田      | その他の用地  |
|          | その他農用地 | 河川地及び湖沼 |
|          | 森林     | 海浜      |
|          | 荒地     | 海水域     |
|          | 建物用地   | ゴルフ場    |
|          | 道路     |         |



1:50,000

0 250 500 1,000  
m

出典：「国土数値情報 都市地域土地利用細分メッシュデータ 第1.2版」  
(国土交通省国土政策局国土情報課、平成29年7月閲覧)

図 3.2-1 土地利用の状況

(2) 用途地域

対象事業実施区域は、「都市計画法」（昭和 43 年、法律第 100 号）に基づく市街化調整区域に含まれるが、用途地域の指定はない。また、対象事業実施区域の周囲には、第一種低層住居専用地域や第一種住居地域等の用途地域が存在する。

仙台市の都市計画区域面積を表 3.2-8 に、用途地域の指定状況を図 3.2-2 に示す。

表 3.2-8 仙台市の都市計画区域面積

区域区分		面積[ha] <sup>※1</sup>
都市計画区域		44,293
市街化調整区域		26,258
市街化区域		18,035
用途地域	第一種低層住居専用地域	5,471
	第二種低層住居専用地域	6
	第一種中高層住居専用地域	733
	第二種中高層住居専用地域	1,588
	第一種住居地域	2,941
	第二種住居地域	2,533
	準住居地域	64
	近隣商業地域	973
	商業地域	938
	準工業地域	1,100
	工業地域	459
	工業専用地域	1,229

※1) 平成 30 年 3 月 31 日現在の数値を示す。

出典：「宮城の都市計画（資料編）都市計画決定状況等概要版」（宮城県、平成 30 年）



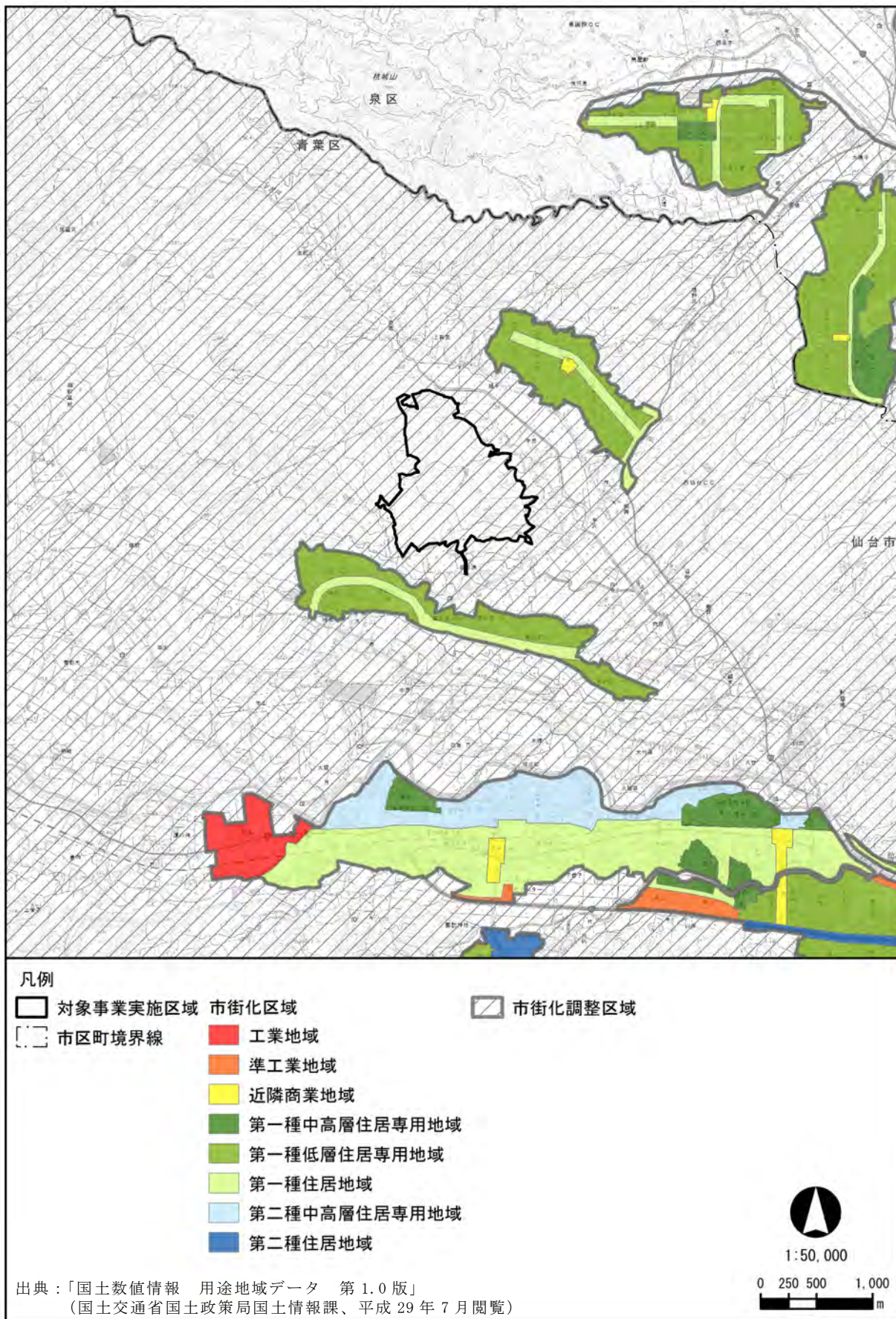


図 3.2-2 用途地域の指定状況

### (3) 周辺開発計画等

調査範囲内には、「環境影響評価法」（平成 9 年、法律第 81 号）及び「仙台市環境影響評価条例」（平成 10 年、仙台市条例第 44 号）に基づく事業は実施されていない。一方、「仙台市土地利用調整条例」（平成 16 年、仙台市条例第 2 号）に基づく太陽光発電の設置に係る事業が 18 件あり、このうち 9 件が現在手続き中の事業である。

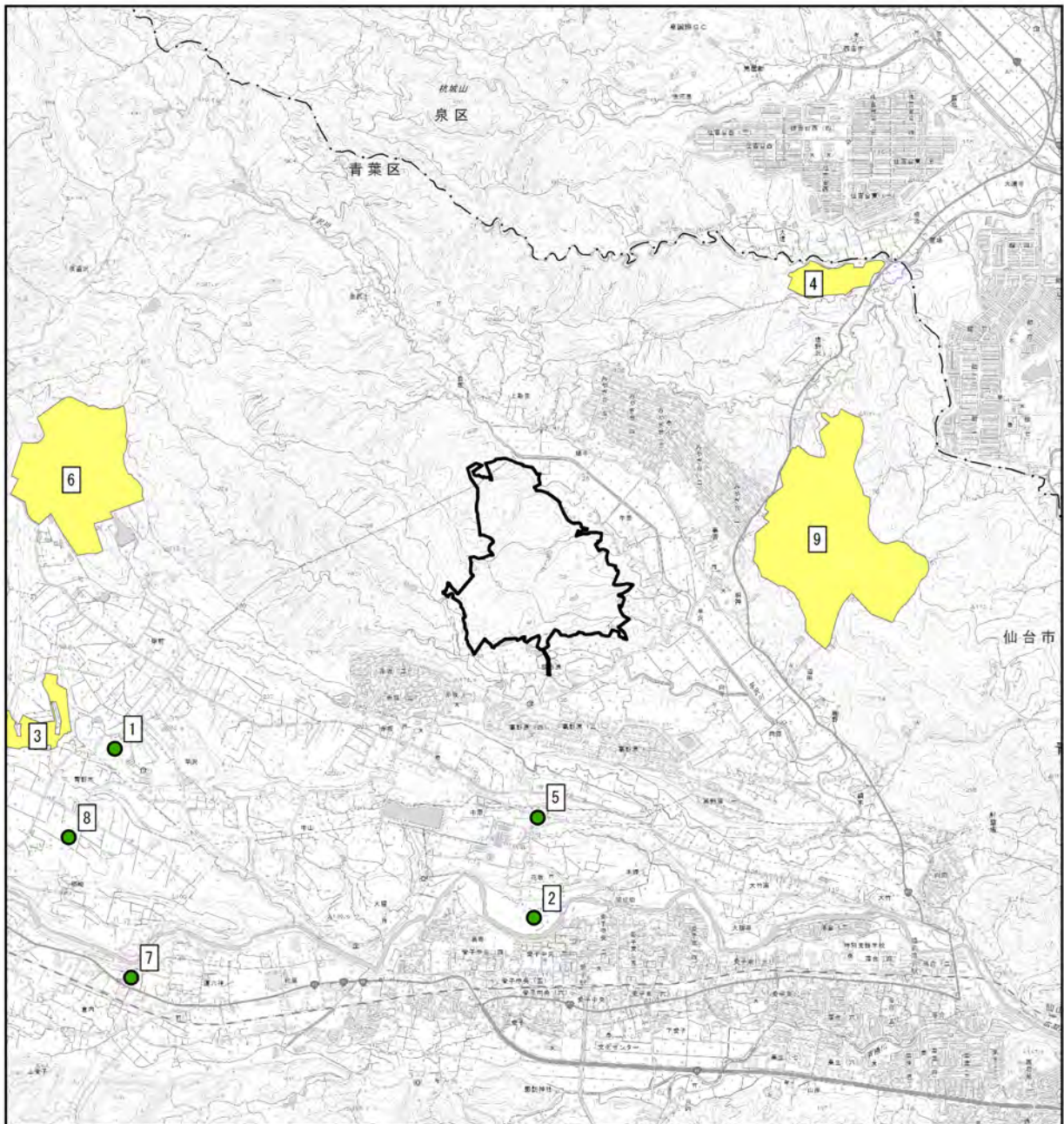
仙台市土地利用調整条例に基づく開発事業を表 3.2-9 に、現在手続き中の開発計画の状況を図 3.2-3 に示す。

表 3.2-9 仙台市土地利用調整条例に基づく開発事業（太陽光発電）

図中 番号	開発事業の名称	種別	事業面積 [ha]	手続き の状況
1	(株) Loop 芋沢字青野木太陽発電所設置事業	区画形質の変更 工作物の新築	1.7	実施中
2	(仮称) 芋沢字花坂ソーラー発電所	工作物の新築	1.2	実施中
3	(仮称) 芋沢地区造成事業	区画形質の変更	13.0	実施中
4	仙台市平沢太陽光発電用地造成計画	区画形質の変更 工作物の新築	17.2	実施中
5	スマイル大竹原発電事業	区画形質の変更 工作物の新築	0.5	実施中
6	(仮称) 青葉区芋沢畑前農業シェアリング太陽光発電	その他	71.9	実施中
7	仙台市上愛子地区太陽光発電用地造成工事	工作物の新築	2.0	実施中
8	仙台市青野木太陽光発電事業	工作物の新築	2.3	実施中
9	西仙台ゴルフ場メガソーラー発電事業 (旧：西仙台ゴルフ場太陽光発電事業)	工作物の新築	115.5	実施中
—	スマイル上愛子発電事業	—	—	完了
—	仙台上愛子第 2 発電所新設事業	—	—	完了
—	仙台上愛子太陽光発電所新設事業	—	—	完了
—	スマイル畑前北発電事業	—	—	完了
—	スマイル青野木発電事業	—	—	完了
—	(仮称) 芋沢メガソーラー事業	—	—	完了
—	自然エネルギー等による発電事業	—	—	完了
—	太陽光発電設備工事	—	—	完了
—	株式会社橋本店 ソーラー発電所（くじらの発電所）	—	—	完了

出典：「土地利用調整条例」（仙台市 HP、平成 30 年 7 月閲覧）



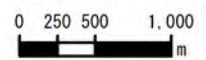


凡例

- 対象事業実施区域
- 事業区域10ha以上の事業
- 市区町境界線
- 事業区域10ha未満の事業



1:50,000



出典：「土地利用調整条例」（仙台市 HP、平成 30 年 7 月閲覧）

図 3.2-3 現在手続き中の開発事業の状況

### 3.2.3 水利用

#### (1) 水利権の設定状況及び利水の状況

対象事業実施区域及びその周囲は、中原浄水場から配水された水を利用している。なお、中原浄水場は、大倉川表流水、大倉ダム放流水及び青下ダム貯留水を水源とする。中原浄水場の諸元を表 3.2-10 に、仙台市の配水区域図を図 3.2-4 に示す。

表 3.2-10 中原浄水場の諸元

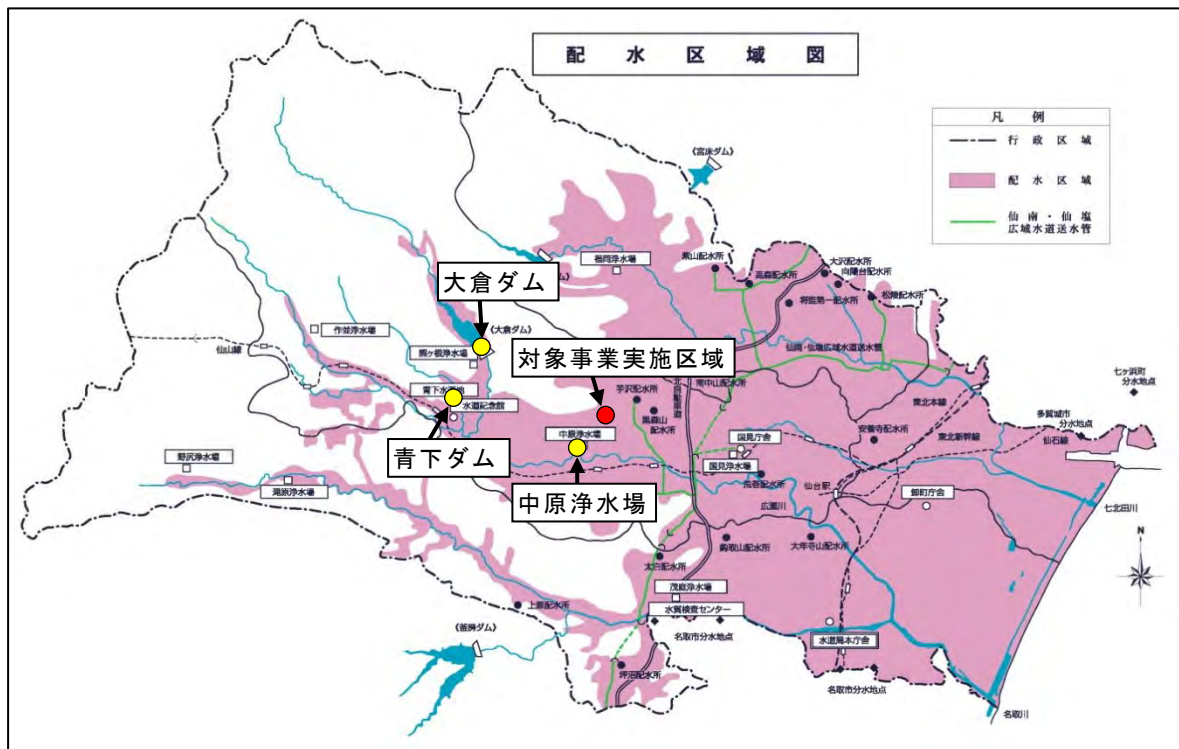
浄水場名	中原浄水場		
河川名	大倉川		青下川
水源	大倉川表流水	大倉ダム放流水	青下ダム貯留水
貯水施設	—	大倉ダム	青下ダム
取水施設	取水門		取水塔
取水方法	自然流下		自然流下
導水施設※1	隧道延長 4,742m 導水管延長 1,008m(口径 600~800mm)		隧道延長 696m 導水管延長 787m(口径 600 mm)
浄水施設	横流式沈澱池 2池 急速ろ過池 8池		
配水能力※2 (施設能力※3)	34,500m <sup>3</sup> /日 (34,500m <sup>3</sup> /日)		
送水施設※1	延長 46,795.7m(口径 200~700mm)		
主な配水施設	浄水場内 8,000m <sup>3</sup> 、五ッ森 1,650m <sup>3</sup> 、赤坂 1,300m <sup>3</sup> 、北山 600m <sup>3</sup> 、白沢 700m <sup>3</sup>		

※1) 管路延長については、平成 29 年 3 月 31 日現在の数値を示す。

※2) 配水能力＝現行水利権等に基づき配水できる能力

※3) 施設能力＝設計に基づく施設の最大能力

出典：「事業概要」（仙台市水道局、平成 30 年 4 月）



出典：「事業概要」（仙台市水道局、平成 30 年 4 月）

図 3.2-4 仙台市配水区域図

## (2) 漁業権の設定状況

対象事業実施区域及びその周囲では、広瀬川において第五種共同漁業（内水面）の漁業権が設定されている。なお、対象事業実施区域及びその周囲に漁業権が設定されている湖沼はない。

漁業権設定状況を表 3.2-11 及び図 3.2-5 に示す。

表 3.2-11 漁業権設定状況

組合名	公示番号	漁業の名称		漁業の時期	漁業の位置
広瀬名取川 漁業協同組合	内共第 19 号	第五種 共同漁業 (内水面)	あゆ漁業 こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 にじます漁業 いわな漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業 わかさぎ漁業	1月1日から12月 31日まで ただし宮城県内水 面漁業調整規則及 び行使規則の禁止 期間を除く。	仙台市 川崎町 地先  広瀬川 新川 大倉川 矢沢

出典：「宮城県内水面漁業調整規則について」（宮城県 HP、平成 30 年 7 月閲覧）  
「宮城県告示第 488 号別冊」（宮城県、平成 25 年 5 月）

## (3) 地下水の利用状況

仙台市における事業所用の井戸の地下水揚水量を表 3.2-12 に示す。

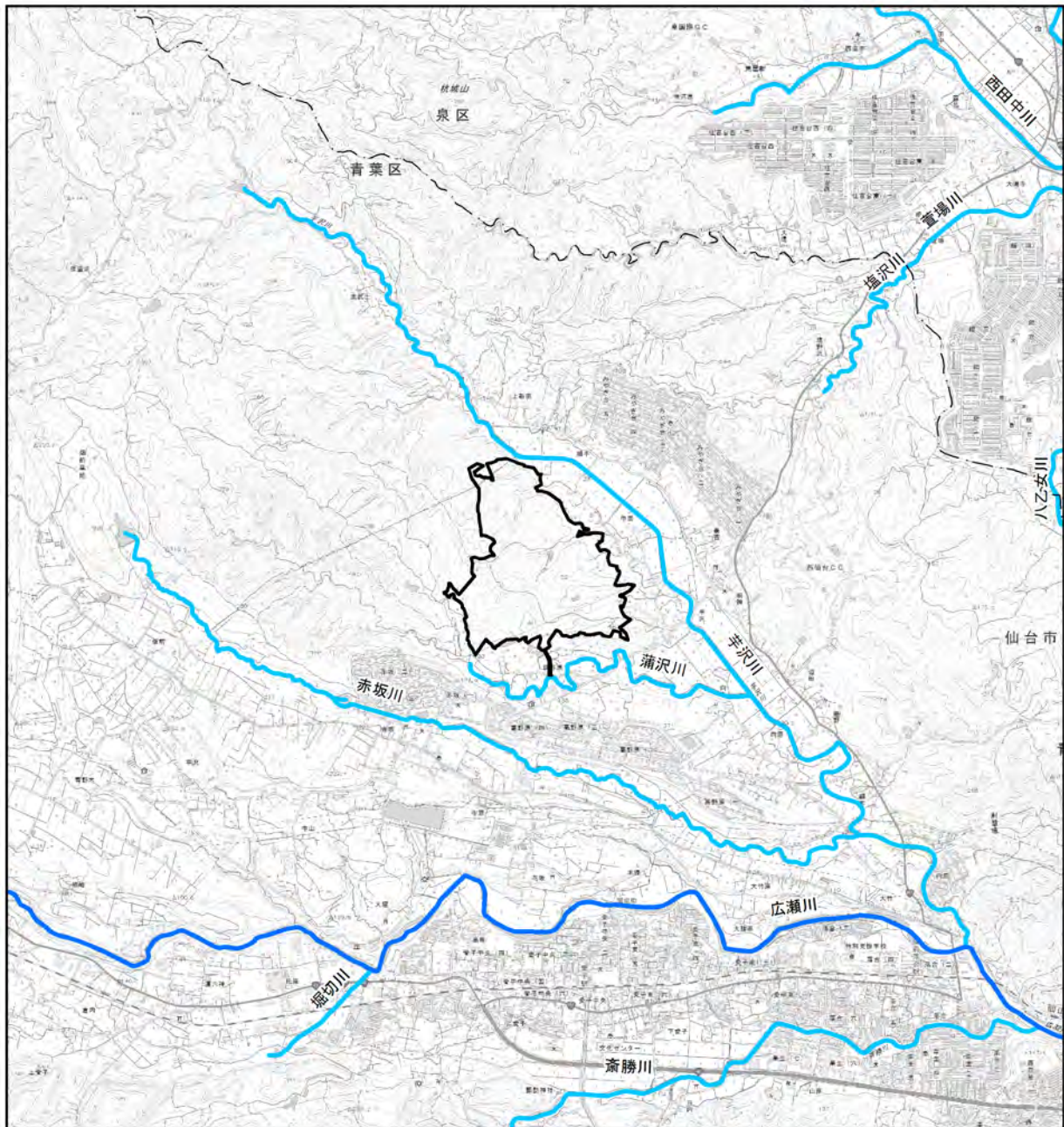
表 3.2-12 仙台市の地下水揚水量一覧表

用途 <sup>※1</sup>	井戸本数[本]	揚水量[m <sup>3</sup> /日]
工業用	0	0
建築物用	80	525
水道用	11	236
農業用	30	38
合計	121	799

※1) 原則として、揚水機の吐出口断面積が 6cm<sup>2</sup> 以上のものについて調査した。また、製造業では、原則として、従業員 10 人以上の事業所を対象とした。

出典：「平成 28 年度宮城県公害資料（地盤沈下編）」（宮城県、平成 29 年）





- 凡例
- 対象事業実施区域
  - 市区町境界線
  - 河川
  - 内水面漁業権番号
  - 内共第19号

出典：「宮城県内水面漁業調整規則について」（宮城県 HP、平成 30 年 7 月閲覧）  
「国土数値情報 河川データ 第 3.1 版」  
（国土交通省国土政策局国土情報課、平成 29 年 7 月閲覧）  
「宮城県河川・海岸図」（宮城県土木部河川課、平成 29 年 3 月）

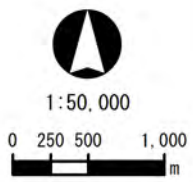


図 3.2-5 漁業権設定状況

### 3.2.4 社会資本整備等

#### (1) 交通

##### ① 道路・鉄道等の交通網

対象事業実施区域及びその周囲の主な道路は、対象事業実施区域の南に国道 48 号及び県道 55 号、南から東にかけて国道 457 号が存在する。また、対象事業実施区域の南には整備済みの都市計画道路が存在する。なお、都市計画道路については、現在事業中の路線はない。

対象事業実施区域及びその周囲の鉄道駅は、対象事業実施区域の南東に JR 仙山線の陸前落合駅、南に愛子駅が存在する。

都市計画道路の状況を表 3.2-13、交通網の状況を図 3.2-6 に示す。

表 3.2-13 都市計画道路の状況

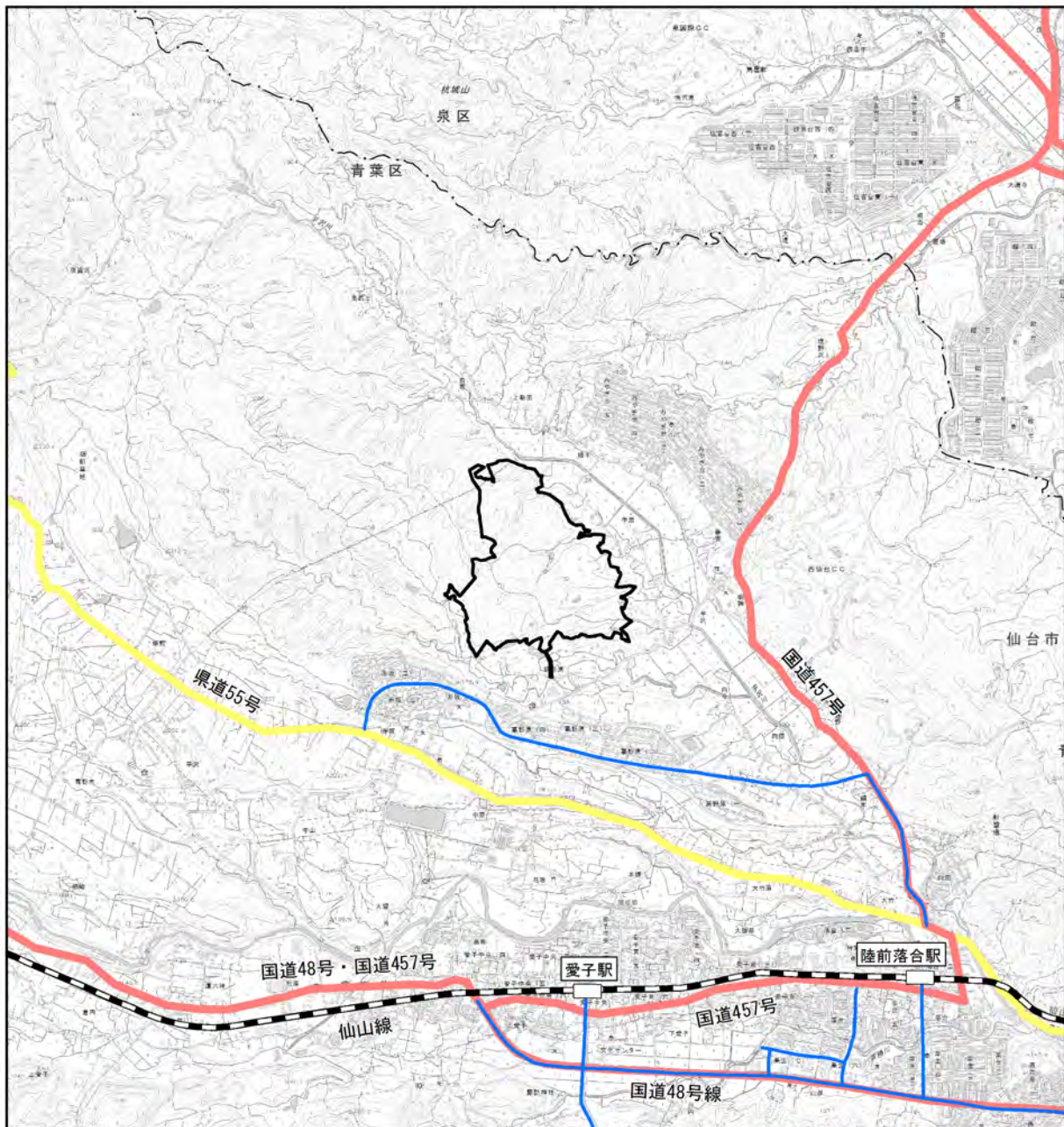
街路番号	名称	市域内の同一幅員の区間 <sup>※1</sup>					
		起点		終点		幅員[m]	延長[m]
3・3・24	愛子幹線	青葉区	折立四丁目	青葉区	上愛子字街道	25(4)	5,610
3・3・221	落合駅前線	青葉区	下愛子字森下	青葉区	下愛子字栗生	22	840
3・3・222	愛子駅前錦ヶ丘線	青葉区	上愛子字上町	青葉区	錦ヶ岡	25	2,400
3・4・223	芋沢線	青葉区	芋沢字大竹新田	青葉区	芋沢字四反田前	16(2)	1,250
3・4・224	赤坂高野原	青葉区	芋沢字四反田前	青葉区	芋沢字青野木	16(2)	4,210
3・4・311	愛子栗生線	青葉区	下愛子字芥	青葉区	下愛子字本木	20	640
3・4・312	栗生東線	青葉区	下愛子字竹ノ花	青葉区	下愛子字棟林	18	750
3・4・313	栗生西線	青葉区	下愛子字本木前	青葉区	下愛子字本木	21	190

※1) 幅員の ( ) 内は車線数、起点と終点は仙台市内の同一幅員区間の起点と終点を示す。

出典：「仙台市都市計画道路整備状況図」（仙台市建設局道路計画課、平成 30 年）

「都市計画道路一覧」（仙台市建設局道路計画課、平成 30 年）





凡例

- 対象事業実施区域
- 市区町境界線
- 一般国道
- 主要地方道
- 都市計画道路（整備済）
- 鉄道
- 鉄道駅

出典：「国土数値情報 道路データ 第1.1版」  
 (国土交通省国土政策局国土情報課、平成30年7月閲覧)  
 「国土数値情報 鉄道データ 第1.1版」  
 (国土交通省国土政策局国土情報課、平成30年7月閲覧)  
 「仙台市都市計画道路整備状況図」(仙台市建設局道路計画課、平成30年)  
 「都市計画道路一覧」(仙台市建設局道路計画課、平成30年)

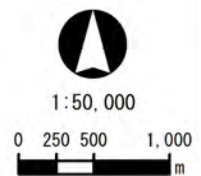


図 3.2-6 交通網の状況

## ② 交通量

### a. 道路

対象事業実施区域及びその周囲における平成 29 年度の交差点交通量は、大竹新田が 14,427 台、愛子が 30,784 台であり、平成 25 年度の交差点交通量と比較すると、大竹新田では減少し、愛子では増加した。

平成 25 年度の自動車交通量調査結果を表 3.2-14 に、平成 29 年度の自動車交通量調査結果を表 3.2-15 に示す。また、交差点自動車交通量調査の状況を図 3.2-7 に示す。

表 3.2-14 自動車交通量調査結果（平成 25 年度、平日）

区	交差点番号	交差点名	平成 25 年度 12 時間交通量調査結果（台）						大型車混入率（%）	自動車類交通量（台）※1	平成 25 年度自動車類交通量増加率（%）※2
			二輪車	小型貨物車	乗用車	大型貨物車	バス	自動車類交通量※1			
青葉区	青 - 44	大竹新田	367	1,955	10,107	2,229	136	14,427	16.4	13,508	6.8
	青 - 45	愛子	350	3,718	24,318	2,184	564	30,784	8.9	29,588	4.0

※1) 交通量調査結果のうち自動車類交通量は、小型貨物車、乗用車、大型貨物車、バスの交通量の合計である。  
 ※2) 自動車類交通量増加率 = (平成 25 年度自動車類交通量 - 平成 20 年度自動車類交通量) / 平成 20 年度自動車類交通量 × 100 である。  
 出典：交差点交通量調査（仙台市、平成 20 年度・平成 25 年度）

表 3.2-15 自動車交通量調査結果（平成 29 年度、平日）

区	交差点番号	交差点名	平成 29 年度 12 時間交通量調査結果（台）						大型車混入率（%）	自動車類交通量（台）※1	平成 29 年度自動車類交通量増加率（%）※2
			二輪車	小型貨物車	乗用車	大型貨物車	バス	自動車類交通量※1			
青葉区	青 - 44	大竹新田	315	2,224	10,026	1,591	125	13,966	12.3	14,427	-3.2
	青 - 45	愛子	322	3,321	26,479	2,338	501	32,639	8.7	30,784	6.0

※1) 交通量調査結果のうち自動車類交通量は、小型貨物車、乗用車、大型貨物車、バスの交通量の合計である。  
 ※2) 自動車類交通量増加率 = (平成 29 年度自動車類交通量 - 平成 25 年度自動車類交通量) / 平成 25 年度自動車類交通量 × 100 である。  
 出典：交差点交通量調査（仙台市、平成 25 年度・平成 29 年度）

### b. 鉄道

対象事業実施区域及びその周囲における平成 28 年度の平均乗車人数は、陸前落合駅が 3,876 人/日、愛子駅が 3,950 人/日であった。

乗車人数の推移を表 3.2-16 に示す。

表 3.2-16 乗車人数の推移（1 日平均乗車人員）

路線名	市区	駅名	H24	H25	H26	H27	H28
JR 仙山線	青葉区	陸前落合駅	3,876	3,853	3,782	3,837	3,876
		愛子駅	3,657	3,757	3,742	3,857	3,950

出典：「JR 東日本 各駅の乗車人員」（JR 東日本 HP、平成 30 年 6 月閲覧）



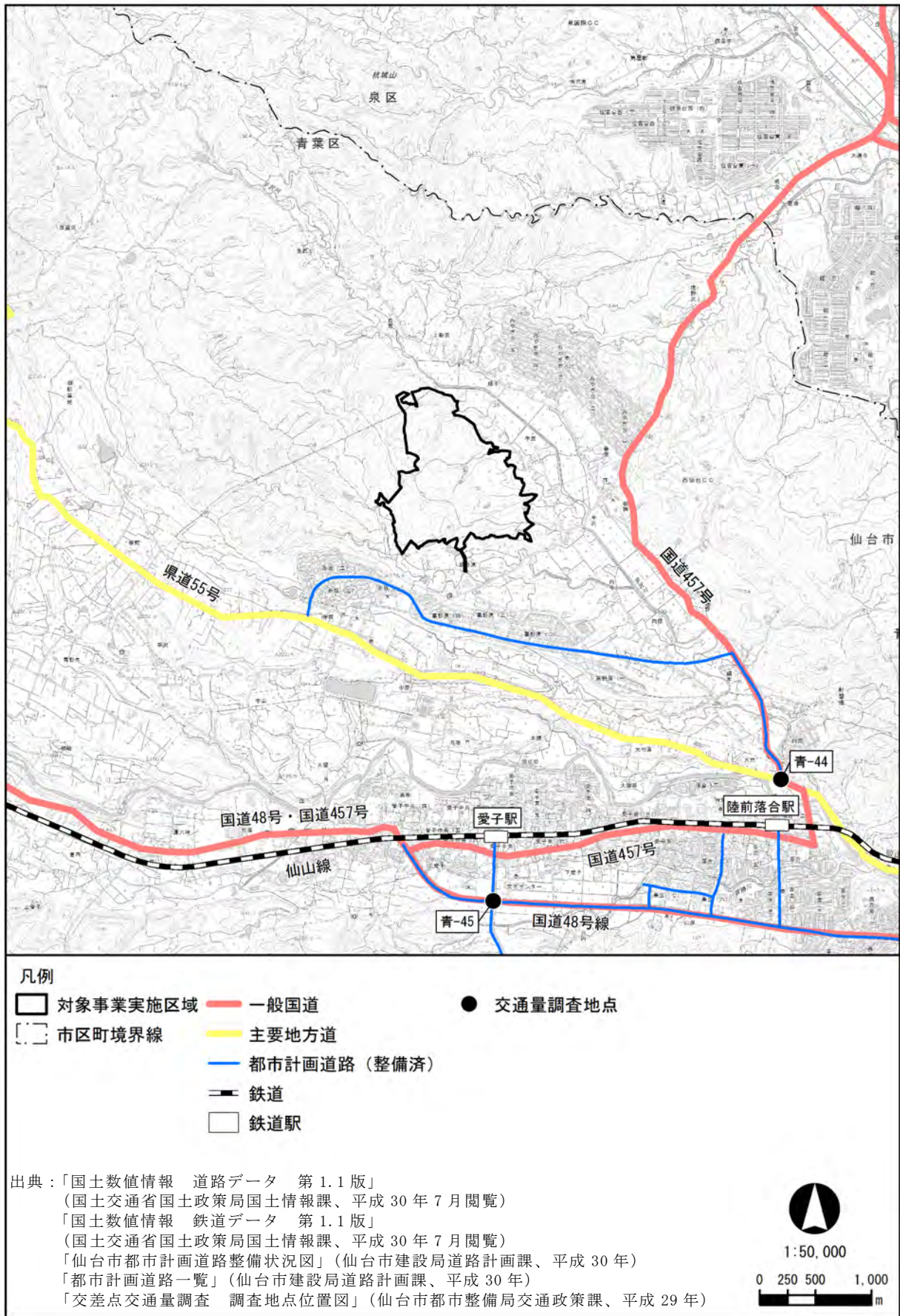


図 3.2-7 交差点交通量調査の状況

(2) 上水道・下水道等

① 上水道

仙台市における平成 28 年度の給水人口は、大部分を上水道でまかなっており、平成 27 年度の水道普及率は 99.8% である。

仙台市の水道施設の状況を表 3.2-17 に、水道普及状況の推移を表 3.2-18 に示す。

表 3.2-17 仙台市の水道施設の状況（平成 28 年度）

市	項目	箇所数 (箇所)	計画給水人口又は 確認時給水人口 (人)	現在給水人口 (人)
仙台市	上水道 …①	1	1,033,000	1,050,160
	簡易水道 …②	0	0	0
	専用水道（自己水源のみ） …③	19	7,500	1,611
	専用水道（上記以外） …④	40	10,518	3,444
	合計※1	60	1,040,500	106,621
行政区画内総人口 (人)		1,053,717		

※1) 合計は、箇所数は①+②+③+④、計画給水人口は①+②+③、現在給水人口は①+②+③  
出典：「宮城県の水道」（宮城県 HP、平成 30 年 6 月閲覧）

表 3.2-18 仙台市の水道普及状況の推移（平成 23 年度～平成 27 年度）

市	年次	行政人口 (人) ※1	給水人口 (人) ※1	普及率 (%) ※2
仙台市	平成 23 年度	1,029,407	1,025,596	99.6
	平成 24 年度	1,038,522	1,035,032	99.7
	平成 25 年度	1,046,192	1,042,903	99.7
	平成 26 年度	1,050,296	1,047,883	99.8
	平成 27 年度	1,053,304	1,051,013	99.8

※1) 数値は各年度末のもの

※2) 普及率 = 給水人口 / 行政人口 × 100

出典：「平成 25～29 年度宮城県統計年鑑」（宮城県、平成 25 年～平成 29 年）

② 下水道

平成 28 年度の下水道普及率は、仙台市が 98.1% であり、普及率は平成 24 年から増加傾向にある。

仙台市の下水道普及率の推移を表 3.2-19 に示す。

表 3.2-19 仙台市の下水道普及率等の推移（平成 24 年度～平成 28 年度）

市	年次	行政区画内人口 (人) ※1	処理区域内人口 (人) ※1	水洗化人口 (人) ※1	下水道普及率 (%) ※2
仙台市	平成 24 年度	1,038,522	1,017,716	1,010,213	98.0
	平成 25 年度	1,046,192	1,025,607	1,019,085	98.0
	平成 26 年度	1,050,296	1,029,585	1,024,425	98.0
	平成 27 年度	1,053,304	1,032,855	1,027,721	98.1
	平成 28 年度	1,053,717	1,033,636	1,029,376	98.1

※1) 数値は各年度末のもの

※2) 普及率 = 処理区域人口 / 行政区画内人口 × 100

出典：「平成 25～29 年度宮城県統計年鑑」（宮城県、平成 25 年～平成 29 年）

(3) 廃棄物処理施設等

対象事業実施区域及びその周囲には、産業廃棄物の中間処理施設が 8 件、最終処分施設が 2 件存在する。

産業廃棄物中間処理施設を表 3.2-20 に、産業廃棄物最終処分施設を表 3.2-21 に、産業廃棄物処理施設の状況を図 3.2-8 に示す。

表 3.2-20 産業廃棄物中間処理施設

図中 番号	処理業者名	処分方法	産業廃棄物の種類															処理能力							
			燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器	鉱さい	がれき類		動物のふん尿	動物の死体	ばいじん	動物系不要物	第13号廃棄物※1	自動車等破砕物	水銀※2
1	株式会社 皆川紙業	中和				○	○																		19.2m <sup>3</sup> /日
2	株式会社 東北産廃	天日乾燥・ 油水分離	○																						天日乾燥14m <sup>3</sup> /日 油水分離5m <sup>3</sup> /日
3	株式会社 リアスコン	破砕														○									520t/日
4	サンケミファ 株式会社	中和				○	○																		10m <sup>3</sup> /日
5	仙台環境開発 株式会社	破砕							○																64t/日(チップ) 16t/日(オガ粉)
		破砕						○	○	○															4t/日
		破砕・ 圧縮固化						○	○	○															廃プラ13.6t/日 紙くず16.8t/日 木くず28.8t/日
		破砕						○	○	○															4t
		選別						○	○	○	○		○	○	○		○								83.2t/日
		破砕・ 乾燥															○								16t/日 (廃石膏ボードに限る)
		乾燥															○								48t/日(廃石膏に限る)
		分級	○	○				○	○	○	○		○	○	○	○	○							燃え殻4,224t/日、 汚泥4,080t/日、 廃プラ・紙くず・木くず・ 繊維くず・ゴムくず・金属 くず・ガラスくず・コンク リートくず及び陶磁器 くず・がれき類3,984t/日、 鉱さい7,152t/日	
6	仙台環境開発 株式会社	破砕													○		○							344t/日	
7	恵和興業 株式会社	破砕															○							446.4t/日	
8	恵和興業 株式会社	破砕(選別 ・造粒工程 を含む)						○	○	○	○		○	○		○								G造粒工程を含まない場 合) 廃プラ16.6t/日、 紙くず15.8t/日、 木くず34t/日、 繊維くず25t/日、 金属くず51.6t/日、 ガラス陶磁器156.8t/日、 がれき類232.8t/日 混合160.4t/日、 G造粒工程を含む場合) 混合150.3t/日	

※1) 第13号廃棄物とは産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの。

※2) 水銀は「水銀仕様製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」を指す。

出典：「仙台市産業廃棄物処理業者名簿 中間処理の許可業者」（仙台市、平成30年4月）

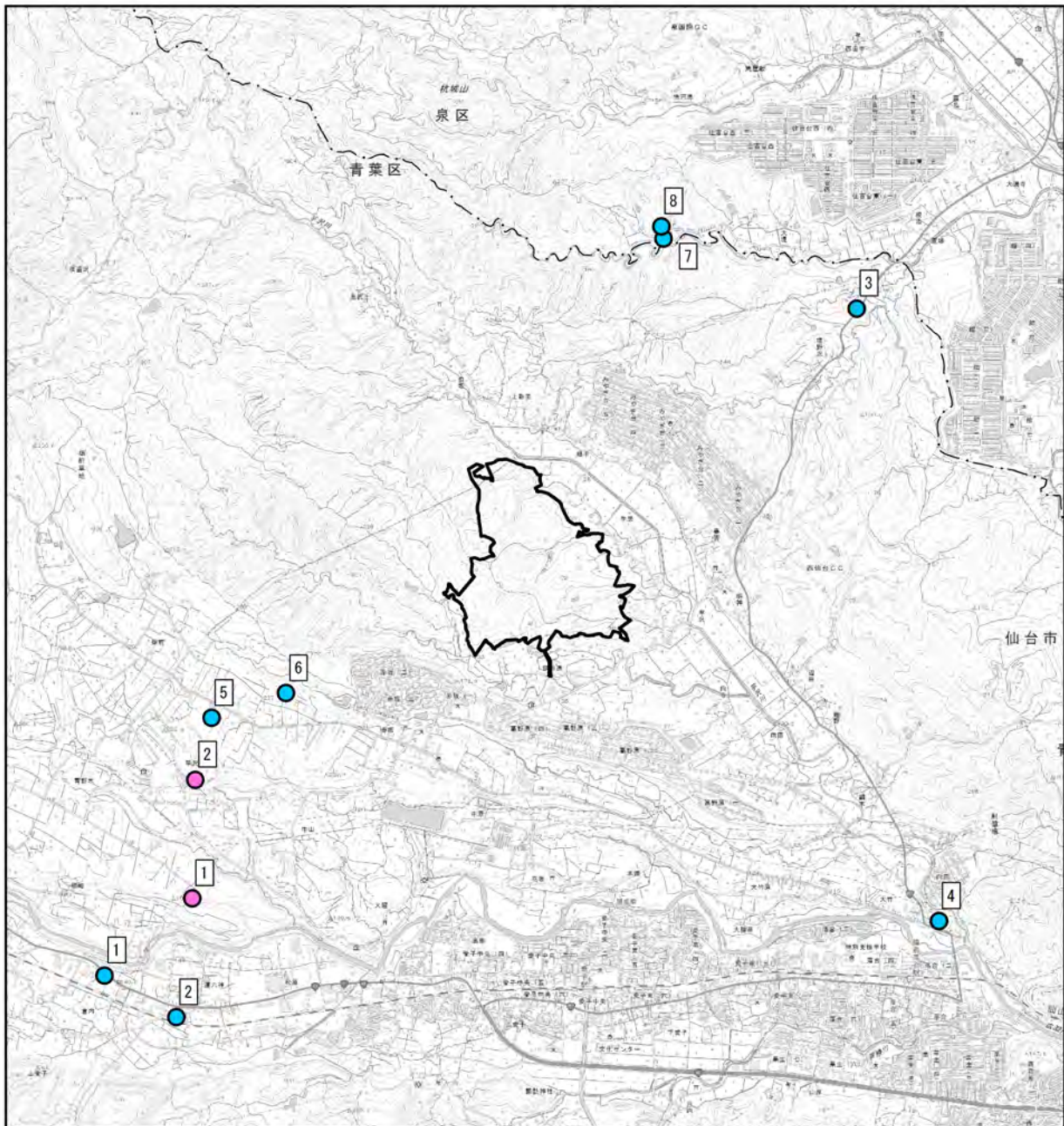
表 3.2-21 産業廃棄物最終処分施設

図中 番号	処理業者名	処分 方法	産業廃棄物の種類															施設の種類				
			燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器	鉱さい	がれき類		動物のふん尿	動物の死体	ばいじん	動物系不要物
1	株式会社 ジャパンクリーン	埋立	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	管理型
2	仙台環境開発 株式会社	埋立	○	○				○	○	○		○	○	○	○	○				○	○	管理型

※1) 第13号廃棄物とは産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの。

出典：「仙台市産業廃棄物処理業者名簿 最終処分の許可業者」（仙台市、平成30年4月）



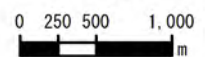


凡例

- 対象事業実施区域
●
産業廃棄物中間処理施設
- 市区町境界線
●
産業廃棄物最終処分施設



1:50,000



出典：「仙台市産業廃棄物処理業者名簿 中間処理の許可業者」（仙台市、平成 30 年 4 月）  
 「仙台市産業廃棄物処理業者名簿 最終処分の許可業者」（仙台市、平成 30 年 4 月）

図 3.2-8 廃棄物処理施設の状況



#### (4) 温室効果ガス等

「仙台市域における温室効果ガス排出量の概要～平成 27 年度（2015 年度）確定値および平成 28 年度（2016 年度）速報値～」によると、仙台市域における平成 27 年度（2015 年度）確定値の推計結果は、排出量で 823 万 1 千 t-CO<sub>2</sub> となり、平成 26 年度（2014 年度）確定値と比較して 3.5% 減少、基準年である平成 22 年度（2010 年度）確定値と比較して 6.8% 増した。これは、平成 27 年度は、主に暖冬の影響による燃料使用量の減少及び電力排出係数（電力供給量あたりの二酸化炭素排出量）減少の影響等を受けて減少したものと推測される。

また、平成 28 年度（2016 年度）速報値の推計結果は、排出量で 853 万 2 千 t-CO<sub>2</sub> となり、平成 27 年度（2015 年度）確定値と比較して 3.7% 増加、基準年である平成 22 年度（2010 年度）と比較して 10.7% 増加した。

仙台市域の温室効果ガス総排出量の推移を図 3.2-9 に示す。

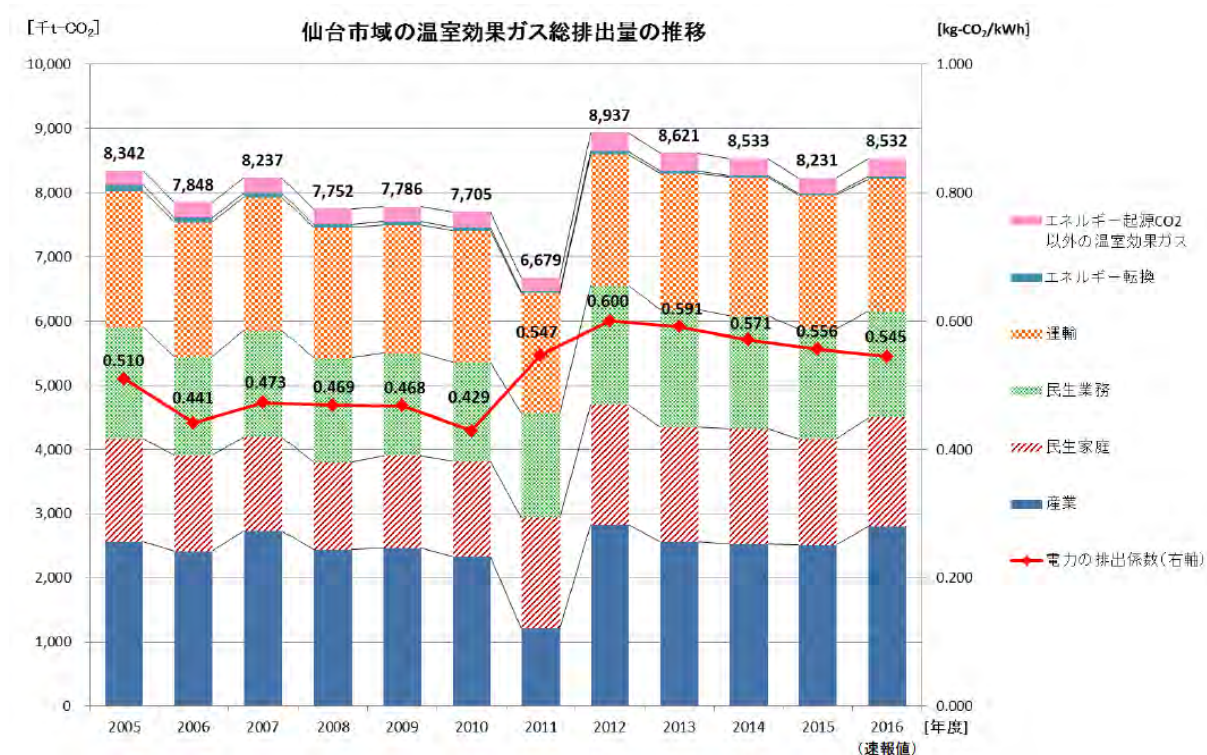


図 3.2-9 仙台市域の温室効果ガス総排出量の推移

出典：「仙台市域における温室効果ガス排出量の概要～平成 27 年度（2015 年度）確定値および平成 28 年度（2016 年度）速報値～」(仙台市 HP、平成 31 年 4 月閲覧)

### 3.2.5 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

調査範囲の学校、病院、社会福祉施設等の一覧を表 3.2-22～表 3.2-24 及び、図 3.2-10～図 3.2-12 に示す。

対象事業実施区域の東には大沢小学校、南西には大沢中学校が存在するほか、南には病院及び社会福祉施設のエコー療育園等が存在する。

表 3.2-22 配慮が必要な施設等（学校施設等）

区分	図中 番号	名称	住所
幼稚園・ 保育園等	1	愛子幼稚園	仙台市青葉区愛子東六丁目 4-15
	2	大沢幼稚園	仙台市青葉区芋沢字平 36-2
	3	落合保育所	仙台市青葉区落合二丁目 12-7
	4	栗生あおば保育園	仙台市青葉区栗生三丁目 22-1
	5	コスモスひろせ保育園	仙台市青葉区栗生七丁目 7-7
	6	はぐくみ保育園	仙台市青葉区落合四丁目 1-10
	7	アスク愛子保育園	仙台市青葉区愛子中央五丁目 7-18
	8	愛子すぎのこ保育園	仙台市青葉区下愛子字横町前 45-1
	9	あつぷる愛子保育園	仙台市青葉区愛子東五丁目 4-12
	10	せせらぎ保育園	仙台市青葉区芋沢字横前 1-1
	11	認定こども園友愛幼稚園	仙台市青葉区上愛子字下遠野原 15-59
	12	たっこの家	仙台市青葉区西花苑 1 丁目 10-7
	13	おひさま保育園	仙台市青葉区落合 2 丁目 6-8-1F
	14	栗生ひよこ園	仙台市青葉区栗生 4 丁目 13-5
	15	泉の杜幼稚園	仙台市泉区小角字大満寺 22-4
	16	根白石幼稚園	仙台市泉区根白石字新坂上 29
	17	住吉台保育園	仙台市泉区住吉台西二丁目 7-6
	18	きらきら保育園	仙台市泉区住吉台東三丁目 2-4
	19	泉の杜保育園	仙台市泉区小角字大満寺 22-4
小学校	20	愛子小学校	仙台市青葉区上愛子字新宮前 1
	21	川前小学校	仙台市青葉区芋沢字赤坂 16
	22	大沢小学校	仙台市青葉区芋沢字長坂 21
	23	広瀬小学校	仙台市青葉区下愛子字二本松 40
	24	栗生小学校	仙台市青葉区下愛子字沢尻 6-1
	25	住吉台小学校	仙台市泉区住吉台西四丁目 1-1
	26	館小学校	仙台市泉区館七丁目 1-17
中学校	27	大沢中学校	仙台市青葉区赤坂一丁目 2-1
	28	広瀬中学校	仙台市青葉区愛子中央一丁目 9-1
	29	住吉台中学校	仙台市泉区住吉台西四丁目 1-2
	30	館中学校	仙台市泉区館六丁目 17-1
高等学校等	31	宮城広瀬高等学校	仙台市青葉区落合 4-4-1
	32	仙台高等専門学校	仙台市青葉区愛子中央 4-16-1
	33	東北高等学校泉校舎	仙台市泉区館 7-101-1
児童館・ 児童センター	34	川前児童館	仙台市青葉区芋沢字赤坂 32-19
	35	大竹児童館	仙台市青葉区芋沢字大竹中 5
	36	大沢児童館	仙台市青葉区芋沢字要害 65
	37	広瀬マイスクール児童館	仙台市青葉区下愛子字二本松 40
	38	栗生児童館	仙台市青葉区栗生六丁目 5-19
	39	愛子児童館	仙台市青葉区上愛子字新宮前 1
	40	館児童センター	仙台市泉区館七丁目 1-11
	41	住吉台児童センター	仙台市泉区住吉台西四丁目 2-3

出典：「せんだいくらしのマップ」（仙台市 HP、平成 30 年 7 月閲覧）

「国土数値情報 学校データ 第 1.1 版」（国土交通省国土政策局国土情報課、平成 30 年 7 月閲覧）

表 3.2-23 配慮が必要な施設等（医療施設）

区分	図中 番号	名称	住所
医療施設	1	宮城県立こども病院	仙台市青葉区落合 4-3-17
	2	西仙台病院	仙台市青葉区芋沢字新田 54-4
	3	エコー療育園	仙台市青葉区芋沢字横前 1-1
	4	あやし地域包括支援センター	仙台市青葉区落合四丁目 2-22
	5	宮城保健センター	仙台市青葉区下愛子字観音堂 5
	6	あきもとクリニック	仙台市青葉区栗生 7-10-7
	7	あやし眼科クリニック	仙台市青葉区栗生 7-10-1
	8	あやし小児科医院	仙台市青葉区愛子中央 6-2-17 グラベルビル 3F
	9	愛子整形外科	仙台市青葉区愛子東 1-4-45
	10	宮城共立医院	仙台市青葉区上愛子字上遠野原 9-76
	11	あやし皮膚科クリニック	仙台市青葉区落合 6-1-5-1
	12	愛子メンタルクリニック	仙台市青葉区上愛子字車 25
	13	（医）長生会仙台けやきクリニック	仙台市青葉区栗生 6-7-2
	14	（医）徳洲会上愛子クリニック	仙台市青葉区上愛子字街道 77-3
	15	岩崎医院	仙台市青葉区愛子中央 6-7-23
	16	落合こどもクリニック	仙台市青葉区落合 6-10-1
	17	くりう耳鼻科	仙台市青葉区栗生 5-8-10 ロワール TN2F
	18	栗生内科胃腸科医院	仙台市青葉区落合 6-1-1
	19	佐藤内科医院	仙台市青葉区愛子東 1-7-28
	20	すずきクリニック	仙台市青葉区栗生 4-12-3
	21	高野原曾木医院	仙台市青葉区高野原 4-10-14
	22	（特養）仙台敬寿園医務室	仙台市青葉区下愛子字田中 3-1
	23	（特養）エコーが丘医務室	仙台市青葉区芋沢字横前 1-2
	24	（特養）自生苑医務室	仙台市青葉区芋沢字青野木 581-1
	25	特別養護老人ホーム洛風苑医務室	仙台市青葉区芋沢字新田 56-2
	26	ひろせ中央クリニック	仙台市青葉区落合 2-4-12
	27	前澤医科歯科クリニック	仙台市青葉区赤坂 2-23-10
	28	松原医院	仙台市青葉区愛子東 2-3-63
	29	三浦りょう内科クリニック	仙台市青葉区栗生 6-7-2
	30	みやぎ台かねこ医院	仙台市青葉区みやぎ台 3-26-8
	31	やん整形外科クリニック	仙台市青葉区落合 6-12-1
	32	メリーレディースクリニック	仙台市青葉区落合 6-1-4
	33	日野クリニック	仙台市青葉区愛子東 2-3-18
	34	大澤内科医院	仙台市泉区住吉台東 2-8-20
	35	住吉台耳鼻咽喉科	仙台市泉区住吉台東 3-2-1
	36	仙萩苑クリニック	仙台市泉区住吉台西 2-7-6
	37	（特養）泉和荘医務室	仙台市泉区根白石字新坂上 16-1
	38	やかた内科・小児科クリニック	仙台市泉区館 3-37-1

出典：「せんだいくらしのマップ」（仙台市 HP、平成 30 年 7 月閲覧）

「国土数値情報 医療機関データ 第 2.1 版」（国土交通省国土政策局国土情報課、平成 29 年 10 月閲覧）

表 3.2-24(1) 配慮が必要な施設等（福祉施設）

区分	図中 番号	名称	住所
福祉施設	1	宮城社会福祉センター	仙台市青葉区下愛子字観音堂 27-1
	2	仙台市川前老人憩の家	仙台市青葉区芋沢字谷津 1
	3	デイサービスセンター あんずハウス西花苑	仙台市青葉区西花苑一丁目 39-7 西花苑コミュニティ
	4	アサヒサンククリーン株式会社 あやしデイサービスセンター	仙台市青葉区愛子東五丁目 19-25
	5	ことのは	仙台市青葉区みやぎ台二丁目 3-1
	6	通所介護事業所ウエックデイサービスセンター愛子東	仙台市青葉区愛子東二丁目 3-63 松原クリニックビル 2階
	7	おおさわデイサービスセンター	仙台市青葉区芋沢字横前 1-2
	8	デイサービスまなびや栗生館	仙台市青葉区栗生七丁目 11-2
	9	リハビリステーションばんざん	仙台市青葉区落合一丁目 2-51
	10	デイサービス照敬庵西花苑	仙台市青葉区西花苑一丁目 6-8
	11	茶話本舗デイサービス 仙台愛子亭	仙台市青葉区愛子東四丁目 9-65
	12	有限会社ゆうわ栗生デイサービス	仙台市青葉区栗生 4 丁目 5-6
	13	デイサービスセンター陽だまりの家	仙台市青葉区愛子中央 5 丁目 8-41
	14	ベストライフ仙台西	仙台市青葉区栗生 6-7-1
	15	洛風苑	仙台市青葉区芋沢字新田 56-2
	16	自生苑	仙台市青葉区芋沢字青野木 581-1
	17	仙台敬寿園	仙台市青葉区下愛子字田中 3-1
	18	さくらハウス西花苑	仙台市青葉区西花苑 1-39-7
	19	エコーが丘	仙台市青葉区芋沢字横前 1-2
	20	自生苑サテライト	仙台市青葉区芋沢字青野木 531-4
	21	栗生ハウス	仙台市青葉区栗生 1-24-2
	22	小規模多機能ホーム アイリス	仙台市青葉区落合 5-16-10
	23	ハートピアエスト	仙台市青葉区下愛子字観音 9-12
	24	グループホームさくら高野原	仙台市青葉区高野原四丁目 12-29
	25	グループホーム愛和の郷	仙台市青葉区西花苑一丁目 39-43
	26	愛・グループホーム仙台栗生	仙台市青葉区栗生 5-21-7
	27	仙台ロイヤルケアセンター	仙台市青葉区みやぎ台 1-31-1
	28	祥葉苑	仙台市青葉区愛子東 5-19-25
	29	あさひ滝の瀬苑	仙台市青葉区落合 4-2-22
	30	ショートステイはぎの里	仙台市青葉区愛子中央 2-10-33
	31	仙台市社会福祉協議会 青葉区宮城支部事務所	仙台市青葉区下愛子字観音堂 27-1 宮城社会福祉センター内
	32	放課後ひろばきらり愛子	仙台市青葉区愛子中央 3-20-1
	33	さわやかライフ愛子	仙台市青葉区愛子中央 6-3-21
	34	すまいるライフ愛子	仙台市青葉区愛子中央 6-3-21
	35	PetitEclair	仙台市青葉区愛子東 1-1-10
	36	エコー療育園	仙台市青葉区芋沢字横前 1-1
	37	みつばち	仙台市青葉区芋沢字横前 1-1
	38	障害者支援施設ますみ学園	仙台市青葉区芋沢字青野木 520
	39	あおば園	仙台市青葉区芋沢字沢田 1-5
	40	障害者支援施設清風園	仙台市青葉区芋沢字畑前北 62
	41	さわやかライフ錦ヶ丘	仙台市青葉区錦ヶ丘 9-2-1
	42	ぱーとなー	仙台市青葉区栗生 1-25-1
	43	ぱーとなーくらぶ	仙台市青葉区栗生 2-10-10
	44	ぴっぴ栗生	仙台市青葉区栗生 5-15-2 グリーンハウス B
	45	たんぼぼハウス	仙台市青葉区栗生 5-16-5
	46	ぴっぴ栗生	仙台市青葉区栗生 5-8-10
	47	ほっぷ	仙台市青葉区栗生 5-8-10
	48	サポートセンターひかり	仙台市青葉区高野原 4-6-3
	49	ワークしんせい	仙台市青葉区上愛子字北原道上 31-3

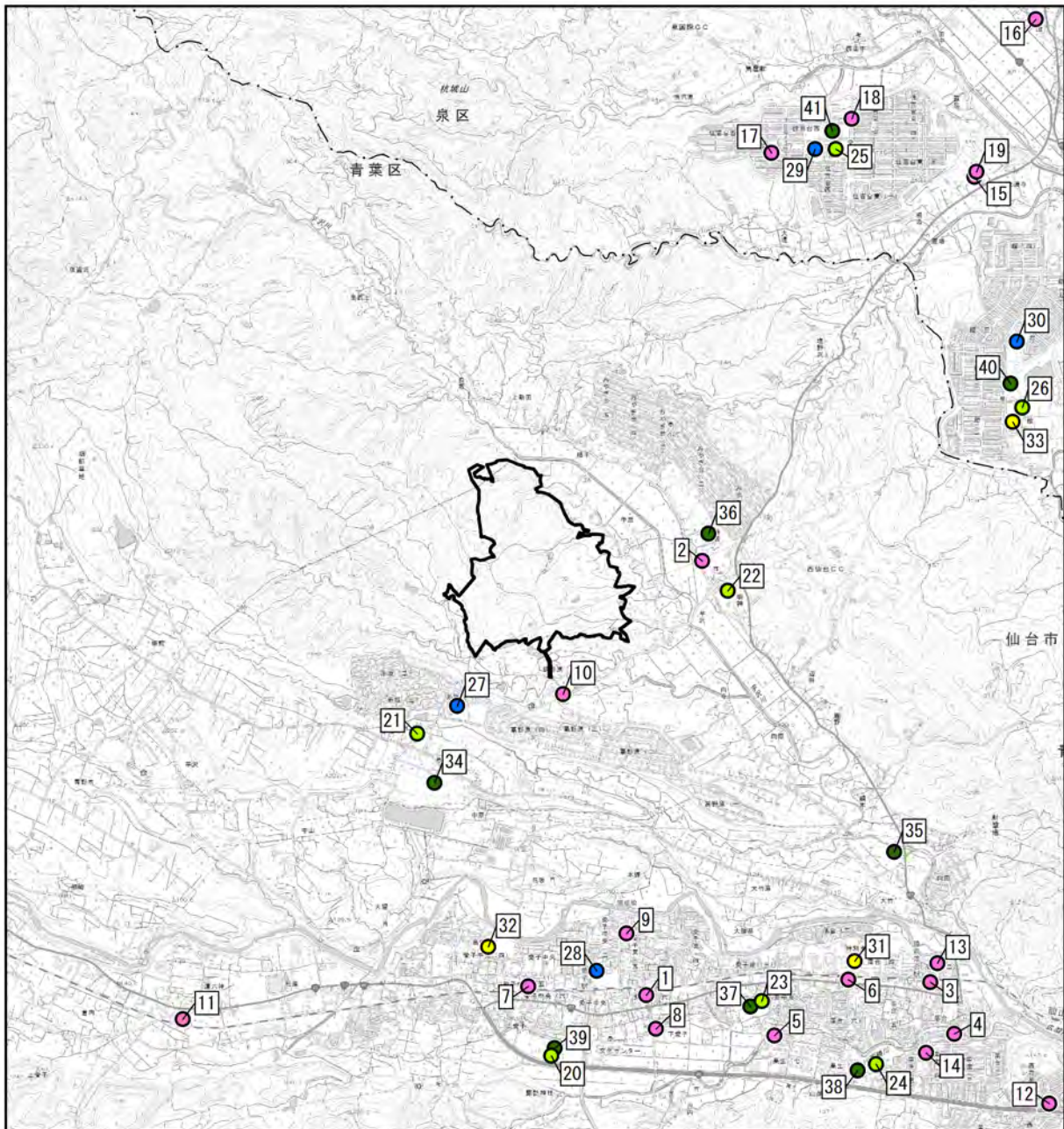
表 3.2-24(2) 配慮が必要な施設等（福祉施設）

区分	図中 番号	名称	住所
福祉施設	50	わ・は・わ広瀬	仙台市青葉区落合 2-2-41
	51	ほっとファーム	仙台市青葉区落合 2-3-35
	52	大きなポッケ	仙台市青葉区落合 3-12-15
	53	栗生ヘルパーステーション	仙台市青葉区落合 4-2-22
	54	仙台市館老人憩の家	仙台市泉区館七丁目 1-25
	55	仙台市住吉台老人憩の家	仙台市泉区住吉台西四丁目 2-2
	56	仙台市根白石デイサービスセンター	仙台市泉区根白石字新坂上 15-7
	57	泉和荘	仙台市泉区根白石字新坂上 16-1
	58	小規模多機能型居宅介護ひまわり	仙台市泉区住吉台西 4-3-3
	59	グループホームひまわり	仙台市泉区住吉台西四丁目 3-1
	60	グループホーム アール・ド・ヴィー ヴル やかた	仙台市泉区館 7-201-5
	61	身体障害者療護施設仙萩苑	仙台市泉区住吉台西 2-7-6
	62	ほのぼの介護	仙台市泉区住吉台東 3-1-5
	63	ひだまり介護	仙台市泉区住吉台東 3-2-4
	64	放課後ひろばきらり住吉台	仙台市泉区住吉台東 3-2-4

出典：「せんだいくらしのマップ」（仙台市 HP、平成 30 年 7 月閲覧）

「国土数値情報 福祉施設データ 第 1.3 版」（国土交通省国土政策局国土情報課、平成 29 年 10 月閲覧）





凡例

- 対象事業実施区域
- 市区町境界線
- 幼稚園・保育園等
- 小学校
- 中学校
- 高等学校等
- 児童館・児童センター

出典：「せんだいくらしのマップ」（仙台市 HP、平成 30 年 7 月閲覧）  
「国土数値情報 学校データ 第 1.1 版」  
（国土交通省国土政策局国土情報課、平成 30 年 7 月閲覧）

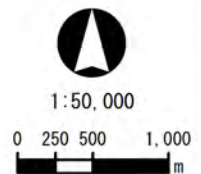
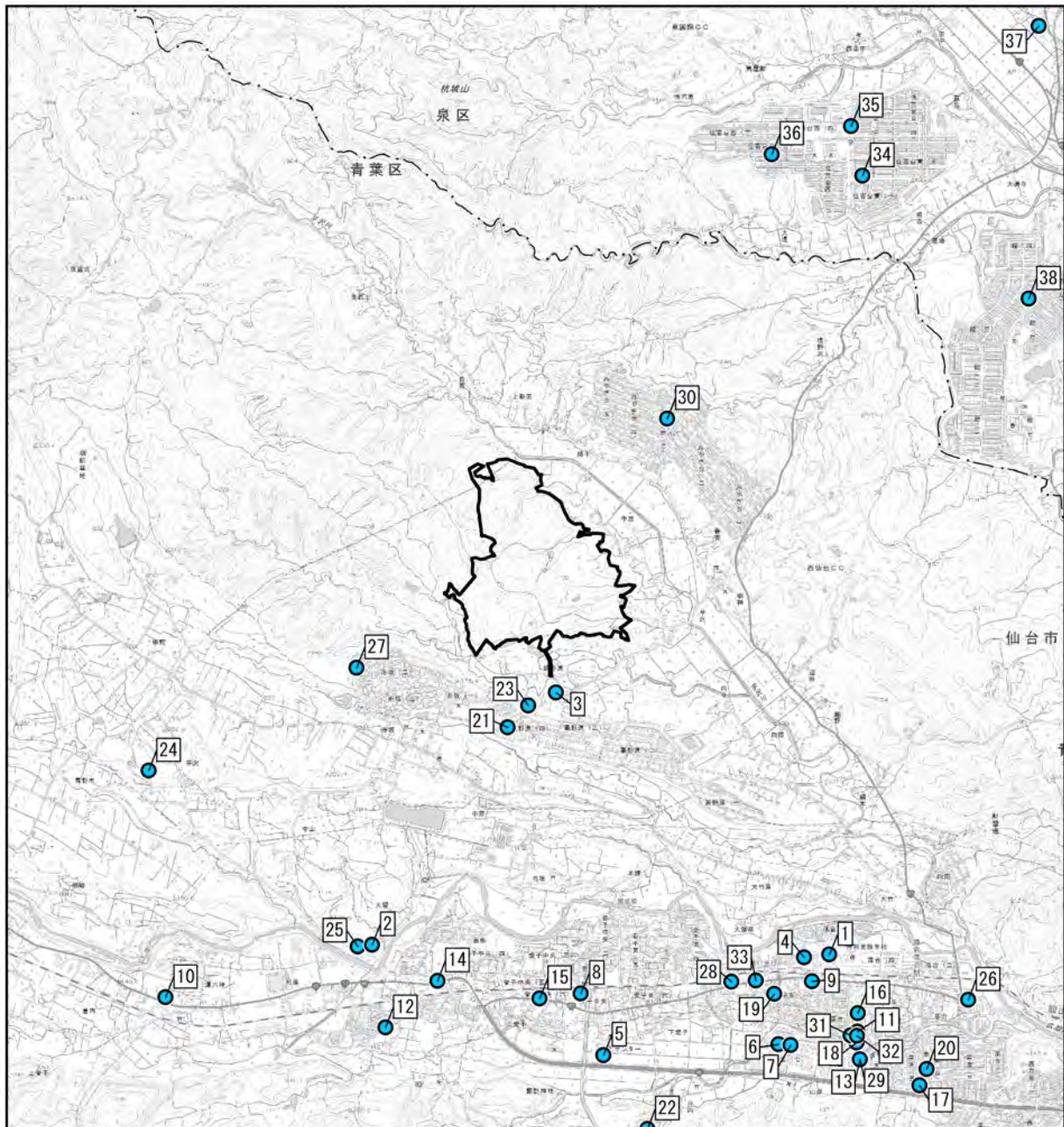


図 3.2-10 配慮が必要な施設等（学校施設等）





凡例  
 [ ] 対象事業実施区域 ● 医療施設  
 [ - ] 市区町境界線

出典：「せんだい暮らしのマップ」（仙台市HP、平成30年7月閲覧）  
 「国土数値情報 医療機関データ 第2.1版」  
 （国土交通省国土政策局国土情報課、平成29年10月閲覧）

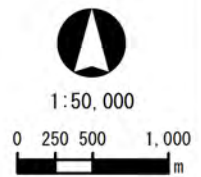
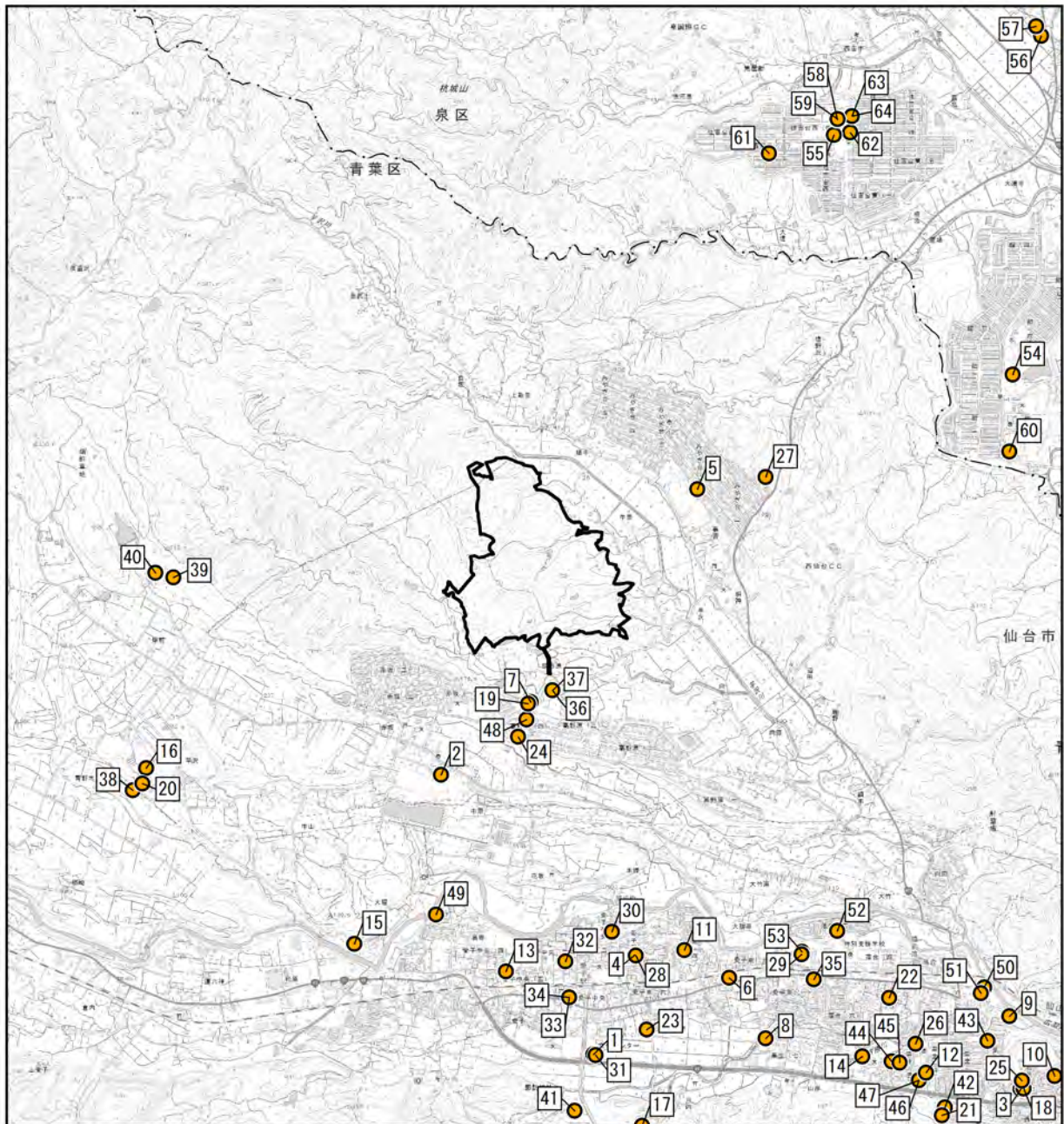


図 3.2-11 配慮が必要な施設等（医療施設）





凡例  
 □ 対象事業実施区域 ● 福祉施設  
 [---] 市区町境界線

出典：「せんだいくらしのマップ」（仙台市 HP、平成 30 年 7 月閲覧）  
 「国土数値情報 福祉施設データ 第 1.3 版」  
 （国土交通省国土政策局国土情報課、平成 29 年 10 月閲覧）

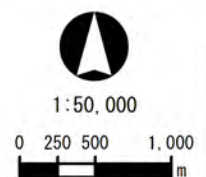


図 3.2-12 配慮が必要な施設等（福祉施設）

### 3.2.6 環境の保全等を目的とする法令等

#### (1) 法令等に基づく指定・規制

調査範囲における主な関係法令の指定・規制等の状況を表 3.2-25 に、主な関係法令の概要を表 3.2-26 に示す。

表 3.2-25 関係法令の指定・規制等の状況

一	法令名等	指定地域等	指定状況	
			対象事業実施区域	調査範囲
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×
		国定公園	×	×
	宮城県自然公園条例	県立自然公園	×	○
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×
		自然環境保全条例	県自然環境保全地域	×
		緑地環境保全地域	×	○
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	国指定鳥獣保護区	×	×
		県指定鳥獣保護区	×	○
		鳥獣保護区特別保護地区	×	×
		特定猟具使用禁止区域（銃）	○	○
		指定猟具使用禁止区域（鉛製ライフル弾）	×	×
		指定猟具使用禁止区域（鉛製散弾）	×	○
	森林法	国有林	×	○
		地域森林計画対象民有林	○	○
		保安林	×	○
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地保全区域（農用地区域）	×	○
	杜の都の環境をつくる条例	特別緑地保全地区	×	×
		保存緑地	×	×
広瀬川の清流を守る条例	環境保全区域	×	○	
	水質保全区域	○	○	
ふるさと宮城の水循環保全条例	水道水源特定保全地域（水道水源保全区域）	×	×	
文化財保護	文化財保護法	国指定（建造物、史跡、名勝、天然記念物）	×	○
	宮城県文化財保護条例	県指定（建造物、史跡、名勝、天然記念物）	×	○
	仙台市文化財保護条例	市指定（建造物、史跡、名勝、天然記念物）	×	○
景観	都市計画法	市街化調整区域	○	○
		用途地域	×	×
	景観法	景観計画区域	○	○
	杜の都の風土を育む景観条例	景観計画重点区域	×	×
		景観重要建造物	×	×
		景観重要樹木	×	×
仙台市屋外広告物条例	禁止地域	×	×	
	許可地域	○	○	

※1) 「○」は指定あり、「×」は指定なしであることを示す。

表 3.2-26(1) 主な関係法令の概要

関係法令等	指定状況及び規制基準の内容	参照図表
仙台市 環境基本条例	杜の都・仙台の良好な環境を保全・創造し、次の世代に引き継ぐための基本となる考え方、市・市民・事業者の役割と責務、取り組みの基本的な事項を定めている。	—
仙台市 環境影響評価条例	環境影響評価及び事後調査に関する手続きを定めることにより、環境の保全及び創造の見地から適正な配慮がなされることを期し、現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的としている。	—
自然公園法 宮城県自然公園条例	優れた自然の風衝地の保護、利用の促進を図ることにより国民の保健、休養及び教化に資し、生物多様性の確保に寄与することを目的とし、国立公園、国定公園、県立自然公園等を定めている。	表 3.2-27 図 3.2-13
自然環境保全法 自然環境保全条例	自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適切な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受し、現在及び将来の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、自然環境保全地域等、県緑地環境保全地域等を定めている。	表 3.2-28 図 3.2-14
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施、猟具の使用に係る危険の予防により、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的として、鳥獣の捕獲等の規制、鳥獣捕獲等事業の認定、狩猟制度等に関する事項を規定している。	表 3.2-29 図 3.2-15
森林法	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的な事項を定め、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とし、保安林等を定めている。	図 3.2-16
農業振興地域の整備に関する法律	自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として、農用地区域を定めている。	図 3.2-16
杜の都の環境をつくる条例	緑の保全、創出及び普及に関し必要な事項を定めるとともに、緑の保全、創出及び普及に関する施策を総合的、計画的に推進することで、健康で文化的な市民生活の確保と緑豊かな都市環境の形成に資することを目的とし、保存緑地、保存樹木等を定めている。	—
広瀬川の清流を守る条例	広瀬川の清流を守るため、市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自然的環境の保全等に関し必要な事項を定めている。	図 3.2-17
ふるさと宮城の水循環保全条例	健全な水循環の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、健全な水循環の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の安全かつ健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	—
文化財保護法 文化財保護条例 仙台市文化財保護条例	文化財を保護し、且つその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とし、重要文化財の指定、史跡・名勝、天然記念物の指定等について定められている。	図 3.1-37 図 3.1-38
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項（用途地域等）を定めている。	図 3.2-2
景観法	我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	—

表 3.2-26(2) 主な関係法令の概要

関係法令等	指定状況及び規制基準の内容	参照図表
杜の都の風土を育む 景観条例	杜の都の風土を育む景観条例では、景観法に基づく景観計画の策定、行為の規制等を定めるとともに、杜の都の風土を育む調和のとれた魅力的な景観の形成に関し、施策の基本事項等を定め、豊かな地域社会の創造と文化の向上を図ることを目的とし、景観地区等を定めている。	—
仙台市屋外広告物条例	屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件並びに屋外広告業について、屋外広告物法の規定に基づき必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする。	—

## ① 自然環境保全に係る指定地域等の状況

### a. 自然公園区域

対象事業実施区域には、「自然公園法」（昭和 32 年、法律第 161 号）及び「宮城県自然公園条例」（昭和 34 年、宮城県条例第 20 号）に基づく自然公園区域の指定はない。

調査範囲には、「県立自然公園船形連峰」の特別保護地区が存在する。

調査範囲における自然公園区域の指定状況を図 3.2-13 に、その概要を表 3.2-27 に示す。

表 3.2-27 自然公園区域の概要

図中 番号	名称	指定 年月日	指定面積 (ha)	概要
—	県立自然公園 船形連峰	S37.11.1	35,449	船形山を中心に荒神山、三峰山、泉ヶ岳等を連ねた一帯。湖沼、湿原、溪谷、瀑布等の溪谷景観とブナ林をはじめとする森林景観が優れている。

### b. 緑地環境保全地域

対象事業実施区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年、法律第 85 号）及び「自然環境保全条例」（宮城県条例第 25 号）に基づく緑地環境保全地域の指定はない。

調査範囲には、「蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域」及び「権現森緑地環境保全地域」が存在する。

調査範囲における緑地環境保全地域の指定状況を図 3.2-14 に、その概要を表 3.2-28 に示す。

表 3.2-28 緑地環境保全地域の概要

図中 番号	名称	指定 年月日	指定面積 (ha)	概要
1	蕃山・斎勝沼緑地 環境保全地域	S51.8.3	1,942	仙台市街地西部に位置し、仙台市の青葉区と太白区にまたがる蕃山、西風蕃山並びにその西部の月山池、斎勝沼を中心とした地域で、都市近郊に残された貴重な緑地の一つである。
2	権現森緑地環境保 全地域	S48.8.17	857	仙台市街地の西部に位置し、都市近郊に残されたまとまった緑地の一つとして貴重な地位を占めている。

出典：「宮城県 HP」（平成 29 年 7 月閲覧）

### c. 鳥獣保護区等

対象事業実施区域には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年、法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区及び指定猟法禁止区域の指定はない。ただし、対象事業実施区域東部の一部が特定猟具使用禁止区域に含まれる。

調査範囲には、県指定の鳥獣保護区（仙台、蕃山、奥武士、大倉ダム）、特定猟具使用禁止区域（住吉台・館地区、仙台西）が存在するほか、広瀬川が指定猟法禁止区域に指定されている。

調査範囲における鳥獣保護区等の指定状況を図 3.2-15 に、その概要を表 3.2-29 に示す。

表 3.2-29 鳥獣保護区等の概要

種別	指定区分	図中番号	名称	存続期限	面積 (ha)	
					保護区	特保
鳥獣保護区	県指定	1 (22)	仙台	H34. 10. 31	15, 019	100
		2 (23)	蕃山	H40. 10. 31	610	—
		3 (29)	奥武士	H41. 10. 31	650	—
		4 (30)	大倉ダム	H36. 10. 31	1, 500	—

種別	指定区分	図中番号	名称	存続期限	面積 (ha)
特定猟具使用禁止区域	銃	5 (29)	住吉台・館地区	H42. 10. 31	1, 770
		6 (27)	仙台西	H40. 10. 31	4, 219

種別	指定区分	図中番号	水系名	河川名	禁止区域の上流端		存続期限	面積 (ha)
					橋名	路線名		
指定猟法禁止区域	鉛製散弾	7 (13)	一級河川 (名取川水系)	広瀬川	熊ヶ根橋	国道 48 号	H42. 10. 31	441

出典：「平成 28 年度宮城県鳥獣保護区等位置図」（宮城県、平成 28 年）

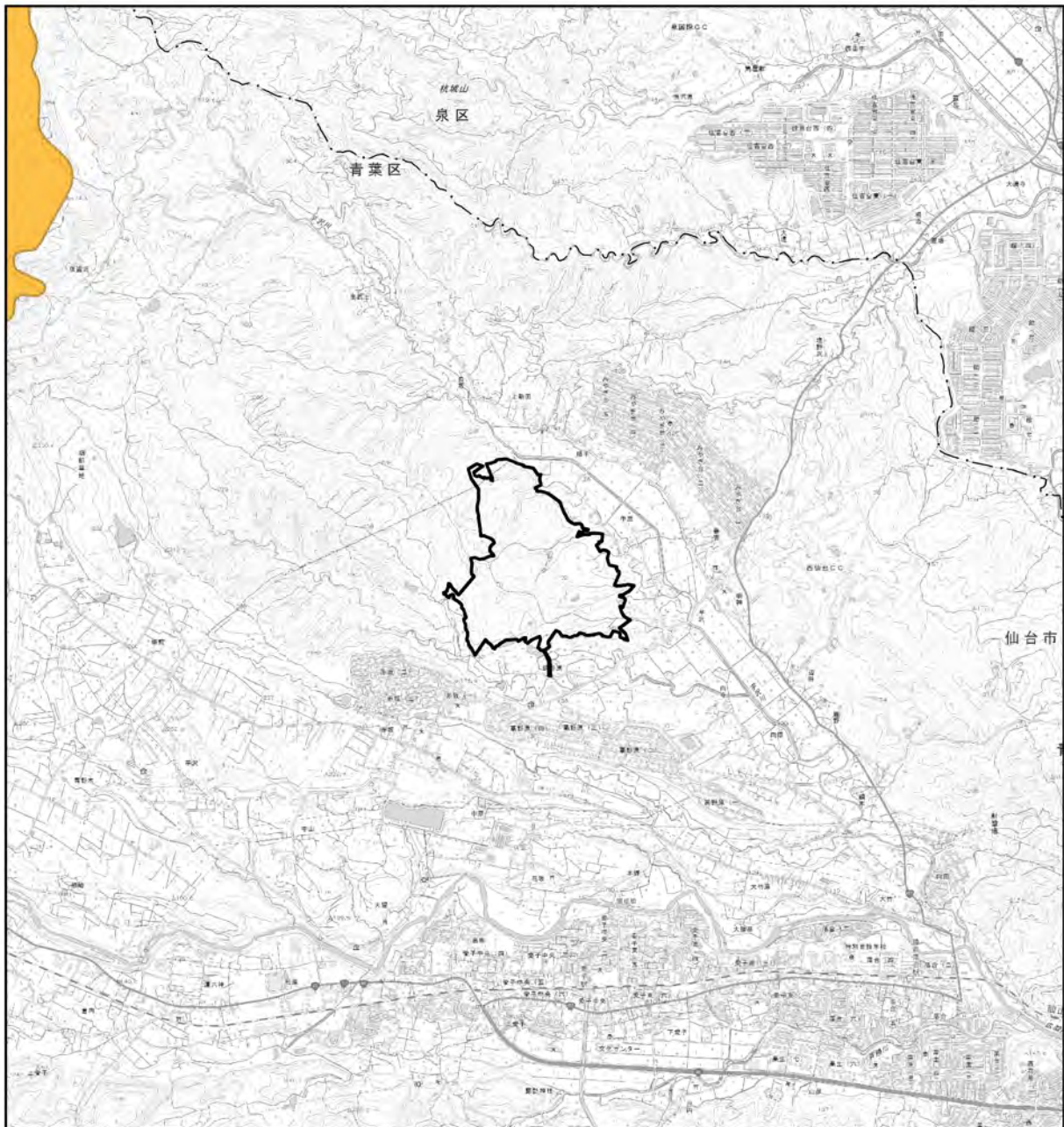
### d. 国有林、地域森林計画対象民有林及び保安林

対象事業実施区域には、「森林法」（昭和 26 年、法律第 249 号）に基づく保安林の指定はない。

調査範囲には、国有林又は地域森林計画対象民有林からなる森林地域が広く分布しており、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林が存在する。また、対象事業実施区域の大部分は、地域森林計画対象民有林となっており、対象事業実施区域の西側境界は国有林に接している。

調査範囲における国有林及び保安林の指定状況を図 3.2-16 に示す。



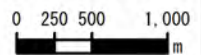


凡例

- 対象事業実施区域 県立自然公園
- 市区町境界線
- 特別保護地区



1:50,000



出典：「自然公園等区域閲覧サービス」（宮城県 HP、平成 29 年 7 月閲覧）

図 3.2-13 自然公園地域の指定状況



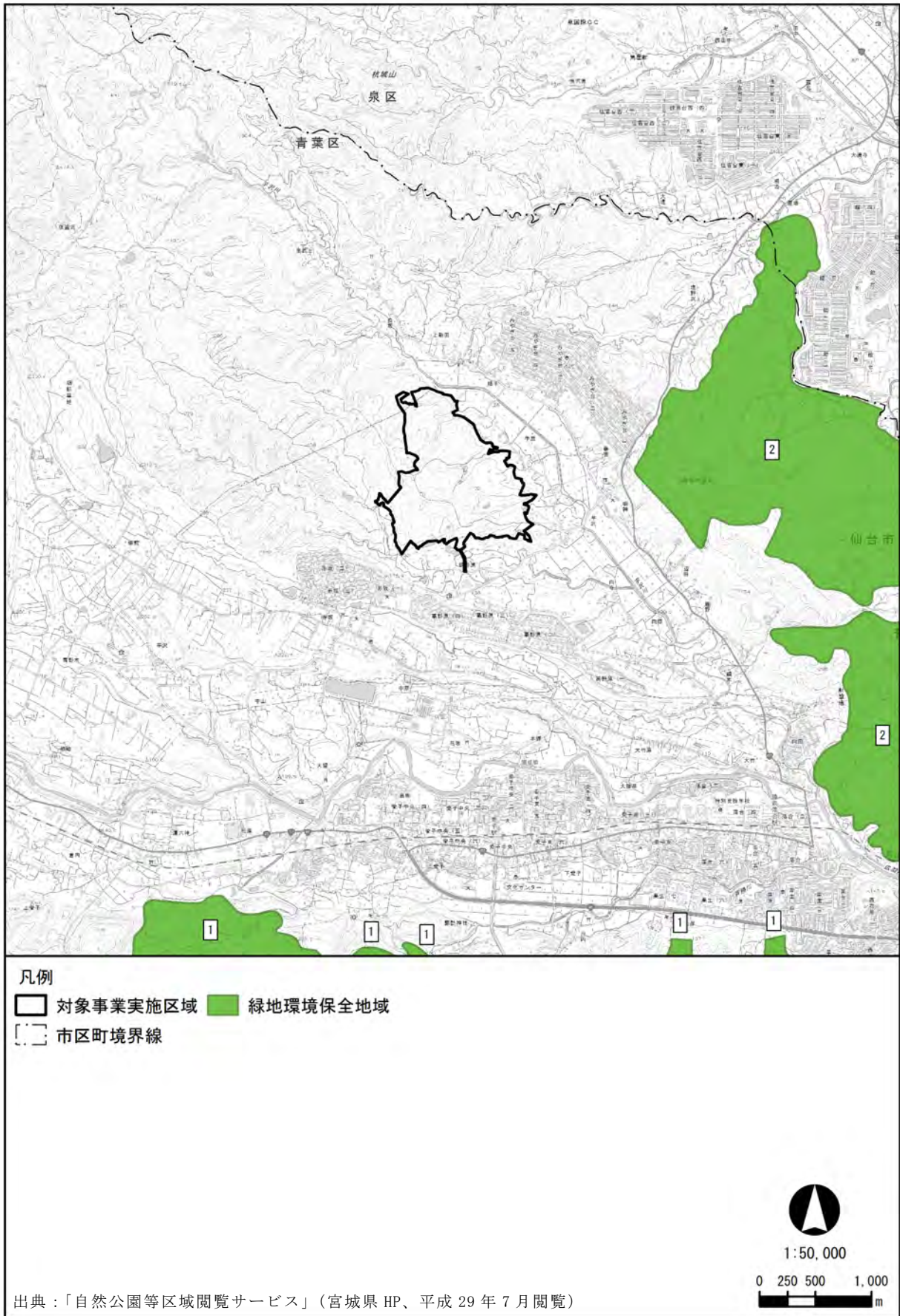


図 3.2-14 緑地環境保全地域の指定状況

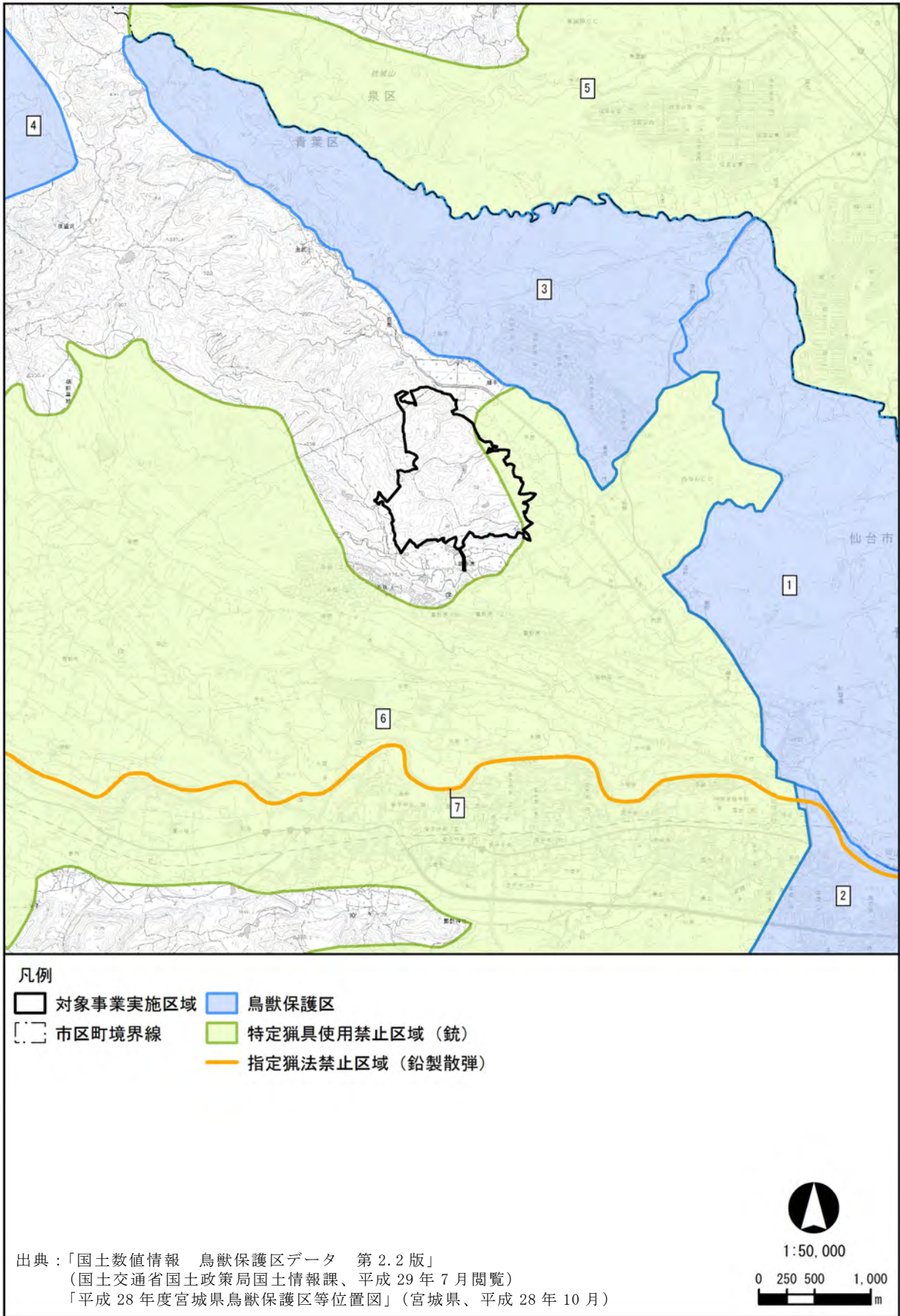
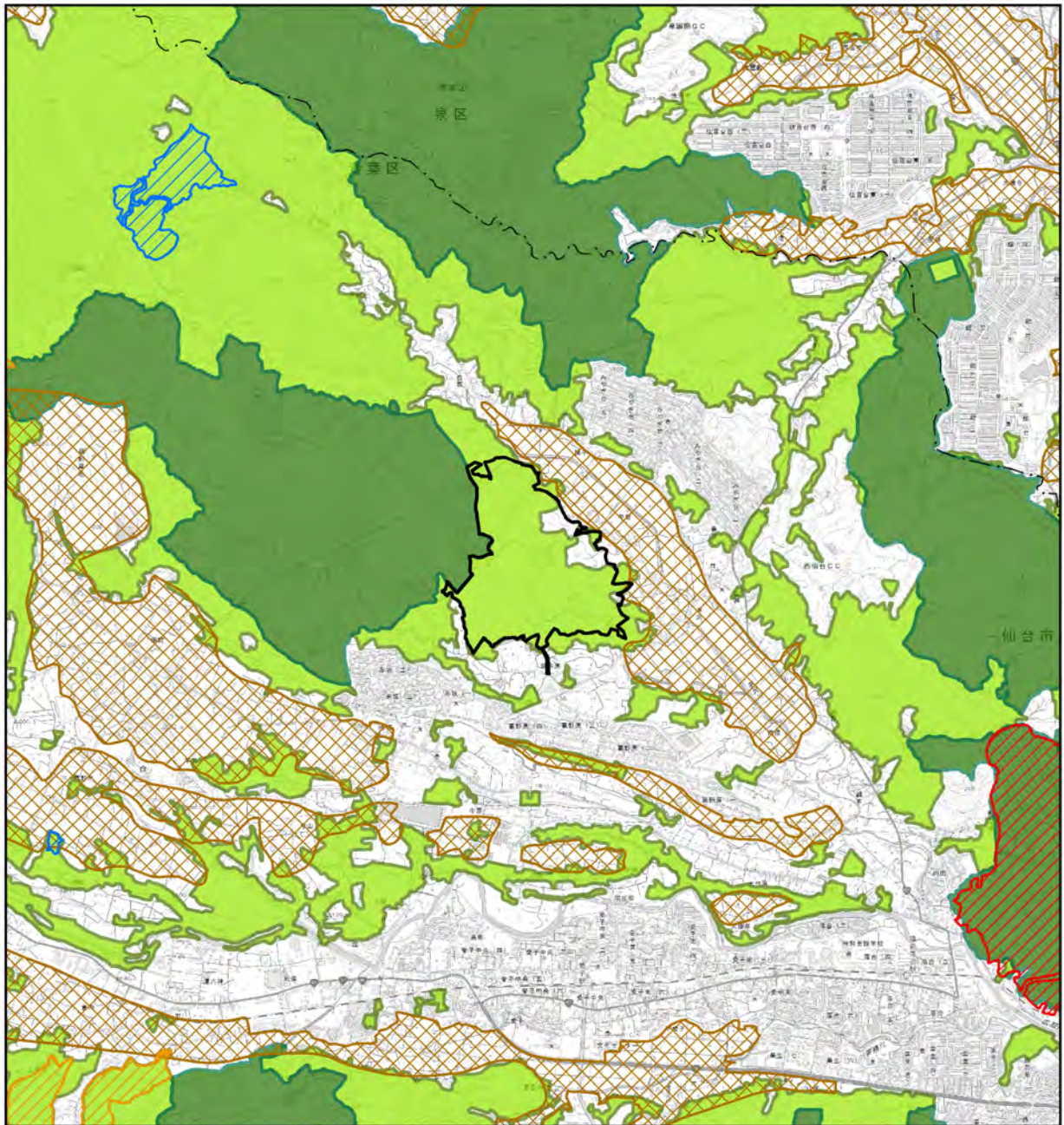


図 3.2-15 鳥獣保護区等の指定状況





凡例

- |          |             |           |
|----------|-------------|-----------|
| 対象事業実施区域 | 国有林         | 保安林       |
| 市区町境界線   | 地域森林計画対象民有林 | 水源涵養保安林   |
| 農用地区域    |             | 土砂流出防備保安林 |
|          |             | 保健保安林     |

出典：「国土数値情報 森林地域データ 第3.1版」  
 「国土数値情報 農業地域データ 第3.2版」  
 (国土交通省国土政策局国土情報課、平成29年7月閲覧)  
 「宮城県保安林配備計画図」(宮城県農林水産部)

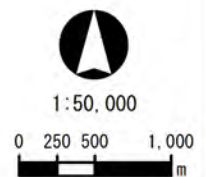


図 3.2-16 国有林及び保安林の指定状況

**e. 環境保全区域及び水質保全区域**

対象事業実施区域には、「広瀬川の清流を守る条例」（昭和 49 年、仙台市条例第 39 号）に基づく環境保全区域の指定はない。ただし、対象事業実施区域及びその周囲は水質保全区域に指定されており、広瀬川の水質の管理基準、汚濁負荷量の許容限度及び排出水の水質について規制すべき基準が定められている。

調査範囲には、対象事業実施区域の南に位置する広瀬川沿いに環境保全区域が存在する。

調査範囲における環境保全区域及び水質保全区域の指定状況を図 3.2-17 に示す。





図 3.2-17 環境保全区域及び水質保全区域の指定状況



② 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定等の状況

調査範囲における公害防止に係る法令の指定・規制等の状況を表 3.2-30 に示す。

表 3.2-30 公害防止に係る法令の指定・規制等の状況

-	法令	基準等	指定状況	
			対象事業 実施区域	調査範囲
大気汚染	環境基本法	環境基準	○	○
	大気汚染防止法	排出基準	○	○
騒音	環境基本法	環境基準	×	○
	騒音規制法	工場・事業場等に係る騒音の規制基準	○	○
		特定建設作業に係る騒音の規制基準	○	○
仙台市公害防止条例	指定建設作業に係る騒音の規制基準	○	○	
振動	振動規制法	要請限度	○	○
		工場・事業場等に係る振動の規制基準	○	○
		特定建設作業等・指定建設作業の規制基準	○	○
低周波音	-	参照値	-	-
悪臭	悪臭防止法	悪臭に係る規制基準	×	○
	宮城県公害防止条例	規制基準	○	○
	宮城県悪臭公害防止対策要綱	規制基準	○	○
	仙台市悪臭対策指導要綱	規制基準	○	○
水質汚濁	環境基本法	環境基準	○	○
	水質汚濁防止法	排水基準	×	○
	宮城県公害防止条例	排水基準	×	○
	仙台市公害防止条例	排水基準	×	○
	下水道法	下水排除基準	×	×
	仙台市下水道条例	下水排除基準	×	×
-	-	農業（水稲）用水基準	-	-
地下水汚染	環境基本法	環境基準、指針値	○	○
地盤沈下	工業用水法	規制地域	×	×
	宮城県公害防止条例	規制地域	×	×
土壌汚染	環境基本法	環境基準	○	○

## a. 大気汚染

### (a) 環境基準

「環境基本法」（平成 5 年、法律第 91 号）に基づく、大気汚染物質に係る環境基準を表 3.2-31 及び表 3.2-32 に示す。なお、仙台市では「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020 改定版」（仙台市、平成 28 年 3 月）において、二酸化窒素の環境基準を「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm（国の環境基準のゾーン下限値）以下」としている。

表 3.2-31 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件 <sup>※1</sup>
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM) <sup>※2</sup>	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) <sup>※3</sup>	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> ) <sup>※4</sup>	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> ) <sup>※5</sup>	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

※1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

※2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。

※3) 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

※4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

※5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号、最終改正平成 8 年）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号、最終改正平成 8 年）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）

表 3.2-32 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件 <sup>※1</sup>
ベンゼン <sup>※2</sup>	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン <sup>※2</sup>	1 年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン <sup>※2</sup>	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン <sup>※2</sup>	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

※1) この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

※2) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正平成 30 年環境省告示第 100 号）

(b) 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」では、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければならない。

「大気汚染防止法」の対象となるばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設を表 3.2-33～表 3.2-36 に示す。

表 3.2-33(1) 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

	施設名	規模要件
1	ボイラー	伝熱面積：10m <sup>2</sup> 以上 燃焼能力：50 リットル/時以上
2	ガス発生炉、加熱炉	原料処理能力：20 トン/日 燃焼能力：50 リットル/時以上
3	ばい焼炉、焼結炉	原料処理能力：1 トン/時以上
4	（金属の精錬用）溶鉱炉、転炉、平炉	
5	（金属の精錬または鑄造用）溶解炉	火格子面積：1m <sup>2</sup> 以上
6	（金属の鍛錬、圧延、熱処理用）加熱炉	羽口面断面積：0.5m <sup>2</sup> 以上
7	（石油製品、石油化学製品、コーラタール製品の製造用）加熱炉	燃焼能力：50 リットル/時以上 変圧器定格容量：200kVA 以上
8	（石油精製用）流動接触分解装置の触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力：200 kg/時以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置の燃焼炉	燃焼能力：6 リットル/時以上
9	（窯業製品製造用）焼成炉、溶解炉	火格子面積：1m <sup>2</sup> 以上 変圧器定格容量：200kVA 以上 燃焼能力：50 リットル/時以上
10	（無機化学工業用品または食料品製造用）反応炉（カーボンブラック製造用燃料燃焼装置含）、直火炉	
11	乾燥炉	
12	（製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用）電気炉	変圧器の定格容量：1000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積：2m <sup>2</sup> 以上 焼却能力：200 kg/時以上
14	（銅、鉛、亜鉛の精錬用）ばい焼炉、焼結炉（ベレット焼成炉含）、溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉	原料処理能力：0.5 トン/時以上 火格子面積：0.5m <sup>2</sup> 以上 羽口面断面積：0.2m <sup>2</sup> 以上 燃焼能力：20 リットル/時以上
15	（カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用）乾燥施設	容量：0.1m <sup>3</sup> 以上
16	（塩素化エチレン製造用）塩素急速冷凍装置	塩素処理能力：50 kg/時以上
17	（塩素第二鉄の製造用）溶解槽	
18	（活性炭製造用〔塩化亜鉛を使用するもの〕用）反応炉	燃焼能力：3 リットル/時以上
19	（化学製品製造用）塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設	塩素処理能力：50 kg/時以上
20	（アルミニウム精錬用）電解炉	電流容量：30kA 以上
21	（燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用〔原料に燐石を使用するもの〕）反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	燐鉱石処理能力：80 kg/時以上 燃焼能力：50 リットル/時以上 変圧器定格容量：200kVA 以上
22	（弗酸製造用）濃縮施設、吸収施設、蒸留施設	伝熱面積：10m <sup>2</sup> 以上 ポンプ動力：1Kw 以上
23	（トリポリ酸ナトリウム製造用〔原料に燐鉱石を使用するもの〕）反応施設、乾燥炉、焼成炉	原料処理能力：80 kg/時以上 火格子面積：1m <sup>2</sup> 以上 燃焼能力：50 リットル/時以上
24	（鉛の第2次精錬〔鉛合金の製造含〕、鉛の管、板、線の製造用）溶解炉	燃焼能力：10 リットル/時以上 変圧器定格容量 40kVA 以上

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和34年政令第329号、最終改正平成29年政令第286号）

表 3.2-33(2) 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

	施設名	規模要件
25	(鉛蓄電池製造用) 溶解炉	燃焼能力：4 リットル/時以上 変圧器定格容量：20kVA 以上
26	(鉛系顔料の製造用) 溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	容量：0.1m <sup>3</sup> 以上 燃焼能力：4 リットル/時以上 変圧器定格容量：20kVA 以上
27	(硝酸の製造用) 吸収施設、漂白施設、濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力： 100 kg/時以上
28	コークス炉	原料処理能力：20 トン/日以上
29	ガスタービン	燃焼能力：50 リットル/時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃焼能力：35 リットル/時以上

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和 34 年政令第 329 号、最終改正平成 29 年政令第 286 号）

表 3.2-34 大気汚染防止法の対象となる揮発性有機化合物排出施設

	施設名	規模要件
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設(揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。)	送風機の送風能力（送風機がない場合は、排風機の排風能力。以下同じ。）が 3,000m <sup>3</sup> /時以上のもの
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）	排風機の排風能力が 100,000m <sup>3</sup> /時以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が 10,000 m <sup>3</sup> /時以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る粘着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m <sup>3</sup> /時以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が 15,000m <sup>3</sup> /時以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が 7,000 m <sup>3</sup> /時以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が 27,000 m <sup>3</sup> /時以上のもの
8	工業製品の洗浄施設（乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する面の面積が 5 m <sup>2</sup> 以上のもの
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量が 1,000kl 以上のもの

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和 34 年政令第 329 号、最終改正平成 29 年政令第 286 号）

表 3.2-35 大気汚染防止法の対象となる一般粉じん発生施設

	施設名	規模要件
1	コークス炉	原料処理能力：50t/日以上
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積：1,000m <sup>2</sup> 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石、セメント用）	ベルト巾：75cm 以上 又はバケットの内容積：0.03m <sup>3</sup> 以上
4	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石、セメント用）	原動機の定格出力：75KW 以上
5	ふるい（鉱物、岩石、セメント用）	原動機の定格出力：15KW 以上

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和 34 年政令第 329 号、最終改正平成 29 年政令第 286 号）

表 3.2-36 大気汚染防止法の対象となる特定粉じん発生施設

	施設名 <sup>※1</sup>	規模要件
1	解綿用機械	原動機の定格出力：3.7KW 以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力：2.2KW 以上
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破砕機及び摩砕機	
8	プレス（剪断加工用のものに限る）	
9	穿孔機	

※1) 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式及び密閉式のものを除く。

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和34年政令第329号、最終改正平成29年政令第286号）

## b. 騒音

### (a) 環境基準

対象事業実施区域には、騒音に係る環境基準の指定地域は存在しない。

調査範囲には、騒音に係る環境基準におけるA類型の指定地域が存在する。

騒音に係る環境基準を表 3.2-37 に示す。

### (b) 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」に基づき、仙台市では事業活動に伴って発生する騒音を規制する地域を指定している。

対象事業実施区域には、工場・事業場等に係る規制基準における第2種区域の指定地域が存在する。

調査範囲には、第2種区域のほか、工場・事業場等に係る規制基準における第1種区域の指定地域が存在する。

工場・事業場等に係る騒音の規制基準を表 3.2-38 に示す。

### (c) 特定建設作業・指定建設作業に係る騒音の基準

「騒音規制法」に基づき、仙台市では建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域を指定している。

対象事業実施区域及び調査範囲には、特定建設作業及び指定建設作業に係る規制基準における第1号区域が存在する。

特定建設作業に係る騒音の規制基準を表 3.2-39 に、指定建設作業に係る騒音の規制基準を表 3.2-40 に示す。



表 3.2-37 騒音に係る環境基準

地域の 類型※1	当てはめる地域	地域の区分	基準値	
			昼間 (6～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	青葉区荒巻字青葉の第二種中高層住居専用地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号の規定により定められた文教地区（公園の区域を除く）に限る）		50dB以下	40dB以下
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域（AAの項に掲げる地域を除く）	一般の地域	55dB以下	45dB以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（Aの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る）	一般の地域	55dB以下	45dB以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
C	近隣商業地域（Bの項に掲げる地域を除く）、商業地域、準工業地域、工業地域	一般の地域	60dB以下	50dB以下
		車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
特例	幹線交通を担う道路※2に近接する空間（屋外）		70dB以下	65dB以下
	幹線交通を担う道路※2に近接する空間（窓を閉めた屋内）※3		45dB以下	40dB以下

※1) 地域の類型

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居を併せて商業、工業の用に供される地域

※2) 「幹線交通を担う道路」高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路に近接する空間（道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲）

※3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」の個別の住居などにおいて騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、室内への透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号、改正：平成24年3月30日環境省告示第54号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年3月30日仙台市告示第126号）

表 3.2-38 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

区域の区分		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19時～22時)	夜間 (22時～6時)
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、文教地区	50dB	45dB	40dB
第2種区域	第一種住居地域、第二種住居地域（文教地区を除く）準住居地域、近隣商業地域（第1種区域の項に掲げる地域に囲まれている地域に限る）、市街化調整区域及び地域の指定のない地域	55dB	50dB	45dB
第3種区域	近隣商業地域（第2種区域の項に含まれる地域を除く）、商業地域、準工業地域	60dB	55dB	50dB
第4種区域	工業地域	65dB	60dB	55dB

※) 第2種区域、第3種区域、第4種区域の学校等の敷地及び周囲50mの区域内における当該基準は上欄の定める値から5dBを減じた値とする。  
 学校等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム・仙台市の都市計画区域外の県条例の特定事業場については、第2種区域の基準を適用する。

出典：「騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」（平成27年3月31日宮城県告示第390号）

「騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日仙台市告示第185号、改正：平成27年6月22日仙台市告示第286号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日仙台市規則第25号）

表 3.2-39 特定建設作業に係る騒音の規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界線における騒音レベル	作業時間		1日における延べ作業時間		同一場所における連続作業期間	日曜・休日における作業	
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域			
1	85dB	午前7時から午後7時	午前6時から午後10時	10時間以内	14時間以内	6日以内	禁止	
2								くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
3								びょう打機を使用する作業
4								さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る）
5								空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）
6								コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）
7								バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）を使用する作業
8								トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る）を使用する作業
ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る）を使用する作業		<p>1号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち学校等の敷地の80m以内の区域。</p> <p>2号区域：工業地域のうち学校等の敷地の周囲80mの区域を除く区域。 学校等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム</p>						

出典：「騒音規制法施行令」（昭和43年11月政令第324号、改正：平成23年11月28日政令第364号）  
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）  
「特定建設作業に伴い発生する騒音に係る区域指定」（平成24年3月30日宮城県告示第308号）  
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）  
「別表第1号の規定により指定する区域について」（平成8年3月29日仙台市告示186号）

表 3.2-40 指定建設作業に係る騒音の規制基準

指定建設作業の種類		敷地境界線における騒音レベル	作業時間		1日における述べ作業時間		同一場所における連続作業期間	日曜・休日における作業
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1	ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業	80dB (学校等の敷地周囲おおむね50m以内の区域においては、75dB)	午前7時から午後7時	午前6時から午後9時	10時間以内	14時間以内	6日以内	禁止
2	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業							
3	振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動ブレード、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業							
4	はつり作業及びコンクリート仕上げ作業で原動機を使用するもの							
<p>作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。</p> <p>1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の地域</p> <p>2号区域：工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の地域</p> <p>学校・病院等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム</p>								

出典：「仙台市公害防止条例」（平成8年3月29日仙台市条例第5号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日仙台市規則第25号）

### c. 振動

#### (a) 要請限度

対象事業実施区域及び調査範囲には、道路交通振動に係る要請限度における第1種区域の指定地域が存在する。

道路交通振動の要請限度を表 3.2-41 に示す。

表 3.2-41 道路交通振動の要請限度

区域の区分		昼間 午前 8 時から 午後 7 時	夜間 午後 7 時から 翌日午前 8 時
第 1 種 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域、第二種住居地域、準居住地域 隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域であるもの 市街化調整区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区域	近隣商業地域（第一種区域に該当する区域を除く。） 商業地域、準工業地域、工業地域	70 デシベル	65 デシベル

出典：振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号 改正：平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号）第 12 条  
振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について  
振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第二備考 1 に規定する区域及び同表備考 2 に規定する時間について

#### (b) 工場・事業場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」に基づき、仙台市では事業活動に伴って発生する振動を規制する地域を指定している。

工場・事業場等に係る振動の規制基準を表 3.2-42 に示す。また、「振動規制法」、「宮城県公害防止条例」に基づき、設置に際してあらかじめ届け出が必要な振動に係る特定施設を表 3.2-43 に示す。

対象事業実施区域及び調査範囲には工場・事業場等に係る規制基準における第 1 種区域が存在する。

#### (c) 特定建設作業等・指定建設作業の規制基準

「振動規制法」に基づき、仙台市では建設工事に伴って発生する振動を規制する地域を指定している。

特定建設作業に係る振動の規制基準を表 3.2-44 に、指定建設作業に係る振動の規制基準を表 3.2-45 に示す。

対象事業実施区域及び調査範囲には、特定建設作業及び指定建設作業に係る規制基準における第 1 号区域が存在する。

表 3.2-42 工場・事業場等に係る振動の規制基準

区域の区分		昼間 午前 8 時から 午後 7 時	夜間 午後 7 時から 午前 8 時
第 1 種 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、 市街化調整区域、地域の指定のない地域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種 区域	近隣商業地域、 商業地域、 準工業地域、 工業地域	65 デシベル	60 デシベル
※) 規制基準は工場等の敷地境界線における値である。 ※) 学校等（学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設）の敷地およびその周囲 50m の区域内では、上記基準から 5 デシベルを減じた値とする。 ※) 近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域であるものについては、騒音にあっては第 2 種区域の基準を、振動にあっては第 1 種区域の基準を適用する。 ※) 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、騒音にあっては第 2 種区域を、振動にあっては第 1 種区域の基準を適用する。			

出典：振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について（平成 8 年 3 月 29 日仙台市告示第 188 号）  
 宮城県公害防止条例施行規則（平成 7 年 9 月 27 日宮城県規則第 79 号）別表第 2 第 5 号  
 公害防止条例施行規則（平成 8 年 3 月 29 日仙台市規則第 25 号）別表第 2 第 3 号

表 3.2-43 振動に係る特定施設

番号	法律 <sup>※1</sup>	条例 <sup>※2</sup>	施設の種類の	
1	○	○	金属加工機械	イ. 液圧プレス（矯正プレスを除く） ロ. 機械プレス ハ. せん断機ニ. 鑄造機 ホ. ワイヤードフォーミングマシン
2	○	○	圧縮機	
3	○	○	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	
4	○	○	織機（原動機を用いるものに限る）	
5	○	○	コンクリートブロックマシン コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	
6	○	○	木材加工機械	イ. ドラムバーカー ロ. チッパー
7	○	○	印刷機械	
8	○	○	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く）	
9	○	○	合成樹脂用射出成形機	
10	○	○	鑄造成形機（ジョルト式のものに限る）	
11	—	○	金属加工の用に供する施設	(1) 圧延機械 (2) 製管機械 (3) ベンディングマシン（ロール式のものに限る）
12	—	○	ディーゼルエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）	
13	—	○	冷凍機	

※1) 振動規制法に定める特定施設

※2) 宮城県公害防止条例に定める特定施設

出典：「振動規制法施行令」（昭和 51 年政令第 281 号）

「公害防止条例施行規則」（平成 7 年 9 月 29 日、宮城県規則第 79 号）



表 3.2-44 特定建設作業に係る振動の規制基準

特定建設作業の種類		敷地境界線における騒音レベル	作業時間		1日における述べ作業時間		同一場所における連続作業期間	日曜・休日における作業
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）、又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業	75dB	午前7時から午後7時	午前6時から午後10時	10時間以内	14時間以内	6日以内	禁止
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）							
4	ブレーカー（手持ち式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）							
1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の地域 2号区域：工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の地域 学校・病院等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所（有床）、図書館、特別養護老人ホーム								

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）  
 振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）第11条、別表第1  
 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）  
 別表第1号の規定により指定する区域について（平成8年3月29日仙台市告示第186号）  
 振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について（平成8年3月29日仙台市告示第189号）  
 仙台市公害防止条例施行規則第3条、別表第2第2号第4号

表 3.2-45 指定建設作業に係る振動の規制基準

指定建設作業の種類		敷地境界線における騒音レベル	作業時間		1日における述べ作業時間		同一場所における連続作業期間	日曜・休日における作業
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業(作業地点が連続的に移動するあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	75dB (学校等の敷地周囲おおむね50m以内の区域においては、70dB)	午前7時から午後7時	午前6時から午後9時	10時間以内	14時間以内	6日以内	禁止
2	振動ローラー、ロードローラーその他これらに類する締固め機械を使用する作業							
作業地点が連続的に移動するあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。 1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の地域 2号区域：工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の地域 学校・病院等：学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、診療所(有床)、図書館、特別養護老人ホーム								

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号) 振動規制法施行規則(昭和51年11月10日総理府令第58号)第11条、別表第1  
 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号) 別表第1号の規定により指定する区域について(平成8年3月29日仙台市告示第186号)  
 振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について(平成8年3月29日仙台市告示第189号)  
 仙台市公害防止条例施行規則第3条、別表第2第2号第4号

#### d. 低周波音

##### (a) 参照値

低周波音に係る環境基準や規制基準は存在しないが、「低周波問題対応の手引書」(平成16年6月、環境省)により物的苦情と心身に係る苦情に対応する際の参照値が定められている。

物的苦情及び心身に係る苦情に関する参照値を表3.2-46及び表3.2-47に示す。

表 3.2-46 低周波音による物的苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数 (Hz)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
1/3 オクターブバンド 音圧レベル (dB)	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

出典：「低周波音問題対応の手引書」(平成16年6月、環境省)

表 3.2-47 低周波音による心身に係る苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数 (Hz)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3 オクターブバンド 音圧レベル (dB)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

※1) 低周波音による心身に係る苦情に関する参照値は、上表及びG特性音圧レベル  $L_G=92$  (dB) とする。

出典：「低周波音問題対応の手引書」(平成16年6月、環境省)

e. 悪臭

(a) 悪臭に係る規制基準

仙台市では、都市計画法に基づく市街化区域を指定地域として、特定悪臭物質（22 項目）による規制が行われている。特定悪臭物質の種類及び規制基準を表 3.2-48 に、規制地域を図 3.2-18 に示す。

対象事業実施区域には、悪臭に係る規制地域は存在しない。

調査範囲には、悪臭に係る規制地域が存在する。

表 3.2-48 悪臭防止法に基づく規制基準

特定悪臭物質の種類	許容濃度	特定悪臭物質の種類	許容濃度
アンモニア	1 ppm	イソバレルアルデヒド	0.003 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	イソブタノール	0.9 ppm
硫化水素	0.02 ppm	酢酸エチル	3 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	メチルイソブチルケトン	1 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	トルエン	10 ppm
トルメチルアミン	0.005 ppm	スチレン	0.4 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	キシレン	1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	プロピオン酸	0.03 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	ノルマル酪酸	0.001 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	イソ吉草酸	0.001 ppm

出典：「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条第1項の規定に基づく規制基準」（平成8年3月、仙台市告示109号）

(b) 宮城県公害防止条例に基づく規制

「宮城県公害防止条例」では、県内全域（悪臭防止法による規制地域を除く）を規制地域として、対象の事業場（魚腸骨処理場及び有機質肥料製造施設）に対し臭気指数（敷地境界線臭気指数15）による規制を行っている。

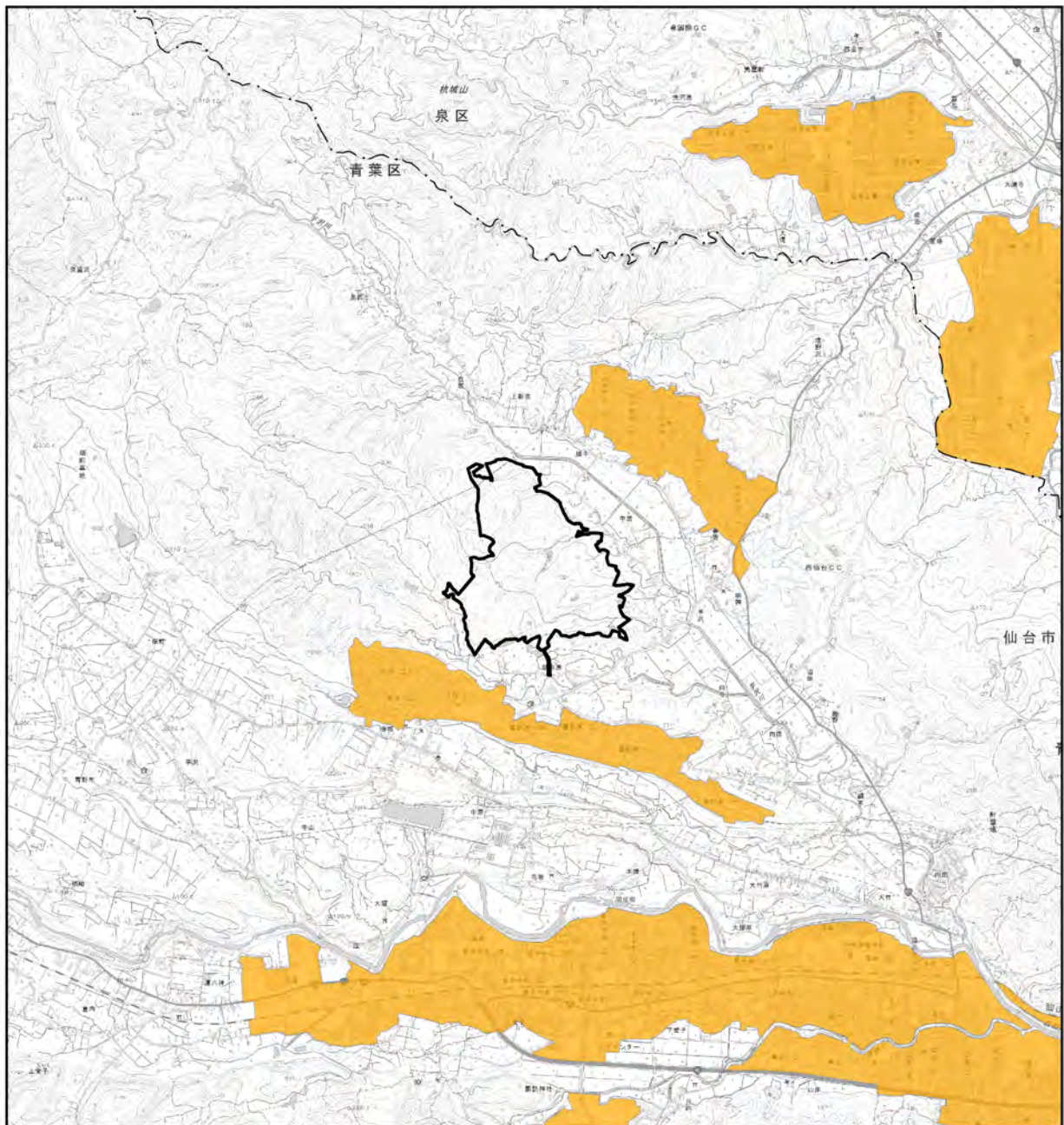
(c) 宮城県悪臭公害防止対策要綱に基づく規制

「宮城県悪臭公害防止対策要綱」では、県内全域を規制地域として、農業、建築業、製造業、卸売業・小売業、電気・ガス・水道・熱供給業の事業場に対し臭気強度による規制基準（敷地境界で臭気強度1.8）による規制を行っている。

(d) 仙台市悪臭対策指導要綱に基づく規制

「仙台市悪臭対策指導要綱」では、仙台市全域を適用地域として、事業活動に伴い悪臭を排出する工場等に対し臭気濃度による指導基準（敷地境界で臭気濃度10）を定めている。



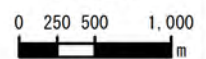


凡例

- 対象事業実施区域
- 悪臭防止法による規制地域(市街化区域)
- 市区町境界線



1:50,000



出典：「国土数値情報 用途地域データ 第1.0版」  
 (国土交通省国土政策局国土情報課、平成29年7月閲覧)

図 3.2-18 悪臭防止法による規制地域図

f. 水質汚濁

(a) 環境基準

公共用水域に対しては、水質汚濁に係わる環境基準又は指針値が定められている。

人の健康の保護に関する環境基準及び要監視項目の指針値を表 3.2-49 及び表 3.2-50 に示す。

表 3.2-49 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項 目	基準値 <sup>※1</sup>
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと <sup>※2</sup>
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと <sup>※2</sup>
PCB	検出されないこと <sup>※2</sup>
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 <sup>※3</sup>	10mg/L 以下
ふっ素 <sup>※3</sup>	0.8mg/L 以下
ほう素 <sup>※3</sup>	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン <sup>※4</sup>	0.05mg/L 以下

※1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

※2) 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定方法の定量限界を下回ることをいう。

※3) 硝酸性・亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は、「要監視項目」より平成 11 年 2 月に移行された。

※4) 1,4-ジオキサンは、「要監視項目」より、平成 21 年 11 月移行された。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表 1 人の健康の保護に関する環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境省告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日、環境省告示第 37 号）

表 3.2-50 要監視項目及び指針値（人の健康の保護に係る項目）

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロビザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BMPC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（通知）」（平成 21 年 11 月 30 日、環水大発第 091130004 号、環水大土発第 091130005 号）

生活環境の保全に関する環境基準を表 3.2-51 に、水生生物の保全に係る項目を表 3.2-52 に示す。また、生活環境の保全についてあてはめるべき水域と類型を表 3.2-53 及び表 3.2-54、図 3.2-19 及び図 3.2-20 に示す。

調査範囲内では、生活環境の保全に関する類型指定で広瀬川が A 類型及び B 類型、七北田川が A 類型に指定されている。また、水生生物の保全に関する類型指定で広瀬川が生物 A に指定されている。

表 3.2-51(1) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準（河川））

項目 類型	利用目的の適応性 ※2、※3、※4、※5、※6、※7	基準値※1				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

※1) 基準値は、日間平均値とする（湖沼・海域もこれに準ずる）。

※2) 農業用利水については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

※3) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

※4) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

※5) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

※6) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

※7) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境省告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日、環境省告示第 37 号）

表 3.2-51(2) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準（河川））

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 <sup>※1</sup>		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

※1) 基準値は、年間平均値とする（湖沼・海域もこれに準ずる）。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境省告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日、環境省告示第 37 号）

表 3.2-52 要監視項目及び指針値（水生生物の保全に関する環境基準）（淡水域）

項目	類型	指針値
クロロホルム	生物 A	0.7 mg/L 以下
	生物特 A	0.006 mg/L 以下
	生物 B	3 mg/L 以下
	生物特 B	3 mg/L 以下
フェノール	生物 A	0.05 mg/L 以下
	生物特 A	0.01 mg/L 以下
	生物 B	0.08 mg/L 以下
	生物特 B	0.01 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	生物 A	1 mg/L 以下
	生物特 A	1 mg/L 以下
	生物 B	1 mg/L 以下
	生物特 B	1 mg/L 以下
4-t-オクチルフェノール	生物 A	0.001 mg/L 以下
	生物特 A	0.0007 mg/L 以下
	生物 B	0.004 mg/L 以下
	生物特 B	0.003 mg/L 以下
アニリン	生物 A	0.02 mg/L 以下
	生物特 A	0.02 mg/L 以下
	生物 B	0.02 mg/L 以下
	生物特 B	0.02 mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	生物 A	0.03 mg/L 以下
	生物特 A	0.003 mg/L 以下
	生物 B	0.03 mg/L 以下
	生物特 B	0.02 mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（通知）」（平成 25 年 3 月 27 日、環水大発第 1303272 号）



表 3.2-53 生活環境の保全に関する類型指定状況

水系・水域名	水域の範囲	類型	期間	指定年月日	指定機関
名取川	広瀬川(1) (鳴合橋より上流)	A	直ちに達成	S45.9.1	国
	広瀬川(2) (鳴合橋から名取川合流点まで)	B	5年以内で可及的速やかに達成	S45.9.1	国
七北川	七北田川上流 (七北田橋より上流 (流入する支川を含む。ただし、七北田ダム全域に係る部分を除く))	A	直ちに達成	S47.4.28	県

出典：「宮城県の水域類型あてはめ」(宮城県 HP、平成 30 年 7 月閲覧)

表 3.2-54 水生生物の保全に関する類型指定状況

水系・水域名	水域の範囲	類型	期間	指定年月日	指定機関
名取川	広瀬川全域	生物 A	直ちに達成	H23.8.5	県

出典：「宮城県の水域類型あてはめ」(宮城県 HP、平成 30 年 7 月閲覧)

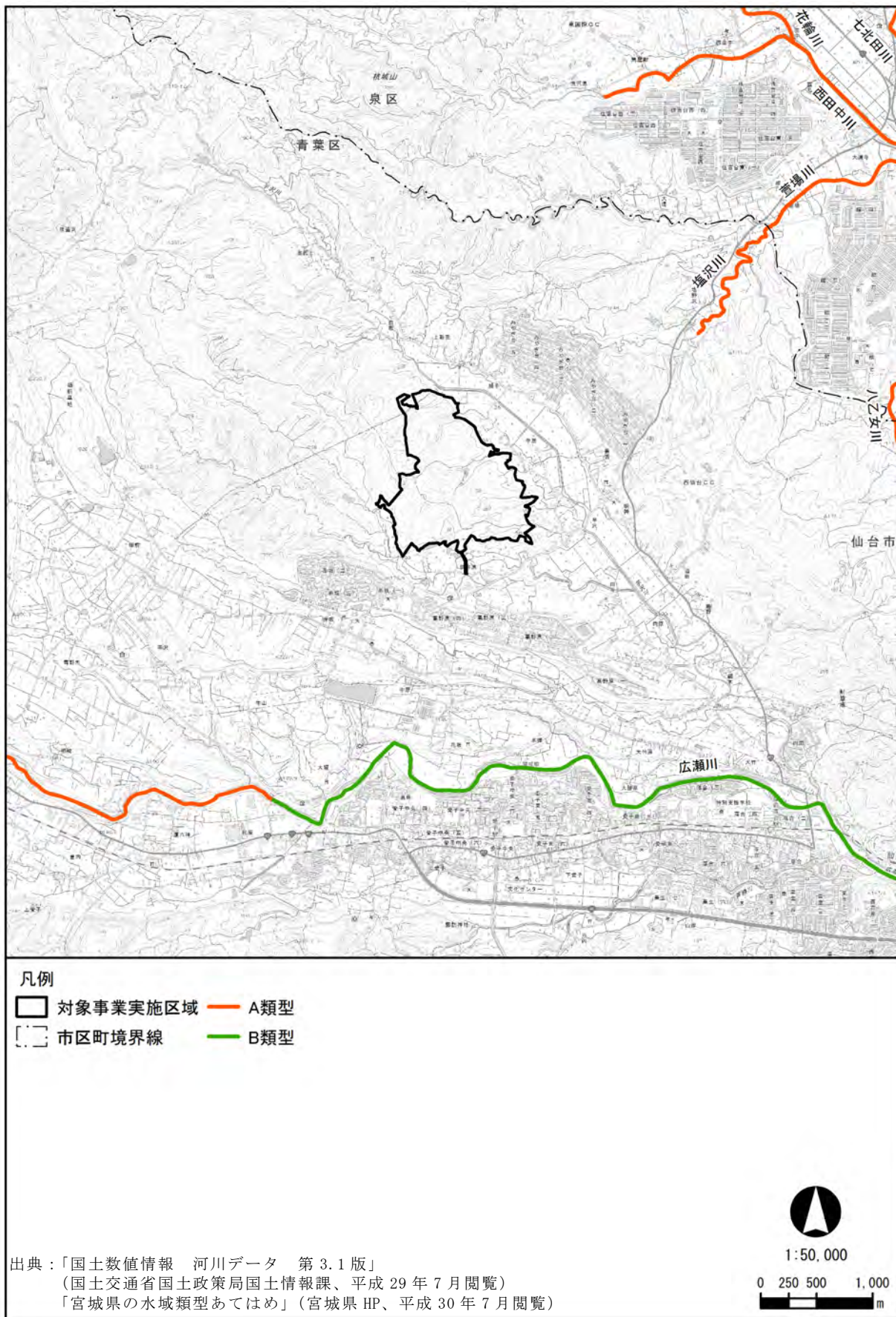
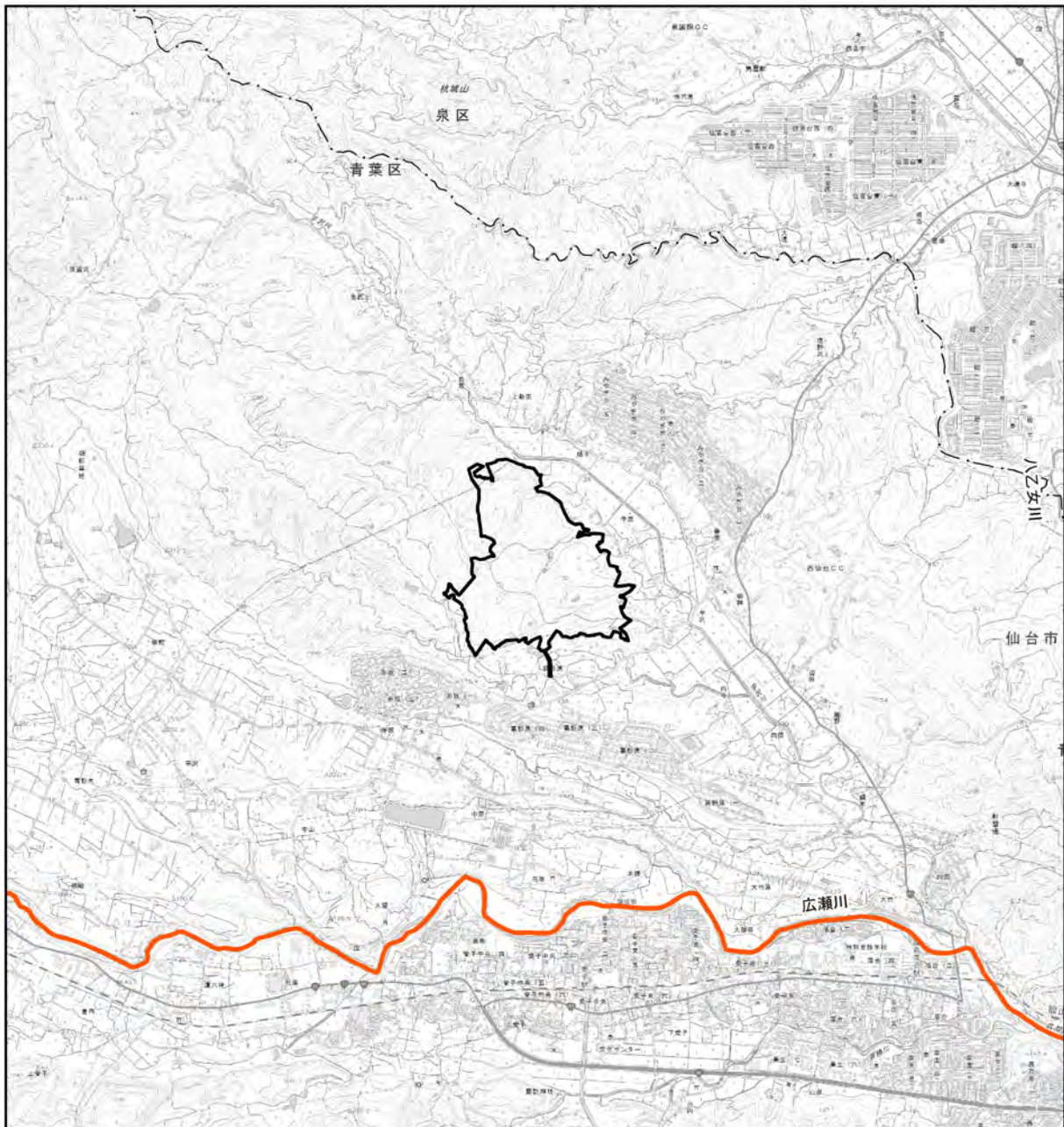


図 3.2-19 生活環境の保全に関する類型指定状況



凡例

- 対象事業実施区域
- 生物A
- 市区町境界線

出典：「国土数値情報 河川データ 第3.1版」  
 (国土交通省国土政策局国土情報課、平成29年7月閲覧)  
 「宮城県の水域類型あてはめ」(宮城県HP、平成30年7月閲覧)

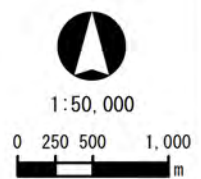


図 3.2-20 水生生物の保全に関する類型指定状況



(b) 排水基準

「水質汚濁防止法」に定められている特定施設を有する工場・事業場の排水基準は、「水質汚濁防止法」及び「宮城県公害防止条例」によって定められている。排水基準を表 3.2-55 に示す。

表 3.2-55(1) 水質汚濁防止法等に基づく排水基準

一律排水基準		地下浸透基準
種類又は項目	許容限度	
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	0.001mg/L
シアン化合物	1mg/L	0.1mg/L
有機りん化合物 <sup>※1</sup>	1mg/L	0.1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	0.005mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	0.04mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	0.005mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと <sup>※2</sup>	0.0005mg/L
ポリ塩化ビニフェル	0.003mg/L	0.0005mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	0.002mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.0005mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	0.002mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L <sup>※</sup>	0.002mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.0006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	0.0002mg/L
チウラム	0.06mg/L	0.0006mg/L
シマジン	0.03mg/L	0.0003mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L	0.002mg/L
ベンゼン	0.1mg/L	0.001mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L	0.002mg/L
ほう素及びその化合物	海域	0.2 mg/L
	その他	
ふっ素及びその化合物	海域	0.2 mg/L
	その他	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	100mg/L	アンモニア性窒素：0.7mg/L 亜硝酸性窒素：0.2mg/L 硝酸性窒素：0.2mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	0.05 mg/L

※) 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。  
 ※) 地下浸透基準は、法施行規則第6条の2に定める「地下浸透水が有害物質を含むもの」としての要件  
 ※) ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、1,4-ジオキサンについては仙台市公害防止条例施行規則の排水基準は定められていない。  
 ※1) パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る  
 ※2) 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。  
 ※3) 1,1-ジクロロエチレンに係る仙台市公害防止条例施行規則の排水基準は0.2mg/L  
 出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年、総理府令第35号）  
 「水質汚濁防止法施行規則」（昭和46年6月19日、通商産業省令第2号）  
 「公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日、宮城県規則第9号）  
 「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日、仙台市規則第25号）

表 3.2-55(2) 水質汚濁防止法等に基づく排水基準

種類又は項目		許容限度 <sup>※1</sup>					
		水質汚濁防止法			宮城県公害 防止条例	仙台市公害 防止条例	
		一般排水 基準	特別排水基準 <sup>※1※5</sup>				
			下水道 整備区域	その他の 区域			
適用される工場または事業場における 1日あたりの平均的な排出水の量		50 m <sup>3</sup> 以上	25 m <sup>3</sup> 以上		50 m <sup>3</sup> 以上 (25 m <sup>3</sup> 以上 <sup>※2</sup> )		
生活環境 項目	水素イオン濃度 (pH)	海域	5.0~9.0	-	-	5.0~9.0	5.0~9.0
		その他	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(BOD)		160(120)	30(20)	130(100)	160(120)	160(120)
	化学的酸素要求量(COD)		160(120)	160(120)	160(120)	160(120)	160(120)
	浮遊物質(SS)		200(150)	90(70)	200(150)	200(150)	200(150)
	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油含有量	5	5	5	5	5
		動植物油脂類 含有量	30	30	30	30	30
	フェノール類含有量		5	5	5	5	5
	銅含有量		3	3	3	3	3
	亜鉛含有量		2	2	2	2	5
	溶解性鉄含有量		10	10	10	10	10
	溶解性マンガン含有量		10	10	10	10	10
	クロム含有量		2	2	2	2	2
	弗素含有量		-	-	-	-	15
	大腸菌群数		(3,000 個 /cm <sup>3</sup> )	(3,000 個 /cm <sup>3</sup> )	(3,000 個 /cm <sup>3</sup> )	(3,000 個 /cm <sup>3</sup> )	(3,000 個/cm <sup>3</sup> )
	窒素含有量		120(60)	120(60)	120(60)	120(60)	-
りん含有量		16(8)	16(8)	16(8)	16(8)	-	
【備考】							
※) 単位は、水素イオン濃度・大腸菌群数を除き、全て mg/L である。							
※) 許容限度の数値は、水素イオン濃度については表に示した数値を含む範囲内、その他の項目については表に示した数値以下を許容限度とする。							
※) ( ) 内の数値は日平均値。日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。							
※) 生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用する。							
※) 温泉を利用する旅館業については、一部項目について適用除外。							
※) 窒素含有量・りん含有量の基準は、環境大臣が定める湖沼、海域及びこれに流入する河川に排出される排水について適用する。							
※1) 仙台市内水域のうち、広瀬川(右岸仙台市青葉区作並字神の前東5の2番地/左岸仙台市青葉区作並字壇の原18の2番地(相生橋)から名取川との合流点まで)及び梅田川(仙台市青葉区中山3丁目6番地(うどう溜池)から七北田川との合流点まで)に排出する特定事業場(畜産農業又はそのサービス業に係るもの、共同調理場及び水処理施設を除いたもの)に適用される。							
※2) 宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例ともに※1の区域に排出する場合は、1日あたりの排水量が25m <sup>3</sup> 以上の事業場が規制対象となる。							
※3) 畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場から県の区域に属する公共用水域に排出される排水に係る特別排水基準は、当該排水の量が一日につき10 m <sup>3</sup> 以上であるものについて、一般排水基準に定める許容限度となる。							

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月、総理府令第35号)

「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年12月、宮城県条例第40号)

「公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日、宮城県規則第9号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成8年3月29日、仙台市規則第25号)



(c) 下水排除基準

「下水道法」に規定される特定事業場から公共下水道へ排出される排水には、「下水道法施行令」及び仙台市の「下水道条例」により排出水の水質基準である排除基準が定められている。

排除基準を表 3.2-56 に示す。

表 3.2-56 下水排除基準

項目	排除基準値	項目	排除基準値 <sup>※1</sup>
水温	45 (40) °C未満	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l 以下
水素イオン濃度 (pH)	pH5.0 を超え pH9.0 <sup>※2</sup> (pH5.7 を超え pH8.7)	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l 以下
生物学的酸素要求量 (BOD)	600 (300)mg/l 未満 <sup>※3</sup>	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l 以下
浮遊物質 (SS)	600 (300)mg/l 未満 <sup>※3</sup>	チウラム	0.06mg/l 以下
沃素消費量	220mg/l 未満	シマジン	0.03mg/l 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	チオベンカルブ	0.2mg/l 以下
	動植物油脂類	ベンゼン	0.1mg/l 以下
カドミウム及びその化合物	0.03mg/l 以下	セレン及びその化合物	0.1mg/l 以下
シアン化合物	1mg/l 以下	ほう素及びその化合物	海域への排出
有機燐化合物	1mg/l 以下	その化合物	海域以外への排出
鉛及びその化合物	0.1mg/l 以下	ふっ素及びその化合物	海域への排出
六価クロム化合物	0.5mg/l 以下	その化合物	海域以外への排出
砒素及びその化合物	0.1mg/l 以下	1,4-ジオキサン	0.5mg/l 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/l 以下	フェノール類	5mg/l 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	銅及びその化合物	3mg/l 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/l 以下	亜鉛及びその化合物	2mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/l 以下	鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/l 以下	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/l 以下
ジクロロメタン	0.2mg/l 以下	クロム及びその化合物	2mg/l 以下
四塩化炭素	0.02mg/l 以下	アンモニア性窒素、 亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	380 (125)mg/l 未満
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l 以下	窒素含有量 <sup>※5</sup>	240 (150)mg/l 未満
1,1-ジクロロエチレン	1mg/l 以下	りん含有量 <sup>※5</sup>	32 (20)mg/l 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l 以下	ダイオキシン類 <sup>※6</sup>	10pg/l 以下

※1) ( ) 内は製造業又はガス供給業の用に供する施設に適用する基準。  
 ※2) 日平均排水量 50 m<sup>3</sup> 未満 (生活系排水を含む) の事業場では pH5 を超え pH12 未満。  
 ※3) 日平均排水量 50 m<sup>3</sup> 未満 (生活系排水を含む) の事業場では 1200mg/l 未満。  
 ※4) 日平均排水量 50 m<sup>3</sup> 未満 (生活系排水を含む) の事業場では 150 mg/l 未満。  
 ※5) 水質汚濁防止法第3条第1項の規定による環境省令により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される流域下水道に排除される下水にのみ基準値を適用する。  
 ※6) ダイオキシン類の基準は、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設を設置している事業場ならびに、終末処理場の放流水についてダイオキシン類の排出基準が定められている場合に適用される。

出典：「下水道法施行令」(昭和34年4月22日、政令第147号)

「仙台市下水道条例」(昭和35年10月10日、仙台市条例第19号)

#### (d) 農業用水基準

「農業（水稲）用水基準」は、農林水産省が昭和44年春から約1カ年間、汚濁物質別について「水稲」に被害を与えない限度濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた基準である。法的効力はないが、水稲の正常な生育のために望ましい灌漑用水の指標として利用されている。

農業（水稲）用水基準を表3.2-57に示す。

表 3.2-57 農業（水稲）用水基準

項目		基準値
pH（水素イオン濃度）		6.0～7.5
COD（化学的酸素要求量）		6 mg/L 以下
SS（浮遊物質）		100 mg/L 以下
DO（溶存酸素）		5 mg/L 以上
T-N（全窒素濃度）		1 mg/L 以下
電気伝導度（塩類濃度）		0.3 mS/cm 以下
重金属	As（ヒ素）	0.05 mg/L 以下
	Zn（亜鉛）	0.5 mg/L 以下
	Cu（銅）	0.02 mg/L 以下

出典：平成29年版 宮城県環境白書（宮城県、平成29年12月）

#### g. 地下水汚染

##### (a) 環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として28項目について設定されている。この他、クロロホルム等有機化学物質、農薬等、24項目が「要監視項目」とされ、地下水における水質の監視の継続による知見の収集状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行が検討されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準及び要監視項目の指針値を表3.2-58及び表3.2-59に示す。

#### h. 地盤沈下

##### (a) 規制地域

宮城県には「工業用水法」に基づく規制地域及び「宮城県公害防止条例」に基づく規制地域が指定されているが、対象事業実施区域及び調査範囲には規制地域は存在しない。

表 3.2-58 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	環境基準 <sup>*1</sup> <sup>*2</sup>	項目	環境基準 <sup>*1</sup> <sup>*2</sup>
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 <sup>*4</sup>	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン <sup>*3</sup>	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

※1) 環境基準は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※3) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

※4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日、環境庁告示第 10 号、最終改正平成 28 年 4 月 1 日）

表 3.2-59 地下水の要監視項目及び指針値（人の健康の保護に係る項目）

項目	指針値	項目	指針値
クロホルム	0.06 mg/L 以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	トルエン	0.6 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	ニッケル	—
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	モリブデン	0.07 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	ウラン	0.002 mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（通知）」（平成 21 年 11 月 30 日、環水大発第 091130004 号、環水大土発第 091130005 号）

i. 土壌汚染

(a) 環境基準

土壌の汚染に係る環境基準を表 3.2-60 に示す。

表 3.2-60 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん <sup>*1</sup>	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン <sup>*2</sup>	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサソ	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。

備考

- ・環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- ・カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- ・「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※1) 有機りん（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

※2) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日、環境庁告示第 46 号、最終改正平成 28 年 4 月 1 日）  
「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する告示」（平成 30 年 9 月、環境省告示第 77 号）  
「土壌の汚染に係る環境基準の見直し及び土壌汚染対策法の特有害物質の見直し等に伴う土壌汚染対策法の運用について」（平成 31 年 3 月 1 日、環水大土発第 1903016 号）

### ③ 景観の保全に係る指定地域等の状況

仙台市「杜の都」景観計画で定められている景観計画区域を表 3.2-61 及び図 3.2-21 に示す。また、景観計画区域内に対して定められている届け出対象行為を表 3.2-62 に、景観計画区域における行為の制限を表 3.2-63 及び表 3.2-64 に示す。

対象事業実施区域には山並み緑地ゾーンが存在し、調査範囲には山並み緑地ゾーン及び沿線市街地ゾーン、郊外住宅地ゾーンが存在する。

表 3.2-61 ゾーンごとの景観形成の方針

景観特性	ゾーン名称	ゾーン特性	対象となる区域	
自然景観	山並み緑地ゾーン	奥羽山系から市街地西部に広がる山並み・丘陵地等からなる地域で、奥山の自然公園や里山の中山間地域を含む広大な自然緑地ゾーン	市街化調整区域	主に丘陵地の区画
市街地景観	沿線市街地ゾーン	地下鉄や JR などの南北・東西交通軸上、旧街道沿いを含む沿線上などに広がる住宅・商業等の複合用途からなる市街地ゾーン	1:地下鉄及び JR 線 <sup>※1</sup> 沿線	鉄道敷きから 500m までの区域
			2:幹線道路周辺 <sup>※2</sup>	道路端から 30m までの区域
			3:幹線道路周辺 <sup>※3</sup>	道路端から 50m までの区域
	郊外住宅地ゾーン	ニュータウン開発等により市街地外縁部の郊外地域に広がる住宅地ゾーン	市街化区域 <sup>※4</sup> で、他のゾーンに属さない区域	八幡、角五郎、上杉、米ヶ袋等 景観重点区域内で上記 1、2、3 に属さない 広瀬川左岸の区域

※1) 新幹線を除く

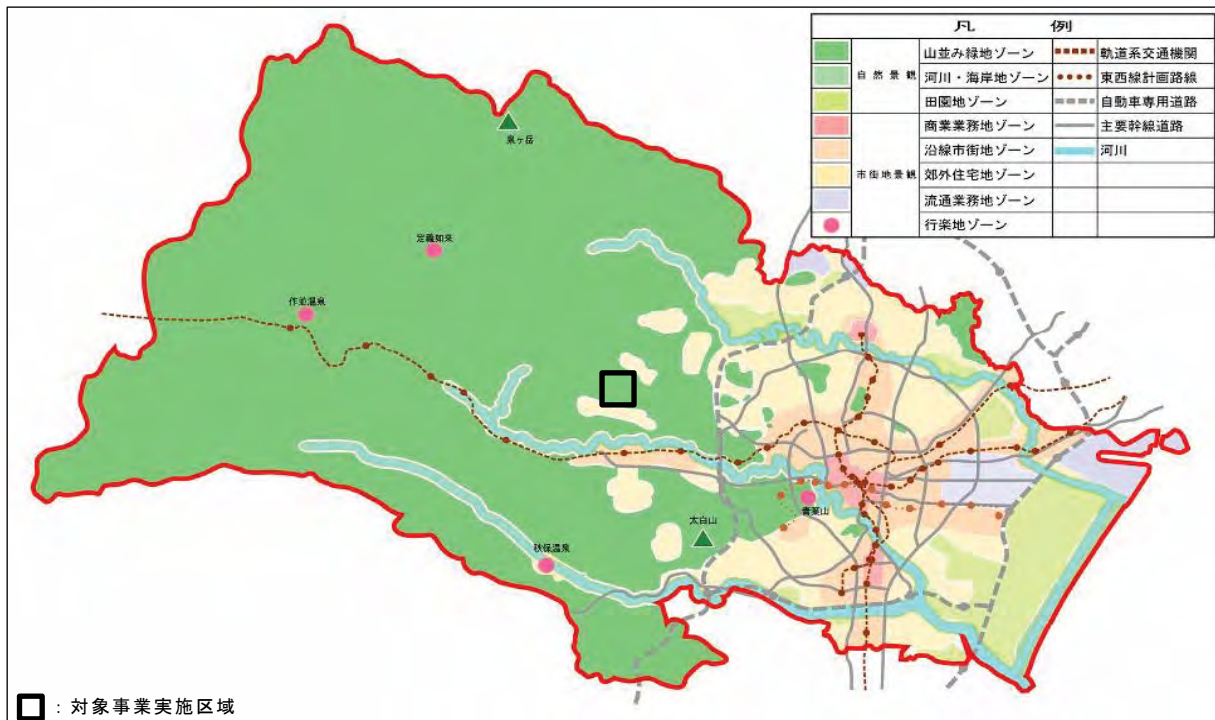
※2) 国道 4 号線仙台バイパス・仙台西道路のトンネル周辺・将監トンネル周辺を除く

※3) 国道 4 号線バイパス周辺

※4) 景観重点区域内の広瀬川右岸又は景観重点区域外に限る

出典：「仙台市「杜の都」景観計画 本編」（平成 25 年 6 月、仙台市）

図 3.2-21 景観計画区域の 8 つのゾーン区分



出典：「仙台市「杜の都」景観計画 本編」（平成 25 年 6 月、仙台市）



表 3.2-62 届け出対象行為等

届出対象規模	
建築物	高さが 20m を超えるもの
	延べ面積が 3,000m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物	高さが 30m を超えるもの
	延長が 50m を超える橋梁、高架道路、アーケード等
	高さが 6m を超え、かつ延長が 50m を超える擁壁(道路に沿って築造されるもの)
建築物の屋上に工作物がある場合	工作物を含めた高さが 30m を超えるもの

出典：「仙台市「杜の都」景観計画 本編」(平成 25 年 6 月、仙台市)

表 3.2-63 景観計画区域(自然景観のゾーン)における行為の制限

対象項目		自然景観のゾーン							
		山並み緑地ゾーン、河川・海岸地ゾーン、田園地ゾーン							
建築物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根、壁面は、眺望に配慮し、周囲の風景と違和感のない形態・意匠とする。</li> <li>・建物配置は、地形に対峙せず、緑地、水辺等へのアクセスを遮らない工夫をする。</li> <li>・門扉等の外溝施設は、周囲の風景と違和感のないものとする。</li> <li>・屋外設備は、建築物との一体化や外部からの見通しに対する遮蔽を工夫する。</li> </ul>							
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲からの眺望に配慮し、背景の山並みに対し突出し風景を害しない高さとする。</li> <li>・里山や田園地の集落景観と調和し、違和感のない高さとする。</li> </ul>							
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派手な色彩を避け、周囲の環境に調和する色彩とする。</li> <li>・外壁の基調色は、主に低彩度の色彩とする。</li> <li>・彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とする。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R~5Y</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>		色相	彩度	5R~5Y	4 以下	その他の場合	2 以下
	色相	彩度							
5R~5Y	4 以下								
その他の場合	2 以下								
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の自然環境を借景として取り入れる緑化を工夫する。</li> <li>・既存の樹木や緑、水辺を保全し、自然を活用した緑化を工夫する。</li> </ul>								
工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋りょう、擁壁等の構造物は、周辺環境や遠景、中景、近景に配慮した、質の高いデザインと修景とする。</li> </ul>							
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲からの眺望に配慮し、背景の山並みに対し突出し風景を害しない高さとする。</li> <li>・里山や田園地の集落景観と調和し、違和感のない高さとする。</li> </ul>							
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派手な色彩を避け、周囲の環境に調和する色彩とする。</li> </ul>							

出典：「仙台市「杜の都」景観計画 本編」(平成 25 年 6 月、仙台市)

表 3.2-64 景観計画区域（市街地景観のゾーン）における行為の制限

対象項目		市街地景観のゾーン							
		商業業務地ゾーン、沿線市街地ゾーン、郊外住宅地ゾーン、 流通業務地ゾーン、行楽地ゾーン							
建築物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根、壁面は、眺望に配慮し、街並みと違和感のない形態・意匠とする。</li> <li>・通りに面しては、街並みの連続性と地域らしさを創出する形態・意匠とする。</li> <li>・低層部は、通りの安らぎ、快適さ、楽しさを創出する形態・意匠とする。</li> <li>・建物配置は、通りの見通しに配慮し、遮蔽感を与えない工夫をする。</li> <li>・門扉等の外構施設は、街並みの風景と違和感のないものとする。</li> <li>・屋上設備、屋外設備は、建築物との一体化や通りからの見通しに対する遮蔽を工夫する。</li> <li>・外部の照明設備は、街並みの楽しさを創出する夜間照明などを工夫する。</li> <li>・敷地内通路は、ユニバーサルデザインや環境に配慮した素材の使用を工夫する。</li> </ul>							
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台城跡等の高台や主要な幹線道路からの眺望に配慮し、背景の山並みの風景を害しない高さとする。</li> <li>・通りのスカイラインに配慮し、街並みの連続性に違和感のない高さとする。</li> </ul>							
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしさを排除し、周辺の街並みと調和する色彩とする。</li> <li>・外壁は低彩度の色彩を基調色とし、活気を創出する場所では、アクセント色を工夫する。</li> <li>・彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とする。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R～5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>		色相	彩度	5R～5Y	6 以下	その他の場合	2 以下
	色相	彩度							
5R～5Y	6 以下								
その他の場合	2 以下								
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街並みの連続性に配慮し、街路樹や生垣等による緑化を工夫する。</li> <li>・既存樹木の保全やオープンスペースの活用等による敷地内緑化を工夫する。</li> </ul>								
工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋りょう、擁壁等の構造物は、周辺環境や遠景、中景、近景に配慮した、質の高いデザインと修景とする。</li> </ul>							
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台城跡等の高台や主要な幹線道路からの眺望に配慮し、背景の山並みの風景を害しない高さとする。</li> <li>・通りのスカイラインに配慮し、街並みの連続性に違和感のない高さとする。</li> </ul>							
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしさを排除し、周辺の街並みと調和する色彩とする。</li> </ul>							

出典：「仙台市「杜の都」景観計画 本編」（平成 25 年 6 月、仙台市）

## (2) 行政計画・方針等

### ① ひとが輝く杜の都・仙台総合計画 2020

「ひとが輝く杜の都・仙台総合計画 2020」の基本構想は、21世紀半ばを展望して、私たちがめざす都市の姿を示し、それを市民と行政とが共有しながら、実現に向け共に取り組んでいくための指針となるものである。

基本計画は、基本構想に基づく長期計画であり、基本構想に定める都市像の実現をめざした重点的な取り組みをはじめ、市政全般にわたる施策を体系的に定め、計画的に推進していくことを目的とする。

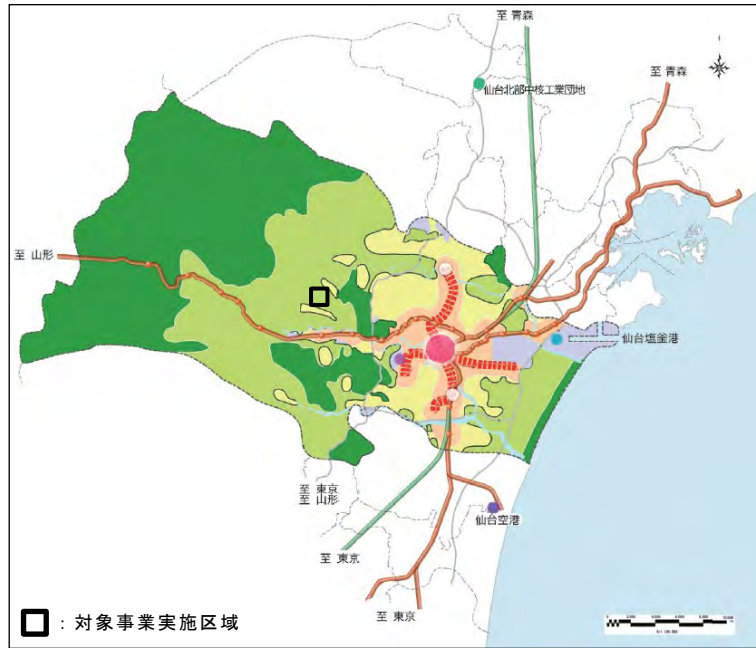
この基本計画では、都市像の実現をめざし、成熟社会の質的な豊かさを高める観点から、重点的に取り組むべき4つの重点政策を定めている。また、土地利用や区別に計画が定められており、対象事業実施区域は、土地利用に基づく地域区分では「集落・里山・田園ゾーン」、区別の地域区分では「西部山岳丘陵地域」に位置している。

「ひとが輝く杜の都・仙台総合計画 2020」における重点政策を表 3.2-65 に示す。また、土地利用に基づく地域区分を図 3.2-22 に、青葉区における地域区分を図 3.2-23 に、対象事業実施区域が位置する地域区分における主な施策の基本方向を表 3.2-66 に示す。

表 3.2-65 「ひとが輝く杜の都・仙台総合計画 2020」における重点政策

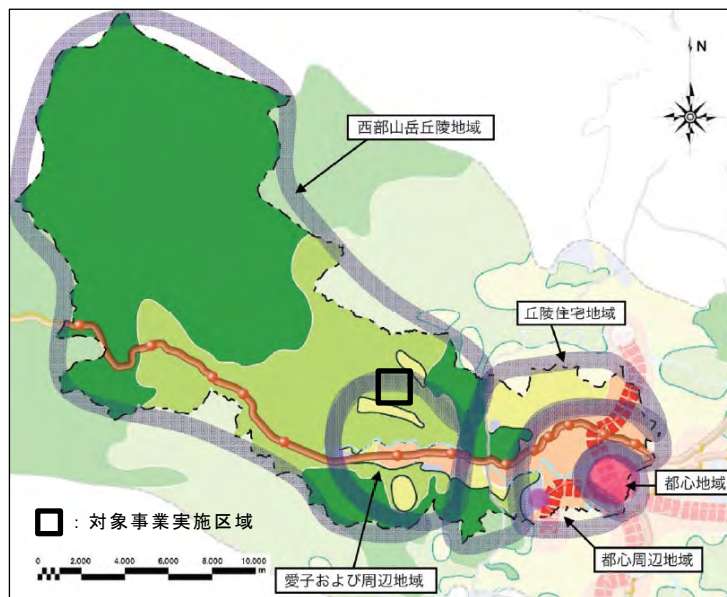
重点政策	施策の方向性
学びを多彩な活力につなげる都市づくり	<p>「未来を育み創造する学びの都」を実現するため、多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支え、社会に羽ばたく力を育むことにより、都市の活力につなげる。</p> <p>■施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学びを楽しむミュージアム都市の推進</li> <li>・学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくり</li> <li>・地域と共に育む子どもたちの学ぶ力</li> </ul>
地域で支え合う心豊かな社会づくり	<p>「支え合う健やかな共生の都」を実現するため、共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会をつくる。</p> <p>■施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共生・健康社会づくり</li> <li>・子育て応援社会づくり</li> <li>・安全で安心な市民の暮らしを支える取り組み</li> </ul>
自然と調和した持続可能な都市づくり	<p>「自然と調和し持続可能な潤いの都」を実現するため、暮らしの質や都市の経済活力を高め国内外との交流を広げる、低炭素型でエネルギー効率の高い機能集約型の都市構造や総合交通ネットワークを整えると同時に、恵み豊かな自然環境を守り、緑と水のネットワークを形成する持続可能な都市づくりを進める。</p> <p>■施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素・資源循環都市づくりの推進</li> <li>・自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の推進</li> <li>・機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成</li> <li>・誰もが利用しやすく都市活力を高める交通基盤づくり</li> </ul>
人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり	<p>「東北を支え広く交流する活力の都」を実現するため、地域産業の飛躍や交流人口の拡大を図るとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用し、産業・学術・歴史・文化芸術・スポーツなどの都市の資源や仙台の持つ人材力を複合的に結びつけ、さまざまな戦略的プロジェクトを生み出しながら、東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。</p> <p>■施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域産業の飛躍と競争力の強化</li> <li>・東北の交流人口の拡大への戦略的取り組み</li> <li>・未来への活力を創る産業の育成・誘致</li> <li>・新たな都市軸の形成と活用</li> </ul>

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台総合計画 2020」（仙台市、平成 23 年）



	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線
	集落・里山・田園ゾーン		広域拠点 (泉中央地区・長町地区)		鉄道在来線
	市街地ゾーン		都市軸 (地下鉄南北線沿線・東西線沿線)		地下鉄 (南北・東西線)
	工業・流通・研究区域		行政界 (市域界)		

図 3.2-22 土地利用に基づく地域区分



	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線
	集落・里山・田園ゾーン		広域拠点 (泉中央地区・長町地区)		鉄道在来線
	市街地ゾーン		都市軸 (地下鉄南北線沿線・東西線沿線)		地下鉄 (南北・東西線)
	工業・流通・研究区域		行政界・区界		

図 3.2-23 青葉区における地域区分

表 3.2-66 主な施策の基本方向

地域区分	主な施策の基本方向
集落・里山・田園ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林や農地、里山、農業を主とした集落などにより形成され、仙台の都市環境の保全や景観形成にも重要な役割を果たしている区域である。</li> <li>・自然環境保全及び農地・農業の持つ多面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持改善を図り、周辺環境と調和しない土地利用の転換は抑制し、森林や里山・田園などの豊かな環境を保全する。</li> </ul>
西部山岳丘陵地域	<p>■特性と動向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船形連峰等の雄大で多様性に富んだ自然と共に、定義如来などの歴史的資源、作並温泉・奥新川などの観光資源に恵まれた地域である。これらの資源は、仙台にとって貴重なものであることから、地域の魅力向上や産業振興を図る観点から、これらを生かしたまちづくりや観光交流の場の振興などを図っていく必要がある。</li> <li>・水田農業や酪農なども行われているが、クマ、イノシシ等による農作物被害や生活被害が発生しており、対策が求められている。</li> <li>・人口の減少が続き、区内の5つの地域の中で最も高齢化率が高くなっている。高齢世帯が増加する中で暮らしの安心を維持していくためには、さまざまな課題に取り組む地域のコミュニティづくりが求められる。</li> </ul> <p>■主な施策の基本方向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林や河川などを適切に保全し、雄大で豊かな自然を継承していくとともに、この自然に融合・調和した景観の維持・形成を図る。また、作並温泉や定義如来、奥新川ラインなどの観光資源と自然体験を結びつけた観光レクリエーションの振興や農林業・商工業との連携の促進、地域資源の発掘やその効果的な活用にも努めるなど、観光交流の拡充を図る。</li> <li>・野生鳥獣による農作物等被害の防止対策を進めるとともに、多面的機能を持った脳死の保全・利活用を図る。</li> <li>・高齢世帯の増加の中で、交通便利性の維持、防災・防犯などの安全・安心の確保や、高齢者の在宅支援等への対応など、地域の課題解決に向けた取り組みを推進する。</li> </ul>

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台総合計画 2020」（仙台市、平成 23 年）

## ② 杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020 改定版

「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020 改定版」（仙台市、平成 28 年 3 月）は、仙台市環境基本条例第 8 条に基づく「環境基本計画」として、本市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向性を定めるものとして、平成 9 年 3 月に策定され、平成 23 年 3 月の改定を経て現在に至っている。本プランは、計画期間が 10 年間の長期に及ぶため、中間年にあたる平成 27 年度に中間評価を行い、東日本大震災の発生等、本市の環境を取り巻く情勢が大きく変化したことを踏まえて、平成 28 年 3 月に計画の一部が改定された。

「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020 改定版」（仙台市、平成 28 年 3 月）では、「環境都市像」を具現化するため、対処すべき重要な環境課題や進めていくべき政策の分野という観点から「低炭素都市」、「資源循環都市」、「自然共生都市」、「快適環境都市」の 4 つの分野別の環境都市像を設定している。また、設定した分野別の環境都市像を具体化するための施策体系を設定するとともに、これらに共通する仕組みづくりや人づくり等について、「良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり」として施策体系に加えている。

分野別の環境都市像を表 3.2-67 に、環境施策の展開の方向を表 3.2-68 に示す。



表 3.2-67 分野別の環境都市像

分野	環境面から目指すべき都市像（環境都市像）
「低炭素都市」仙台	まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市
「資源循環都市」仙台	資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市
「自然共生都市」仙台	自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市
「快適環境都市」仙台	市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020 改定版」（仙台市、平成 28 年 3 月）

表 3.2-68 環境施策の展開の方向

施策分野	環境施策の展開の方向	
低炭素都市づくり	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー効率の高い都市構造・空間をつくる</li> <li>・環境負荷の小さい交通手段への転換を進める</li> <li>・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる</li> <li>・気候変動によるリスクに備える</li> <li>・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる</li> </ul>
	目標	・平成32年度（2020年度）における温室効果ガス排出量を平成22年度（2010年度）比で0.8%以上削減する。
資源循環都市づくり	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源を大事に使う</li> <li>・資源のリサイクルを進める</li> <li>・廃棄物の適正な処理を進める</li> </ul>
	目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成32年度（2020年度）におけるごみの総量を360,000t以下とする。</li> <li>・平成32年度（2020年度）におけるリサイクル率を35%以上とする。</li> <li>・平成32年度（2020年度）における燃やすごみの量を305,000t以下とする</li> </ul>
自然共生都市づくり	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然環境を守り、継承する</li> <li>・自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする</li> <li>・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める</li> <li>・豊かな水環境を保つ</li> </ul>
	目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成32年度（2020年度）におけるみどりの総量（指標：緑被率）について、現在の水準を維持・向上させる。</li> <li>・生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させる。</li> <li>・身近な生きものの市民の認識度を現在よりも向上させる。</li> </ul>
快適環境都市づくり	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ</li> <li>・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める</li> </ul>
	目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気や水、土壌などに関する環境基準（二酸化窒素についてはゾーン下限値）について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態を維持する。</li> <li>・平成32年度（2020年度）における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させる。</li> </ul>
良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる</li> <li>・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える</li> <li>・環境づくりを支える市民力を高める</li> <li>・環境についての情報発信や交流・連携を進める</li> </ul>
	目標	・平成32年度（2020年度）における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上させる。

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020 改定版」（仙台市、平成 28 年 3 月）

加えて、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020 改定版」(仙台市、平成 28 年 3 月)では、地形や自然特性、土地利用の状況などを踏まえ、「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」、「海浜地域」の 5 つの地域に大別し、それぞれの地域における基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項などの基本的な指針を示している。なお、対象事業実施区域は「西部丘陵地・田園地域」に位置している。また、開発事業等に伴う環境負荷の低減のため、土地利用における環境配慮の指針に沿った、開発事業等における段階別の環境配慮の指針も示されている。

土地利用における環境配慮の指針を表 3.2-69 に、開発事業等における段階別の環境配慮の指針を表 3.2-70 に示す。

表 3.2-69 土地利用における環境配慮の指針

地域区分	環境配慮の指針	
西部丘陵地・田園地域	基本的な考え方	<p>本地域は、山地地域と市街地地域の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林やそれらと混在する農地などからなる、里地里山と呼ばれる地域であり、人が自然との関わりを持つことで自然環境が保全・維持されてきた地域である。</p> <p>丘陵地は、生態系の多様さや二酸化炭素の吸収・固定機能、持続的な資源・エネルギーの供給などのさまざまな機能を有する地域であり、開発事業等はできるだけ回避されることが望まれる。また、森林等の資源の持続的な利用によって、この地域の持つ機能を維持・向上できるようにしていくことが重要である。</p>
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の二酸化炭素の吸収・固定機能をはじめ、非常に優れた環境保全機能を有することから、保全に努める。</li> <li>・森林等の資源の持続的な利用や環境と調和した農林業の振興など、適切な維持管理と適度な資源の活用を推進する。</li> <li>・山地地域と市街地地域のバッファゾーン（緩衝帯）として、仙台市の生物多様性の連続性を支える重要地域であることから、その保全に努め、開発事業等を行う場合でも改変面積を最小化するとともに、損なわれた環境については代償措置を実施する。</li> <li>・希少な生物の生息・生育地や、特に市民に親しまれている植物群生地などについては、原則として保全を図る。</li> <li>・生態系の連続性を分断しないよう、野生生物の移動空間（緑の回廊）の確保や、人または自動車との交錯を回避するための移動経路の確保などに努める。</li> <li>・食料供給源となる広葉樹の植樹や、多様な生物が生息・生育できる空間の創造、適正に管理された里地里山で見られる植物の保全などに努める。</li> <li>・水田は気候の緩和機能や保水機能などを有するほか、身近な生物の生息環境の確保に貢献していることから、その保全に努め、市街地の拡大を抑制する。</li> <li>・未利用の有機性資源の堆肥化を進め、地域内での循環に努める。</li> <li>・環境にやさしい農業（土づくりと化学肥料・化学農薬の低減）等により、水田等の特徴的な生態系の維持に努める。</li> <li>・食料生産基地としての機能の向上を図るとともに、市民農園などを人と自然との交流の場として活用する。</li> <li>・澄んだ空気、清らかな水、静穏な音環境などの自然本来の環境を保ち、里地里山に代表されるような、地域に根ざした原風景の保全に努める。</li> <li>・市民の自然とのふれあいや、環境保全活動の創出に努める。</li> <li>・生態系を保全する活動の担い手としての市民やNPO等の積極的な参加、自発的な活動を促し、個性ある地域づくりに努める。</li> </ul>

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020 改定版」(仙台市、平成 28 年 3 月)

表 3.2-70 開発事業等における段階別の環境配慮の指針

段階		環境配慮の指針
企画段階	基本的な考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められる。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。</li> <li>・市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。</li> <li>・環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。</li> <li>・道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。</li> <li>・コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。</li> <li>・地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。</li> <li>・早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。</li> </ul>
計画段階	基本的な考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下に掲げるような手段等を検討することが求められる。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。</li> <li>・太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。</li> <li>・廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。</li> <li>・地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。</li> <li>・周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、動物の移動経路の確保を検討するとともに、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。</li> <li>・事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。</li> <li>・発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。</li> <li>・歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。</li> <li>・地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。</li> <li>・適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。</li> <li>・住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。</li> <li>・開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。</li> </ul>
実施段階以降	基本的な考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められる。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生防止に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。</li> <li>・既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。</li> <li>・環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。</li> <li>・緑地等の適切な維持管理を行う。</li> <li>・事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。</li> </ul>

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020 改定版」（仙台市、平成 28 年 3 月）

### ③ 仙台市都市計画マスタープラン

「仙台市都市計画マスタープラン」は、仙台市の都市づくりの基本方向や施策展開の方向を明らかにするとともに、市民と行政が都市づくりの目標像等を共有し、関連する分野とも連携しながら、都市づくりを総合的に展開していくことを目的としている。平成 11 年 10 月に策定した「都市計画の方針」の計画期間の終了に加え、東日本大震災の発生を含めた社会経済情勢の変化や本市がめざす都市像の変更に対応する方針として、平成 24 年 3 月に改定された。

本プランでは、都市づくりの目標像として、「杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市」が掲げられており、「自然環境保全ゾーン」、「集落・里山・田園ゾーン」、「市街地ゾーン」の 3 つに区分し、都市空間を形成する土地利用の基本方針が定められている。なお、対象事業実施区域は「集落・里山・田園ゾーン」に位置している（「集落・里山・田園ゾーン」の土地利用の基本方針は表 3.2-66 に示す）。

また、本プランでは、都市づくりの目標像を実現するため、今後取り組む 5 つの基本的な方向と 15 の方針を定め、具体的な施策展開の方向を示している。

基本的な方向と方針及び施策の展開の方向を表 3.2-71 に示す。

表 3.2-71(1) 基本的な方向と方針及び施策の展開の方向

基本的な方向	方針	施策の展開の方向
<b>■土地利用</b> 自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図ります	<b>■方針 1</b> 都心の機能強化・拡充	①多様な都市機能の集積・高度化 ②都市基盤の整備と市街地環境の改善 ③都心交通環境の改善・強化 ④緑あふれ風格のある魅力的な都心空間の創出 ⑤利便性を生かした都心居住の推進
	<b>■方針 2</b> 拠点の機能強化・充実	①広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化 ②機能拠点に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積
	<b>■方針 3</b> 都市構造の基軸となる都市軸の形成	①地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を生かした都市機能の集積・連携 ②南北線沿線に都心と広域拠点との連携を強化する都市機能の集積・更新 ③都市軸沿線居住の推進
	<b>■方針 4</b> 良好な市街地の形成	①鉄道沿線区域に暮らしを支える都市機能の充実 ②工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積 ③大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用 ④住み替えしやすい環境の構築
	<b>■方針 5</b> 郊外区域の地域再生	①暮らしを支える都市機能の維持・改善 ②生活に必要な地域交通の確保 ③さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化
	<b>■方針 6</b> 自然環境の保全・継承	①豊かな自然環境や水環境の保全・継承 ②集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化 ③多様な生態系の保全と水源の涵養 ④東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生

出典：「仙台市都市計画マスタープランー都市計画に関する基本的な方針ー」（仙台市、平成 24 年 3 月）

表 3.2-71(2) 基本的な方向と方針及び施策の展開の方向

基本的な方向	方針	施策の展開の方向
<b>■交通</b> 公共交通を中心とした、利便性の高い総合交通体系の構築を図ります	<b>■方針7</b> 鉄道を中心とした総合交通体系の構築	①地下鉄東西線の整備 ②既存鉄道の機能強化 ③鉄道と連携したバス路線網への再編 ④交通結節機能の強化 ⑤都市活動を支える幹線道路網の構築 ⑥広域交通基盤の防災機能の強化
	<b>■方針8</b> 便利で快適な交通環境の構築	①乗り継ぎ利便性の向上 ②利用しやすい運賃やサービスの導入 ③交通施設のバリアフリー化の推進
	<b>■方針9</b> 環境にやさしい交通手段への転換	①過度な自動車利用から公共交通利用への転換 ②自転車利用の推進 ③公共交通などの適正な利用の推進
<b>■防災・環境</b> 災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図ります	<b>■方針10</b> 災害に強く安全で、安心な都市空間の形成	①都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築 ②公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進 ③高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築 ④防犯に配慮した都市環境の構築 ⑤多重防衛による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進 ⑥丘陵地などの安全で安心な宅地の確保
	<b>■方針11</b> エネルギー負荷の小さい都市空間の形成	①建築物などの省エネルギー性能の向上 ②地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進 ③自然の働きを生かした都市空間の形成 ④エコモデルタウンの構築
<b>■緑・景観</b> 都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図ります	<b>■方針12</b> 緑豊かで潤いある都市空間の形成	①緑と水による潤いのある都市空間の形成 ②市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進 ③自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生
	<b>■方針13</b> 風格ある都市景観の形成	①「杜の都」にふさわしい都市景観の形成 ②魅力的な街並みの形成 ③歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成
<b>■市民協働</b> きめ細かなまちづくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図ります	<b>■方針14</b> きめ細かなまちづくりへの総合的な支援	①地域特性に応じたきめ細かな対応 ②地域住民のまちづくり活動の支援強化 ③地域住民との情報共有
	<b>■方針15</b> 市民力の拡大と新しい市民協働の推進	①市民参画の機会の拡充 ②まちづくり主体の交流と連携の推進 ③市民力が発揮できる新しい市民協働の推進 ④復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり

出典：「仙台市都市計画マスタープランー都市計画に関する基本的な方針ー」（仙台市、平成24年3月）



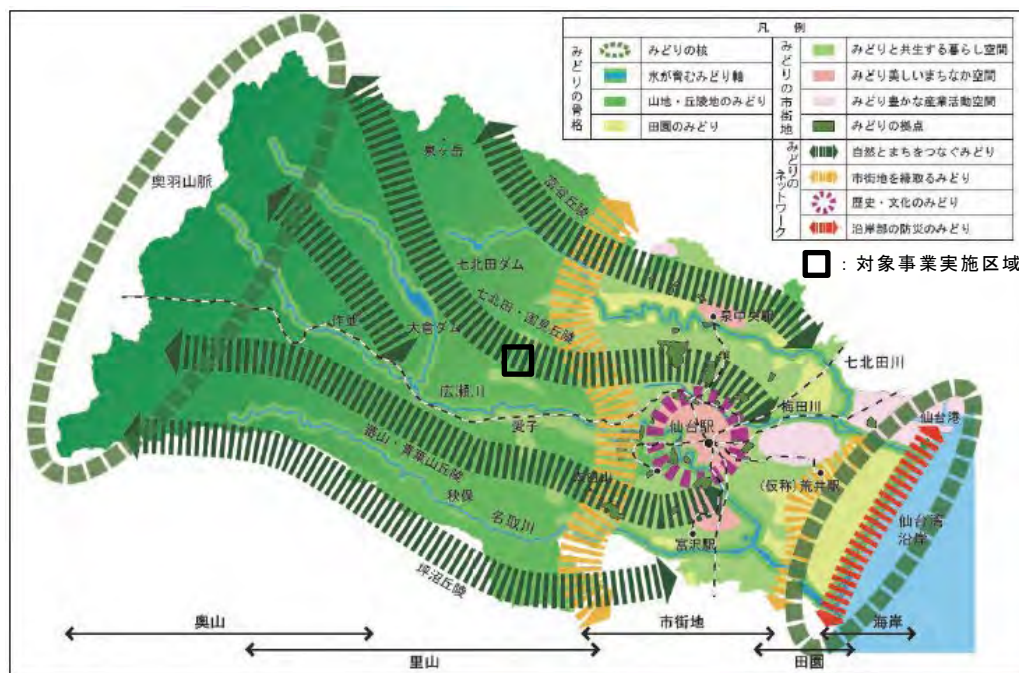
#### ④ 仙台市みどりの基本計画 2012-2020

「仙台市みどりの基本計画」とは、都市緑地法第 4 条に基づく、みどりの都市像や施策について定めるみどりのまちづくりの総合的な計画であり、仙台市では、杜の都の環境をつくる条例第 10 条に規定されている。環境問題の深刻化や都市構造の変化、市民ニーズの多様化、さらには東日本大震災により、みどりを取巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、平成 24 年 7 月に策定された。

基本計画における「みどり」とは、「樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、単独で生育する樹木や草花など」であり、奥山から海へと連続する多様なみどり、市民生活にうるおいを与えるみどり、歴史や文化と調和するみどりについて、継続的に守り育てることで、より豊かで質の高い新しい「杜の都・仙台」に発展させ、未来に継承していく。この計画の基本理念を『みんなで育む「百年の杜」』としている。

また、基本理念の「百年の杜」を実現するため、みどりの質（機能）に着目した 5 つの基本方針と、それらに対応する 7 つの重点プロジェクト『「百年の杜づくり」プロジェクト』を設定している。

基本理念に示す「百年の杜」の将来の姿を表したみどりの将来像を図 3.2-24 に、基本方針と百年の杜づくりプロジェクトを表 3.2-72 に示す。



出典：「仙台市みどりの基本計画 2012-2020」（仙台市、平成 24 年 7 月）

図 3.2-24 「百年の杜」の将来の姿を表したみどりの将来像

表 3.2-72 基本方針と「百年の杜づくり」プロジェクト

基本方針	百年の杜づくりプロジェクト
1安全・安心のまちづくり 地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮する空間を確保します	1 みどりによる津波防災プロジェクト
2自然環境の保全・再生 奥羽山脈からの仙台湾、それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます	2 みどりの骨格充実プロジェクト
3生活環境の向上 より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高めます	3 街のみどり充実プロジェクト
	4 魅力ある公園づくりプロジェクト
4仙台らしさを育む 杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくります	5 みどりの地域資源活用プロジェクト
	6 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト
5市民協働の推進 市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援します	7 市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

出典：「仙台のみどりの基本計画 2012-2020」（仙台市、平成 24 年 7 月）

### ⑤ 仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020

「仙台市地球温暖化対策推進計画」は、仙台市環境基本条例第 8 条に定める、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020 改定版」（仙台市、平成 28 年 3 月）に掲げる「低炭素都市づくり」を進めるための個別計画として位置づけられている。

本計画では、東日本大震災後の排出量の増加や社会情勢の変化を踏まえ、より積極的な地球温暖化対策に取り組むため、国の目標を上回る削減を目指し、目標年度である 2020（平成 32）年度における温室効果ガス排出量を、2010（平成 22）年度比 0.8% 以上削減を目標に設定している。

また、本計画の実施策（施策体系）では、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020 改定版」（仙台市、平成 28 年 3 月）の分野別都市像である「低炭素都市」の実現を目指すため、「まちの構造・配置の最適化」等緩和策を中心にした 5 つの体系に加え、自然や人間社会のあり方を調整する「適応」に係る施策の柱を設けている。このほか、現在の仙台における地域特性や温室効果ガス排出状況を踏まえ、特に重点的に取り組む施策を抽出し、重点プロジェクトとして設定している。

実施策（施策体系）の概要を表 3.2-73 に示す。

表 3.2-73 実施施策（施策体系）の概要

実施政策（施策体系）	概要
1 杜の都の資産を生かし、低炭素の面からまちの構造・配置を効率化する	(1) 都心、拠点、都市軸等、それぞれの役割に応じた機能の配置 (2) 分散型や面的なエネルギー利用の推進 (3) 自然環境の保全と継承
2 環境負荷の小さい交通手段の利用を促進する	(1) 鉄道を中心とした公共交通体系の十分な活用 (2) 環境負荷の小さい交通手段の選択促進
3 省エネ・創エネ・蓄エネの普及拡大を図る	(1) 省エネルギー設備・建築物の普及促進 (2) 創エネルギー（再生可能エネルギー等）の利用拡大 (3) 蓄エネルギーの普及拡大 (4) フロン類等の排出削減の徹底
4 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める	(1) 市民・事業者・市の連携による 3 R 推進 (2) 廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用
5 気候変動による影響を知り、リスクに備える	(1) 気候変動による影響の把握と啓発 (2) 気候変動影響リスクの低減
6 低炭素社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる	(1) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり (2) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 (3) 低炭素技術・産業の育成支援
重点プロジェクト	重点1 エネルギー自律型のまちづくり 重点2 低炭素な交通利用へのシフト 重点3 快適な暮らしや地域経済を支える省エネ促進 重点4 3 R × E で低炭素 重点5 杜を守り、杜に護られる仙台 重点6 せんだい E - A c t i o n

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020」（仙台市、平成 28 年 3 月）

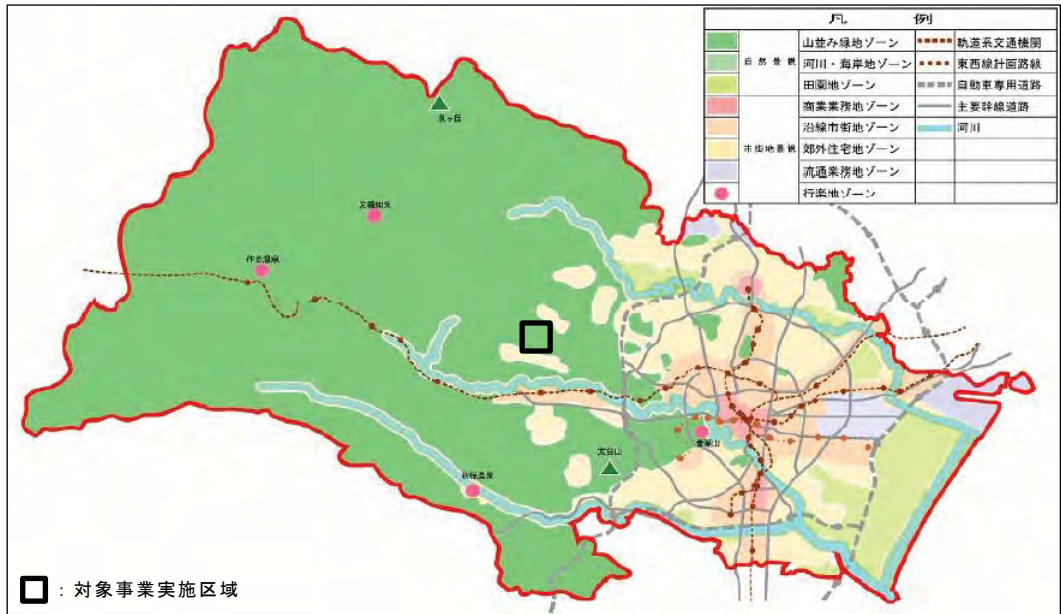
## ⑥ 仙台市「杜の都」景観計画

良好な景観は、都市の魅力向上と個性創出において不可欠なものであり、市民共有の資産となる。平成 16 年に制定された「景観法」は、これを基本理念とする総合的な施策の枠組みを整備したものであり、仙台市では、現在の「杜の都の風土を育む景観条例」に基づく取り組みを充実させるため、この枠組みを活用して「景観計画」を作成し、今後の都市づくりの方向も踏まえた魅力的な「杜の都」の街並み形成に向けて取り組んでいる。

本計画では、都市と自然とが調和し共生する「杜の都」としての一体的な景観形成を高めるため、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけている。

また、市全域（景観計画区域）を「自然景観」と「市街地景観」に大別される 8 つのゾーンに分け、ゾーンごとの特性に応じて、建築物等に対する良好な景観形成の方針に基づく取り組みを進めていくこととしている。なお、対象事業実施区域は「自然景観」のうち「山並み緑地ゾーン」に位置している。

市全域における 8 つのゾーン区分概念図を図 3.2-25 に、景観形成の方針を表 3.2-74 に示す。



出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（仙台市、平成 21 年）

図 3.2-25 市全域における 8 つのゾーン区分概念図

表 3.2-74 景観形成の方針

景観特性	ゾーン区分	景観形成の方針
自然景観	<p>■ゾーン名 山並み緑地ゾーン</p> <p>■ゾーン特性 奥羽山系から市街地西部に広がる山並み・丘陵地等からなる地域で、奥山の自然公園や里山の中山間地域を含む広大な自然緑地ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ランドマークとなる近郊の山並みや奥山の景観の保全を図る</li> <li>山や丘陵等の地形を活かし、地域の原風景に調和した景観の形成を図る</li> <li>里山における景観の保全や中山間地域における安らぎ感ある良好な景観の形成を図る</li> </ul>

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（仙台市、平成 21 年）